平成22年(2010年)紀北町3月定例会会議録

第 6 号

招集年月日 平成22年3月3日(水)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成22年3月23日(火)

応招議員

東 篤布 中村健之 1番 2番 3番 近澤チヅル 4番 家崎仁行 5番 川端龍雄 6番 北村博司 7番 玉津 充 9番 平野倖規 10番 岩見雅夫 12番 平野隆久 中本 衛 13番 島本昌幸 14番 15番 中津畑正量 16番

15番中津畑正量16番東 澄代17番松永征也18番垣内唯好

19番 奥村武生 20番 東 清剛

21番 谷 節夫 22番 世古勝彦

(うち遅刻議員)

1番 東 篤布 9番 平野倖規

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副町長	紀平 勉
会計管理者	長野季樹	総務課長	川合誠一
財政課長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企画課長	中場 幹	税務課長	平谷卓也
住民課長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建設課長補佐	井谷 哲	水道課長	村島成幸
紀伊長島総合支所長	橋本樹徳	教育委員長	大和秀昭
教 育 長	安部正美	学校教育課長	世古雅則
生涯学習課長	家崎英寿	監查委員	井上 寛

職務の為出席者

 事務局長
 中野直文
 書記
 脇 俊明

 書記
 上野隆志
 総務課長補佐
 工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

4 番 家崎仁行

5番 川端龍雄

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

北村博司議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、これより開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

1番 東篤布君と、9番 平野倖規君から遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

北村博司議長

ここで1点だけ、ご報告申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成して、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされております。これに伴い、教育委員会からその報告書の提出がありましたので、各議員の棚に配付させていただきました。ご覧いただきまして、今後の議会審議の参考にしていただきますよう、お願い申し上げます。

以上、ご報告を申し上げました。

北村博司議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。 議事運営上、朗読は省略することにいたしたいと思いますので、ご了承お願いいたします。

日程第1

北村博司議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

4番 家崎 仁行君

5番 川端 龍雄君

のご両名を指名いたします。

日程第2

北村博司議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件につきまして、 各常任委員長から審査の経過と結果についてのご報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 東清剛君。

総務財政常任委員長 東清剛議員

皆さん、おはようございます。

平成22年3月定例議会において、総務財政常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告をいたします。

去る3月8日、午前9時30分から委員会室におきまして、委員7名全員出席のもと、開催されました。説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、出納室、企画課、税務課、危機管理課の各課長及び職員でありました。

それでは審査した議案順により、経過と結果については、尾上町長の初めての予算も含まれておりますんで、詳細に説明をさせていただきます。

最初に、議案第1号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員からは、少し詳しい説明をと求められたので、川合課長からの説明では、第1号議案と第2号議案は関連するものであります。今回の改正は、労働基準法の改正がありまして、 労働基準法では長い時間外勤務手当の抑制ということで、長い勤務時間をしている職員に休 息の時間を与えるために、月60時間を超える時間外勤務手当に係る支給割合を 100分の 150 に引き上げる。また、それに替えて割り振られた正規の勤務時間において、それを代休とする形で消化することができるものであります。したがいまして、それが第1号議案と第2号議案に分かれています。代休については、勤務時間、休暇等に関する条例で、時間外の支給の件に関しましては一般職の職員の給与に関する条例になり、2つが関連しております。

したがいまして、2つの条例を1つのものとして理解していただいたほうがいいかと思います。月60時間を超える時間外に対しましては支給率を上げますが、その部分について、代休制度を取り入れることで、職員の健康管理等も含めて代休を与えるというものです。

なお、月60時間を超える時間外勤務をする職員は、現在のところ本町にはおりませんとの ことです。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきもの として決定いたしました。

次に、議案第2号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の 審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきもの として決定いたしました。

次に、議案第3号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員からは、条例の運用を受けて取得している該当職員は、いないということですが、条件的に対象可能な職員はおりますかとの質疑があり、育児休業の中で、勤務時間を区切って 勤務する育児短時間勤務を取得した職員はおりません。ただし、申請すれば取得が可能となる職員はおりますとの答弁でありました。

質疑を終了し、討論に入り、採決を行い、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第15号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第4号)の審査を行いました。 初めに「議会事務局」所管分について質疑を求めましたが、質疑がありませんでした。 次に「総務課」所管分についての質疑を行いました。

委員からは、歳入30ページ、雑入、町長選挙供託金収入の 100万円について詳しく教えて くれとの質疑があり、供託金は立候補する際に50万円を納めていただきますが、有効投票総 数が10分の1に得票が満たなかった候補者の方の分は町の収入となります。該当者が2名お られましたので 100万円となりましたとの答弁でございました。

また、他の委員は、今回退職者が多数あるようですが、定年による退職者とそれ以外の退職者の内訳を教えていただきたいとの質疑があり、今年度末までに退職する職員の内訳は、定年退職者が5名、勧奨退職が7名、すでに退職している者を含めた普通退職が2名の合計14名でありますとの答弁です。

また質疑として、勧奨退職者は定年を近くに迎える方だと思いますが、これらの退職者の数に対して、新規採用は何名ですか。これだけ退職者があると採用を控えた場合、役場の職員の年齢構成に偏りが生じ、業務に支障をきたす恐れがあると思いますが、その点についてどう考えているかとの質疑に対し、団魂の世代が定年退職する年齢になっていることから、他市町村においてもベテラン職員が多数退職する状況となっております。それに対して来年度の新規採用は3名であります。定員管理適正化計画において、合併後の5年間で職員を30名減らす目標を掲げており、今回ほぼ達成できる見込みですが、勧奨退職が多数いたことから業務に支障をきたさないか十分検証したうえで、来年度以降の新規採用を検討したいと考えておりますとの答弁です。

また質疑として、正規職員を減らすが仕事量は減らないということから、臨時職員の採用はむしろ増えていくといったことが懸念されますが、その点については大丈夫ですかの質疑があり、正規職員が減ったから臨時職員を採用してそれに充てるということは基本的にはしておりません。ただ、業務等によっては、短期に雇用しないと支障をきたす場合がありますので、そういった場合は雇用することもありますとの答弁です。

また委員から、今年度の退職者の役職別の内訳を教えていただきたい。そして一度に14名が退職するということで、今後職員一人ひとりの業務量が増えることが懸念され、業務の削減等を含めた改善が必要であると思いますが、その取り組みの事例があれば教えていただきたい。また、行政改革については、定員管理適正化計画に基づく人員の削減はもちろん必要でありますが、福利厚生費も含めた人件費の金額で判断すべきだと思います。その点についてどう考えていますかの質疑があり、勧奨退職者の7名のうち、副参事を含め課長級が6名、課長補佐級が1名です。定年退職の5名のうち、課長級が4名、看護師が1名です。普通退職の2人のうち、課長級が1名、あと1名はすでに退職している主任であります。

当然退職した職員の業務の穴埋めは必要でありますが、それに対してはできるだけ職員一人ひとりに負担がかからないよう、役職の業務のあり方も考慮したうえで、人事異動により対応したいと考えておりますとの答弁です。

また他の委員からは、町が支援しているイベントがいくつかあり、職員が休日に多数出勤し、その回数も多いように思われますが、職員はボランティアで行っているのか、それとも時間外勤務に対して十分手当がされているのかお聞きしたいとの質疑があり、イベントに関する職員の時間外勤務については、時間外勤務手当と代休または時差出勤等で対応しております。職員には極力代休または時差出勤を取得するよう指導しておりますとの答弁でした。

また他の委員からは、最近のイベントの状況を見て感じることは、規模の割に携わる職員の数が多いように感じます。地域の活性化のために行うイベントは、地域住民が先頭に立って行うべきであると思います。現状を見ていると、どうも行政主導であるように感じます。本来地域の活性化には、地域住民の盛り上がりがあってこそ、達成されるものだと思っておりますので、現在のイベントのつくり方には危険性を感じています。単純にイベントが増えているのではなく、行政側が増やしているのではないかとも思われます。

全体事業費に対する町補助金の割合が非常に高いイベントがあるように思います。合併後に地域バランスを考慮して政治的な配慮からつくられたイベントがあるように思います。その点はいかがですかとの質疑があり、ご質問の趣旨はわかりますが、私がお答えする立場ではございませんとの課長の答弁であります。

以上で、総務課所管分の質疑は終了いたしました。

次に「財政課」所管分については、質疑がございませんでした。

次に「出納室」所管分については、質疑がありませんでした。

次の「企画課」所管分についての質疑は、委員から紀北町全体図について在庫状況と、また販売額の現状についてはどうなっているのか質疑があり、課長からは、現在、紀北町全体図、紀伊長島区図、海山区図等の地図があると思います。最新版については合併後のものとなっております。在庫についての数は確認しておりませんが、パソコン上で地図が扱えるようになり、購入が少なくなってきたのではと聞いております。

また委員から、また購入者については特定されていなので、新たに購入する人はいるのですか。今後どのように取り組んでいくのかとの質疑があり、以前は、町が行う補助申請等の添付資料として折り込んだり、切ったりして利用していましたが、一般の方がこの地図を購入することは少なかったと思います。また、現在、三重県とともにコンピューター上の地図をつくっており、5年に1回ぐらい飛行機を飛ばして撮影し、新しい地図を作成して、各市町や三重県が活用していくということにしております。今後、町内地図を紙ベースでつくっていくのか、つくる場合は費用を安くするため、三重県の電子地図を利用できないか等を研

究するようにしています。

ただ、コンピューター上の地図を印刷し、現在の地図の大きさにするには、別に機械が必要となってくるため、費用面ではどちらが良いのか研究していかなければいけないとの答弁でございました。

他の委員から、33ページの企画費の中の地方バス運行対策事業費の減額について、決算見込みによる減額と思われますが、減額の理由についての説明が求められました。答弁は、その減額の理由は、燃料の軽油の単価の減や、うるう年の日数で計算していたことによる減であり、もう一つの理由は7月のダイヤ改正により、便数が調整されたことで、その分を含めて減額しております。第3種の尾鷲長島線の減額分ですとの説明がございました。

次に他の委員から、33ページの人づくり事業ですが、こういう名称については、ふさわしくないと思います。国内研修は職員、海外研修は公的団体となっておりますが、現在の利用状況はどうなのか。また助成対象を見直す必要があるのではないかとの厳しい指摘がございました。答弁は、人づくり事業の海外研修はこれまで2人分の予算を計上していましたが、昨年は参加者が1名となりました。22年度も2人分の予算を計上しております。なお、事業名については検討させていただきたい。助成対象をもう一度精査させていただきたいとの答弁でございました。

次に他の委員から、24ページの電源立地地域交付金 194万円の減額についての理由はとの質疑がありまして、制度の変更についてで、平成20年度までの交付金の額は、昭和45年から昭和54年の10年間の平均年間発電電力量によって算定されておりました。法律改正に伴い、平成21年度からの交付金の額は、直近の10年間の平均年間発電電力量によって算定されることになり、紀北町では平成20年度までは最大で 1,433万円、平成21年度では最大で 1,250万円の交付額となっており、平成21年度当初予算では 1,433万円を計上しておりましたが、その交付金の減額分と入札差金により 194万円の減額となりますとの答弁でございます。

以上で、企画課所管分の質疑を終了いたしました。

次に「税務課」所管分については、質疑がございませんでした。

続いて「危機管理課」所管分についての審査に入り、委員から質疑がございました。

先日の津波襲来にかかる経費は災害対策費と思われますが、今回の補正予算に反映されていないでしょう。夜間、津波警報から津波注意報に切り替わる際のJ-アラートの自動放送に対するクレームが相当あったと思います。発令のみならず、津波警報から津波注意報に切り替わる放送は、受信者は非常に驚きます。J-アラートの自動放送はシステム上整備され

ていると思いますが、新たな警報等の発令と誤解を招くので修正してほしい。

また、避難者は非常に少なかったので、実際の避難率はどれぐらいなのか把握しているか。それに加え、津波の見物人が非常に多かったように見受けられる。午後2時ごろに津波のため沖へ避難させていた船も午後3時過ぎには元の位置へ戻っている。釣り客も避難することなく釣りを興じていた。このように危機管理意識が希薄なので、自主防災会等も一緒に危機管理意識の再構築を図る必要があるのではないかとの質疑に対し、まず、Jーアラートの関係ですが、東北の方で大津波警報が発令されていたかと思います。それが、津波警報に切り替わったときに、本町においても自動放送がされました。Jーアラートにより防災行政無線から放送されています。決して、誤報ではないとのことです。

また、避難者が非常に少なかった点ですが、本町は76人の避難者の確認をしております。 避難率は1から2%、全国的には約6%の方が避難したと聞いておりますとの答弁で、津波の見物人が多かったのでは、速やかに災害対策車等で樋門閉鎖の周知と、注意喚起を行いました。また避難者のピークは津波到着予定時刻の午後2時30分から、午後7時には避難者は自宅へ帰ったと把握しております。このように危機管理意識の低下を大きく危惧しておりますとの答弁でございます。

また委員から、津波第1波と第2波との時間差があり、避難に戸惑ったかと思われますが、 危機管理意識の再構築を図るために避難訓練、防災学習等を行う必要があるのではないかと の質疑があり、第1波と第2波の時間差は40分から1時間程度と聞いております。第2波、 第3波のほうが大きく、尾鷲港で計った潮位では、第1波が30センチ、第2波、第3波では 60センチございました。津波に対する危機感を持ち、教訓として今後の防災行政に生かして いただきたいと考えておりますとの答弁でございました。

以上で、危機管理課所管分の質疑を終了いたしました。

以上で、議案第15号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第4号)に関する総務財政常任委員会所管分の質疑はすべて終了いたしました。

討論なく、次に採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係分については、原案の とおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第20号 平成22年度紀北町一般会計予算の総務財政常任委員会関係の審査を行いました。

初めに「議会事務局」所管分について行い、委員から、議員共済の政府案というのが答申で出ている段階だと思いますが、現状を皆さんにご報告いただいたほうがいいのではないか

という要望がありました。

そこで局長に答弁を求め、皆さんご承知のとおり、平成の市町村合併により、町村議会議員がかなり減っています。今現在でも改正が行われ、段々率が減っていくのが現状です。このような現職議員の数も少なくなるようなことから、全国町村議会議長会においても年金制度のことでいろいろ協議を行っているところであります。今のところ、全国町村議会議長会でまとめたものは、国における市町村合併の推進により、このような現状となったことから国の責任で負担すべきという方向で決議書を提出しているところです。

さきほど委員からありましたように、一部から解散しろというような考えもありますが、 そこには至っておりません。今後も国に対して、全国町村議会議長会が働きかけますし、ま た今回、三重県町村議会議長会のほうから、各町村議会において国会議員に働きかけていた だきたいという要請もきております。正副議長並びに議会運営委員会の正副委員長の4人で、 地元選出の国会議員に働きかけをするということです。

また委員からは、議員共済年金に関しての詳しい説明がありましたので、そのことについて、今後どのように協議するのかについて、事務局長に質疑がございました。事務局長からは、市議会のほうでも23年度ごろ破綻するのではないかと言われ、町村議会につきましては、その後あとぐらいで大変な時期がくると言われています。

また委員から、合併を推進したのは国であり、それで町村議員がいっぺんに減ってしまったので、今後どのように取り扱うかということを、議運なりで検討していただきたいとの要望があり、事務局長は、事務局として早急に資料を集め、議会運営委員会の中で報告し、その中で取り扱いについて決定していただきたいとの答弁がございました。

次に他の委員から、41ページの会議録作成は予算でテープの調整料が 105万円あがっていますが、会議録の作成費用はどのようになっているのかとの質疑があり、会議録作成委託料として 105万円を計上しております。これにつきましては委託する会議録の調整分と、閲覧用会議録を含め、4部の会議録を作成していますが、その部分も含まれております。1定例会あたりの会議録作成費用は 3,000円から 4,000円程度との答弁がございました。

以上で、議会事務局所管分の質疑を終了いたしました。

次に「総務課」所管分についての審査を行いました。

委員からは、庁舎移転の関係につきまして、予算書では土地購入費用に1億5,000万円かかり、その財源の内訳は予算書で基金繰入金と町債の部分で示されているのではわかるのですが、その予算が可決された場合、どのような計画で事業が進められていくのかとの質疑が

あり、現在の予定では、平成22年4月1日付けで三重県に対しまして普通財産減額譲渡申請書を提出します。町と県がそれぞれ平成22年6月中に土地譲渡に係る議案を上程しまして、議決を経た後、おそらく7月ごろになろうかと思いますが、県と契約を結んで土地を取得する予定でありますとの答弁です。

また質疑として、1億 5,000万円の用地の取得にかかる経費のみということですかとの質疑に、課長からは、土地の購入に係る経費のみであります。現在、土地の購入価格については三重県と最終的な折衝を行っており、決定には至っておりませんが、今回、計上しました1億 5,000万円の範囲内で取得できるものと考えておりますとの答弁でございました。

それとまた他の委員からは、本議会での質疑での減額譲渡申請書に記載した土地の用途については、あとから変更できないということでしたが、そのようなことは初めて聞いたように思います。これまでに全員協議会などで議論してきましたが、もっと早くこの情報を出していればさまざまな議論ができたのではないかとの質疑があり、これに対し、課長からはそれは全員協議会が過去6回開催され、その中で長島校跡地に本庁舎を移転する旨、説明させていただきましたとの答弁でございました。

また委員から、先日の本会議の中で、町長はまず予算を認めていただいて、そのあとでさまざまな問題点は設計の段階で検討したいという答弁がなされていました。これでは学校関係者や議員は納得いかないと思います。庁舎移転については合併協定を守るために長島校跡地に持っていくということの一点張りで、そのあとの現庁舎をどのようにするのかといったところが、いろんな問題点も計画も示されていないままで、中でも海山区の住民は納得しているとは思えません。当初の移転計画から1年間の時間の猶予ができましたので、住民に対し説明会を開くなど、町民の皆様に納得のいく方法で庁舎移転をなされるようにしていただきたいと思います。その点についてどのように考えますかとの質疑がございました。

課長の答弁は、庁舎移転先の用地として長島校跡地を購入する経費であります。詳細な計画については議員の皆様と検討を重ねていきたいと思います。このような意見があったことを町長に伝えるとの答弁でございました。

また他の委員からは、庁舎移転後の現庁舎の利用方法も町民に十分示していかないと理解 は得られない思います。また、私はそうでないと、この予算は認められないと思います。去 年の9月定例会の議決から言えば、ここは紀北中学校の予定地としての予算があがってくる べきものだと思います。その点はいかがですかとの質疑に対し、課長は、今回示したのは、 長島校跡地に本庁舎と生涯学習施設を併設する形に計画を変更したうえでの土地購入の予算 でありまして、したがいまして、名称は本庁舎移転等推進事業といたしました。このような ご意見があったことは、町長にお伝えしますとの答弁でございます。

また、他の委員から土地の購入についてはいいことだと思います。購入後の用途変更ができないということであるならば、減額譲渡申請の際には、用途をあくまでも予定地として提出できないのかとの質疑に対し、答弁は、三重県に申請する際には、将来整備するという意味で、あくまでも予定ということになりますが、申請にあたってはその使途ははっきりと書いていく必要があるとの答弁でございました。

また他の委員から、全員協議会において、分庁方式を提案したのは私です。合併協定に反するものですが、庁舎移転後のあり方の一つとして提案いたしました。移転後の現庁舎の利用方法や総合支所方式について、議会ではこれまで議論されていませんでした。現庁舎の利用方法について示されていないことで、町民が庁舎移転について納得いかないというのであれば、これまで議論をしてこなかった我々議会の責任であると思います。そして合併特例債を借りるには、土地の用途を明確にしなければいけないと思います。

また、今回、譲渡を受けようとしている土地の単価が非常に安価であることは、旧紀伊長島町(483ページで長島町に訂正)時代に県立長島高校をあの地に建設するために、当時の町民が取得したりした現在の用地の約半分にあたる面積を非常に安い価格、あるいは無償で譲り渡したという経緯があるからです。当時の町民が寄付同然で手放した血と汗の結晶であるあの土地は、是非町が買い戻すべきです。その点は明確に説明する必要があります。おそらく三重県は当初5、6億円を要求しておったのではないかと思いますとの質疑に対し、課長からは、経緯につきましては委員のおっしゃったとおりだと思います。敷地の約半分に当たる約1万7,523平米が地元の方々のご好意により、安価で提供いただいたり、無償でいただいたりしたものであります。経緯については、県の担当部局も十分認識しておりますし、本来なら非常に高い価格のところをこのような安価で譲渡していただけるよう努力をしていただいているところであります。分庁方式も含めた今後の事業計画については、以前に町長も申し上げたとおり、これから議員の皆様と一緒に議論を重ねたうえで、良い事業計画をつくり上げていきたいと考えておりますとの答弁でございました。

次に、他の委員から、土地購入には合併特例債を借りずに購入することはできないのか、 合併特例債を借りなければ、県が譲渡してくれないのかとの質疑に対し、課長からは、1億 5,000万円の取得費に対しては、合併特例債を使わないと全額町の持ち出しとなってしまい ます。現時点で計算してみますと、将来の利息分を含めまして、約5,800万円の持ち出しで 購入できますとの答弁でした。また、特例債を借りなければいけないのかということに関しては、そうではないということでございました。

また他の委員から、今回、勧奨退職で7名が退職されるとお聞きしましたが、これから課長や副参事となって町のために頑張っていただきたい職員が毎年多く辞めていくようなことは、町にとって損害であるし、また本人にとっても、もったいないことだと感じています。町はどのような考え方で勧奨退職を認めているのかお聞かせくださいとの質疑があり、課長からは、勧奨退職については希望する職員それぞれの理由を聞き取りまして、希望する職員にはそれぞれ理由があって退職を決断しておりますので、個人の希望を尊重して認めております。もちろん早期に退職されることによって業務に支障が出る恐れがありますので、今後、この対策は検討していかなければならないと考えておりますとの答弁でございました。

また他の委員からは、地域自治区活動推進事業についての質疑があり、これまで議会でも地域自治区の存続については、いろいろ議論されておりますが、町長が変わられたことにより、地域自治区の存続について議論がなされていますが、また、両区それぞれの構成員の活動が随分活発に行われていると聞いておりますが、委員の役割についてお聞かせくださいとの質疑があり、課長からは、町長は、地域自治区は重要であるとの認識をしており、今後とも地域協議会構成員の皆様のご意見をいただきながら、町政運営を行っていきたいと申しております。地域協議会の構成員につきましては、平成22年3月31日に2年間の任期を満了しましたが、地域自治区の重要性を鑑み、新たに構成員を選任する予定であります。

また、構成員の活動についてですが、年4回協議会を開催させていただき、紀伊長島区と 海山区それぞれ15名ずつの計30名の構成員の皆様に活発な議論をいただき、毎年度、町に対 して提言等を提出いただいております。先日開催されました21年度の第4回目の協議会では、 町長をはじめ、提言の内容に関する担当課長が出席しまして、その提言に対する回答や意見 を交換しておりますとの答弁でございました。

ちょっと申し訳ないです。訂正部分がございまして、さきほど私が発言した中で、旧紀伊 長島町と申し上げたところ、長島町というふうに議事録のほうは変更させていただきたいの で、よろしいですか。申し訳ございません。

以上で、総務課の所管分の質疑を終了いたしました。

次に「財政課」所管分についての質疑を行いました。

委員からは、29ページ財産貸付収入に高速関連事業に関する収入は含まれているかとの質 疑に対し、課長は、高速関連事業にかかわる貸し付けはございませんとの答弁でした。 また他の委員から、29ページ町有地貸付収入 443万 4,000円の主なものと、35ページのオータムジャンボ配分金の算出方法を説明してくれとの質疑があり、課長からは、町有地貸付収入の主な貸付先は海山区では、海山建材、紀北自動車学校、森林組合おわせ、紀伊長島区ではNTT、中部電力等でございますとの答弁です。また、オータムジャンボの配分金は均等割と人口割で算出しておりますとの答弁でございました。

また他の委員から、紀伊長島区の三戸分校の取り壊しの経過と早稲田大学との賃貸借契約の期間はどうなっているかとの質疑がありました。課長からは、建物の現況は一部の床が抜け、雨漏りもひどく非常に危険な状態であることから、立ち入り禁止にしておりました。今回、取り壊しを決定し、解体工事の入札を3月4日に実施いたしました。早稲田大学との施設の賃貸借契約につきましては、旧紀伊長島町で、平成15年に、平成18年3月31日までの延長契約を締結しておりましたが、それ以後の契約更新はしておりませんとの答弁でございました。

次に、他の委員から、14ページの地方揮発油譲与税と、15ページの地方道路譲与税の増減 理由の説明が求められました。課長からは、道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲 与税から地方揮発油譲与税に変更になりました。そのため、今年度は全額地方揮発油譲与税 に計上し、地方道路譲与税を皆減するものとなりますとの答弁でありました。

また、他の委員から、19ページ、町民センター使用料26万円の主なものを説明してください。また、平成21年度に結婚式での使用はありますかと、今後、結婚式の予定はありますかとの質疑に対し、課長は、使用料の主なものは展示販売会等による大会議室の使用料であります。結婚式については、社会福祉協議会が実施主体であり、3月14日、もうすでに終わっておりますけども、1件予約があったそうです。今後の運営は社会福祉協議会において実施できるものと思っておりますとの答弁でございました。

他の委員から、45ページ、基金管理事業で地域振興基金の積立額と上限額を説明していただきたいと求められました。課長からの答弁は合併特例事業債を活用し、22年度も1億2,000万円計上いたしました。上限額は12億1,000万円であり、合併特例事業債を95%の、11億5,000万円を充当しておりますとの答弁でございます。

次に、他の委員から、32ページ、ふるさと応援基金繰入金の充当先を説明していただきたいとの質疑がありました。それに対し、課長の答弁は生涯学習課の町民センター、児童図書館、多目的会館の図書の購入費に充当いたしましたとの答弁です。

またそれに関連して、図書の購入費に充当ということですが、ただ、財源手当ではないの

かとの疑いが持たれております。ふるさと寄附金は善意の寄附金であるので、使い方を検討し、議会に報告すべきであり、また多目的会館は運営委員の協議を経て図書を購入しているが、海山区はどのようにされているのかとの質疑がございました。また課長の答弁として、図書の購入につきましては、普通分に上乗せし図書の購入をするものであります。ふるさと寄附金につきましては活用を検討し、今回はふるさと図書の購入といたしましたとのことです。また、海山区については運営委員会はありませんとの答弁でございました。

それに関連して、他の委員から、ふるさと寄附金をしてくれた方の目的と金額、充当した 事業費を一覧表にして配付するようにと提案され、それについて塩崎課長から、一覧表を配 付をいただきました。

また他の委員から、庁舎周辺の草が目立ちますが、木の剪定、除草の予算を増やし、美観に気をつけていただきたい。町民センターの外壁の汚れが目立つので、塗装をしていただきたいとの質疑がございました。課長からは、木の剪定は職員ではできませんので、業者に依頼し実施しており、除草作業は随時、財政課等の職員で対応し、海山区では年1回職員で周辺の清掃を実施しております。予算につきましては、今後検討してまいりたい。また、町民センターにつきましては、耐震補強により安全対策は実施されましたが、外壁の塗装は今後検討してまいりたいとの答弁でございました。

以上で、財政課所管分の質疑は終了いたしました。

次に「出納室」所管分についての審査に入り、委員からは、地図販売料について、どのような地図を販売しているのか。また、1階入口に近いというところで販売しているのだろうと思いますが、本来、企画課の所管になるのではないかとの質疑があり、課長からは、紀北町管内図で3万分の1で料金が400円、5万分の1で料金が200円、両区に分かれたものが2万5千分の1で料金がそれぞれ250円の4種類が出納室で販売されております。企画課が作成し販売については、出納室と協議をいたしまして委員のおっしゃるとおり、庁舎1階入口に近い出納室で販売することになり、現在に至っておりますとの答弁でございました。

またその委員から、地図を販売しているのなら庁舎内のどこかに掲示して宣伝してもよいのではないか。地図を販売していることを知らない町民がほとんどではないかと思うので、それについてどのように考えているのかの質疑に対し、室長からの答弁は、確かに合併当初に広報誌でお知らせして以来、手をつけていないのが現状であります。地図の需要は一部、個人の方もありますけど、ほとんどが管外の業者の方です。販売促進ということで広報等については考えていきたいとの答弁でございました。

以上で、出納室所管分の質疑を終了いたしました。

次に「企画課」所管分についての審査に入りました。

委員から、46ページの友好都市交流事業について、今年度は、四條畷市が市制40周年であり、具体的にどのようなことを行うのですかの質疑があり、中場課長からは、友好都市交流事業については、事務レベルで最低年に2回、それぞれの担当者同士が会って、来年度以降の事業について検討しています。昨年末の打ち合わせで平成22年7月3日に四條畷市の40周年記念事業を行う予定であると伺っており、予算編成にあたってはいろいろ相談し、その中で紀北町のほうから文化的な、例えば太鼓や神楽とかの出演はお願いできますかとの相談を受け、できる範囲の中である程度予算を組んで協力をさせていただきたいということです。今年度については、40周年イベント参加事業として16万円を計上しております。そのほか、通常のスポーツ文化交流分17万円もありますので、合わせて実施したいと考えておりますとの答弁でございました。

また委員からは、実施に当たって趣向を凝らし、例えば少年野球やミニバスなどスポーツ 選手団の派遣とか企画課だけで考えるのではなく、民間の方に話を持っていき、経費のかか らない方法でお祝いをしてはどうですか。また四條畷市は南北朝時代の楠木正行(くすのき まさつら)の史跡があるなど、せっかくであるので、歴史的な事前学習を行ったほうが良い と考えますがいかがですかの質疑があり、課長からは、予算は別として、町長とも相談させ ていただき、検討しますとの答えです。

なお、スポーツ団体、文化団体等については、交流ということで、テニス、バドミントン協会等の交流もあります。今年度は高齢者のグラウンドゴルフ大会を開催する予定できておりましたが、雨で中止となり、視察のみとなりました。このようなことも含め考えていきたいと思っております。また、歴史的な事前学習についても検討させていただきますとの答弁でございました。

次に他の委員から、四條畷市との事業は大変重要であると思います。ただ、銚子川のきほく七夕物語と日が重なるので、その辺をどのようにされるのかということです。

また、46ページの人づくり事業の44万 8,000円、まちづくり推進総合事業の 240万円の中にもまちおこしリーダー育成事業として、町内外の研修などの研修項目が入っておりますが、そのあたりの使い分けをどのようにしていくのか、人づくりとリーダー育成との整合性をどう図っていくのかとの質疑がありました。また、それに空き家バンク制度については2、3年目になってくると思いますが、成果はどのようになっているのかとの質疑、また、まちづ

くりリーダー育成事業の具体的な進め方についての質疑があり、また、47ページの美し国おこし・三重推進事業36万円があり、説明では12万円かける3団体の助成を考えているということですが、その助成方法は、例えば公募するのか、あるいはもう決まっているのか、そのあたりについて質疑をするということです。

それに対し、課長の答弁は、人づくり事業とまちづくり推進総合事業とのすみ分けがまだはっきりとしていないので、今後名称なども含めて再考していきたいと思っておりますとの答弁。また、まちづくり推進事業の中の、まちづくりリーダー育成事業については、町内在住の方で、20歳代から50歳代未満の方を対象としております。応募していただき、コーディネーターの指導を受け、グループを作り、自分たちで取り組んでみたい事例などのある取材地を決定し、行程、キーパーソンとのアポのとり方など、すべてを勉強の一環として参加者に行っていただくことを考えております。

その取材の際、その取材地の、誰がどのようにして、また、どのような弊害があったかなど、具体的なことを直接聞いていただくといった機会を役場としては提供したいと思っております。参加者が新しい世界に触れ、新鮮な刺激を受けることで、自分の仕事に役立たせていただいたり、まちおこしのリーダーとなっていただいたり、また、毎年行うことで、リーダーが毎年増え、1つの団体ができ、町を引っ張っていただけるのではないかということも含め、また、まちおこしリーダー育成事業の1年目として、今年度は6名を予定しております。

先進地視察の旅費につきましては、2泊3日あれば日本全国の先進地にいけると試算し、 予算を計上させていただいております。

空き家バンクにつきましては、現在、借りたいという方の登録が約40件あり、昨年に比べ一気に増えています。これは雑誌とかにも掲載していただいたことにより、情報が全国に流れたことが大きいと思います。そのような中で正式に成立した物件が3件あり、あと1件の成立が見込まれています。ただ、問題は空き家を貸していただける方が少ないということです。

今回の事業は、町全体の空き家の調査を行うもので、住民の方や自治会の方に協力をしていただき、町内の空き家の状況を調査することで、空き家を把握し、その所有者にアンケート調査を実施して、貸していただけるか確認したいと考えております。その結果を踏まえ、空き家バンクに登録を行い、物件数を増やし、町内の人口を増やしたいというのがねらいです。

また、美し国おこし・三重の補助金についてはパートナーグループに登録していただいた方で補助金、支援が必要であるという方に、どなたでも応募していただけます。ただし、6年間に1回と県のほうで決まっていますので、町もそれに準じています。審査につきましては審査委員を決め実施しています。今年度につきましては、限度額は30万円で、町5分の2、県5分の3で、町が12万円、残りの18万が県の補助金となっております。平成21年度は、三重県内で4件の申し込みがあり、そのうちの2件が紀北町であります。他に申し込みがなかったため、補正で減額させていただいております。との答弁です。

また他の委員からは、人づくり事業とまちづくり推進事業とは整合性をとって今後進めることを検討していただけるということで了解いたしておりますと、また、まちおこしのリーダー育成事業については、平成22年度は6名の方を予定し、研修までは計画を立てられていると思いますが、研修を受けた後のアフターケアをどのようにしていくのですかとの質疑がありました。それと空き家バンク制度については、借り手が多いのに空き家がないという状況で空き家を探す事業であると理解しています。

また、美し国おこし・三重の平成21年度補助金申請者が、県内の50%が紀北町であるということで非常に活発であり、パートナーグループ登録数についても、たくさん登録していると伺っていますが、実数は何団体ですかとの質疑があり。

中場課長からは、まず、パートナーグループから説明します。県内では 139団体の登録があり、その内紀北町が15団体ということで県内でも多いほうだと思います。ちなみに、町内のパートナーグループは魚まち歩観会、下河内の里山を守る会、ふるさと企画舎、長島駅前玉地区活性化委員会、手づくり工房・ワーイワイなどがありますとの答弁です。

次に、まちおこしリーダー育成事業の研修後のケアについては、現段階で考えていますのは、報告会はもちろん行い、平成22年度を第1期生として今後2期生、3期生と続くと思いますが、2期生が研修に行くときには1期生から、さまざまな助言をしていただき、研修を終えたあとは一緒にまちおこしについていろいろ勉強し、グループに活躍していただきたいと考えておりますとの答弁でございました。

また、他の委員からは46ページ、企画総合事業 960万の中にある企業誘致について、平成21年度も計上されていますが、実際にどのようなことを実施し、平成22年度はどのようなことを実施するか説明をいただきたい。また、事業費は実費なのかという質疑がございました。課長からの答弁は、企画総合事業については、過疎、辺地、土地取引、半島振興、電源立地、企業誘致、地域振興のさまざまなものをまとめており、いろいろ部門を勉強するための

事業であります。企業誘致については、昨年度は大阪削り鰹株式会社の件があり、一時凍結 しておりますが、三重県とも相談し、そういった企業にはこちらの情報を伝えたり、情報を もらったりすることが必要であるため、三重県の職員とともに、会社の方に出向いていろい ろな状況を把握しています。

また、三重県から、ある企業からこういう話がありますよという情報が入れば調査したりしています。企画課では、町内企業を大きくするためにも、企業誘致の一環としてとらえています。魚ルメ舎フーズや誠洋水産などの事業拡大の相談も受けておりますとのことです。このことなど、現在行っている企業誘致事業は、すべて単費で行っているとの答弁でございました。

委員から、今後は企業誘致を行い、新たに企業が来るとか、事業拡大ができるかいう見通しはどうですか、また、今の時代非常に難しい企業誘致ですが、地元の方の雇用につながるように頑張ってください。また、空や家バンクについては町外の人が紀北町に来て、家を借りたいというので40件ぐらいあるということですが、地元の人にも活用できるかお伺いいたします。また、町内の方で、もし住宅に困っていたら応募できるのか、そのあたりをお尋ねいたしますとの質疑があり、中場課長からは、町外から優良な企業、たとえば製造業者など企業を誘致するのはなかなか難しい状況であります。ただ、従業員が5人とか小さな企業でもいいので、声があったら教えていただくよう三重県にもお願いしております。少しでも良い企業であれば積極的に取り組みたいので頻繁に三重県と相談しながら情報交換をしています。

また、空き家バンク制度につきましては、約40件くらいの申し込みがありますが、その中には町内の方もおられます。空き家バンクの要綱には町外の方というような定義はしていません。それは町内の方が住まいがなく、他市町村へ行くという状況は好ましくないと思っておりますので、困っておられる町内の方がございましたら、登録していただけます。そして申し込み方法については、簡単な様式で申し込めますので、申し込んでいただければ良いとの答弁でございました。

また、別の委員からは、47ページの総合計画策定事業ですが、平成22年度で見直しとなっており、このことについて手がけるということですか。説明では住民アンケート調査費として計上されていますが、どのような内容のアンケートなのかとの質疑に対し、課長からは、総合計画策定事業につきましては、紀北町の第1次総合計画の期間が、平成19年度から平成28年度ということであり、基本計画の部分につきましては前期5カ年、後期5カ年に分かれ

ており、今回計上させていただきました部分につきましては、総合計画の後期 5 カ年を作成 するにあたり、事前にアンケート調査を実施したいということです。

アンケートの内容につきましては、計画策定に先立ち、平成18年度に紀北町の将来についてとか、紀北町のイメージとか、住みやすさとか、町の状況に関する評価とかいろいろ実施しております。後期計画を策定するにあたり、平成22年度でアンケート調査を実施し、どのように変化しているのかを含めて、今後の施策に役立てて行くための調査でございますとの答弁です。

また、別な委員からは、まちづくり推進総合事業のまちおこしリーダー育成事業についてですが、このような事業への参加者は、これまで同じ人ばかりということが多いが、本町ではすでに十分まちおこしの中心になっておられる方が非常に多い。そういう意味では進んでいるまちであると思っております。十分育っている人をこれ以上育てる必要はないと思いますので、新たな人を掘り起こしていただきたい。例えば他市町村から帰ってきた人とか学校を卒業して就職がうまくいかなくて戻ってきた人とか、せっかく専門的な知識を持っていても自分のやりたいことが見つからず、出て行くケースが多いので、こういう意味でも6名の方は新鮮な若い人材を掘り起こしていただきたい。人選については十分検討していただきたいとの要望があり、課長からは、美し国おこし・三重の補助についての選考は、昨年は8月に行われ、副町長、収入役、議長、私で審査をしており、まちおこしリーダーの育成事業の参加者についての選考についてもご意見をいただいたことを踏まえ、実施したいと考えておりますとの答弁でございます。

また、他の委員から 先日、尾鷲市で行われた美し国おこし・三重の交流会で感じたことは、いかに、まちおこし事業をするのに国や県、市町の助成を利用して立ち上がっている団体が多いかということに気づき、将来、助成がなくなったとき、どう発展させていくのかと強く感じました。

空き家については貸す人が少なく、借りたい人が多い状況ですが、産業振興課には質問をしておりますが、例えばもう少し企画課のほうで踏み込んで、紀北町に移り住みたい人、来たが住むところも働くところもないので出て行ってしまうなど、企画課の所管外であるかもしれませんが、このようなことからも空き家ばかり探すのではなく、住宅とかの提供をするなど進んだ考えを持っていただきたいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、まず、美し国おこし等の事業に参加している団体等は、補助金で事業を実施しているという点ですが、中には補助のあるときは頑張れるが、補助がなくなった段階で一気に衰退、低調になる

団体があることは事実であります。それで、美し国おこしの団体もそうですし、平成21年度まで実施していました地域貢献促進事業もそうですが、最初の3年と5年とかは、町としても県としても応援はしますが、その間に力をつけていただいて、自分たちの団体は自分たちの力で頑張っていただかなくてはいけないということを、最初に説明する責任は町にもあると思います。

空き家バンクに関しては、1つの例として住宅を建てて提供してはということですが、他 所ではクラインガルテン的なものを町で建てて、呼び込んでいる地域もあると認識をしてお ります。費用の面とかいろいろなことがありますが、調査研究をさせていただきたいと思い ますとの答弁でございます。

また、委員からは、高速道路も延伸され利便性も上がり、松阪市や津市など1時間足らずで行けるので、ベットタウン的にもできるのではないかと思いますし、民間でできない部分を町で地元の材木を使ったり、地元の大工さんを雇用して、できるだけ安価で住宅を建て、貸すのではなく年月をかけて販売するようなシステムができないかと思っていますが、企画課のほうで先進地を参考にして企画をしたらどうかの質疑に対し、課長からは、確かに必要な部分もあると感じますので、勉強をさせていただきたいと思いますとの答弁。また、空き家バンクで家を貸していただくので問題となっているのがトイレの問題があり、借りる方としては水洗が良いと、そうすると貸す方が、まず、トイレを改修し、水洗に直すには相当の費用がかかり、改善して貸しても、この地域では1カ月の貸料が安く採算が合わないので、何のために直したのかわからないとなることから、そういったことに対しての補助制度もできないかというようなことも、課内で話し合っております。ただ多くの問題があります。

もう一つの問題は、空き家の中に処分できない荷物が残ったままになっているということ であります。このことに対してもなんとか支援できないかという話も出ておりますが、これ らもことも含め、勉強をさせいただきたいとの答弁でございました。

他の委員からは、44ページのCATV行政放送事業の報償費、町民アナウンサー謝礼金23万円のところで、いよいよデジタル放送が始まりますが、行政放送も来年の7月24日から切り替わるのではないかの質疑に対し、機械の購入を発注してから、整備が完了し試験放送まで4、5 ケ月かかります。早ければきりのいい1 月1 日とか、4 月1 日とかから放送ができないかとZTVに話をしております。アナログ放送の最終が平成23年7月24日であることから、平成22年度に予算計上させていただきましたとの答弁でございました。

また、委員から行政チャンネルでありますが、視聴率などの調査はしたことがありますか

との質疑に対し、課長からは、ケーブルテレビの調査につきましては、以前、家崎議員から一度調査してみてはとの提案をいただきました。それで平成21年度実施しました。海山、長島あわせて845世帯の回答がありました。その中に、よく見る番組という設問があり、一般の地上放送が約36%、行政放送番組が約33%、コミュニティチャンネルが約11%という結果が出ております。その他、通常番組の放送時間がどうなのか、文字放送、映像放送のバランスとの調査もさせていただきました。視聴率の調査ではありませんが、行政放送もある程度観ていただいているものと思っていますとの答弁でございました。

次に「税務課」所管分の質疑に入りました。

委員からは、たばこ税について 272万円の増額を見込んでいるが、増収の理由は何かとの質疑があり、10月からたばこ税の値上げが決定されており、4月から10月までの税収と10月以降の税収を予測した見積りの結果です。改正後の税率は、たばこ 1,000本当たり、3,298円から4,618 円になりますとの答弁でありました。

また、51ページ、賦課徴収費の職員について、徴収のための特別な体制をつくったということですがとの質疑に対し、課長からは、従来の各市町から住民税の滞納整理を県に依頼しておりましたが、三重県から住民税の徴収体制強化の取り組みが進められましたことから、各市町から三重県へ職員派遣をし、県と市町とで組織的に協働して滞納整理にあたることとなりました。現在の税務課の職員体制での派遣という大変な人数的に厳しい中で検討をいただきましたところ、三重県から個人住民税特別整理班紀州分室を紀州県税事務所内に設置し、尾鷲市、紀北町、三重県からそれぞれ1名ずつの3名体制で行う旨の返事をいただきました。税務課としては紀州県税事務所への駐在であれば、紀北町の事案をもって往来することが可能になり派遣を決めたものですとの答弁がありました。

次に、他の委員からは51ページ、事業負担金の 294万 4,000円につきまして、三重地方税管理回収機構への委託事業費ということなのですか、また、徴収強化で有効な手段だと思われますが、水道・住宅使用料などの滞納についても徴収の強化が必要だと思いますが、町長からの具体的な指示があったのかの質疑に対し、平谷課長からは事業費はそのとおりです。また、町長からの指示という面では、奥山町政では徴収率向上について盛んに指示があり、滞納にかかる各課連携の会議等が行われました。現町長についてはまだ具体的な指示はありませんが、日々の事務をしっかりするようにとの指示がありましたとの答弁でございました。次に、他の委員からは、尾鷲市については差押え強化などのスローガンが玄関に貼られている。本庁において差押えの強化の広報をやっているのか。また、尾鷲の取り組みで、払っ

ている住民に厳重にやっているということを知らせる意味であると聞いている。見習っては どうかとの質疑に対し、庁舎内での掲示はしていませんが、広報紙やケーブルテレビでの広 報をやっています。大紀町が徴収実績を上げているので取り組みを調べたところ、催告書な どに赤などの色紙を使った催告をしていることから、同様の取り組みをしています。また、 尾鷲市は地方税回収機構に派遣している実績があり、滞納強化のノウハウを持った職員が滞 納整理をしております。紀北町においても、来年度は地方税回収機構へ職員派遣が決まって いることから、本職員の派遣終了後には収納体制の強化が期待でき、負担の公平性を保つた めへの取り組みを進めることができると思いますとの答弁でございます。

また、その委員からは、町長、副町長については徴収業務をすることが可能なのか、町長が自ら徴収する強い姿勢を持たなければ実績が上がらないと思われますが、町長の強い姿勢を持っていただきたいとの要望があり、平谷課長からは、町税徴収吏員となれば、徴収業務が可能である。また、このような意見を町長に伝えるとの答弁がございました。また、そのあとで差押え等の実績の報告も受けております。

以上で、税務課所管分の質疑を終了いたしました。

次に「危機管理課」所管分についての審査を行いました。

委員からは、三重県消防操法大会がいつなのか。また、どのような格好で応援に行くのかとの質疑があり、中原課長からは、三重県消防操法大会の件ですが、7月25日に開催の予定であります。日程につきましては、後ほど委員に報告させていただきたいと思います。応援のほうよろしくお願いとのことがあり、また予算措置は、予算書 100ページ右側の6段目に記載し、301万 8,000円の予算を計上しております。また、開催場所は鈴鹿市で、今年度は紀伊長島方面隊が出場予定とのことですとの答弁がありました。

また、他の委員からは、予算書 100ページの消防機械機具整備管理事業で、消火栓、新設の20基とのことですが、どの地域に新設されるのか、それから防災行政無線管理事業のJーアラート保守点検委託料が高額となっていますが、どのような形で行われているのか、概要を説明いただきたいとの質疑があり、課長から、1点目の消火栓の件ですが、新設は3基で小浦地区が1基、便ノ山地区が2基、キャンプ場に設置する予定であります。残りの17基は消火栓の負担金ということで水道課の企業会計へ支払う予定です。また、保守点検委託料ですが、防災行政無線保守点検委託料が委託料金の大半を占め、比較的Jーアラートの設備保守点検料は安価になっておるとの答弁でございました。

以上で、危機管理課の所管分の質疑を終了し、議案第20号 平成22年度紀北町一般会計予

算に関する総務財政常任委員会所管分の質疑は、すべて終了いたしました。

討論に入り、反対討論として、本庁舎移転推進事業として1億5,000万円が計上されております。長島高校跡地を購入することについては同意できますが、本庁舎移転等推進事業として購入することについては反対です。

反対理由は、1点目として、9月議会において長島高校跡地へ紀北中学校が移転すると決まっておりながら、方向が転換されたということであります。2点目として、高等学校の跡地は学校が適切だと思います。庁舎につきましては、移転後の両区庁舎の跡地や施設がどうなるか、また、庁舎移転後はどういう形になるのかが決まっておりません。当然、分庁方式も考えるべきだと思いますし、町民の皆様の中には庁舎移転にお金をかけずに、両方の庁舎を利用してほしいという声が数多く寄せられております。このようなことから、反対するとの反対討論がございました。

また、賛成討論として、審議中にも発言しましたが、あの長島校跡地は1億 5,000万円ならばさまざまな用途が可能でありますので取得すべきであると思います。本庁舎移転予定、紀北中学校仮校舎使用予定など利用目的ですが、副町長いわく利用目的が変更できないとのことでありましたので、現在、利用目的が流動的でありますので、使用目的が変更できるように可能であるならば、予定という名目で払い下げしてもらえればよろしいかと思います。土地購入には賛成ですとの賛成討論がありました。

採決に入り、賛成多数によって、本案の委員会関係分については、原案どおり可決すべき ものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました5案件については、審査の経過と結果報告を終わります。以上です。どうも長時間ありがとうございました。

北村博司議長

以上で、総務財政常任委員長の報告を終わります。

北村博司議長

ここで11時15分まで休憩いたします。

(午前 11時 04分)

北村博司議長

休憩前に引き続いて、再開いたします。

(午前 11時 15分)

北村博司議長

次に、教育民生常任委員長平野隆久君。

教育民生常任委員長 平野隆久議員

おはようございます。平成22年3月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

去る3月10日、午前9時半から委員会室におきまして、委員7名全員出席のもとで開催をいたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課の各課長及び職員でありました。

それでは審査した議案順により、経過と結果について報告いたします。

最初に、議案第4号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例の審査を行い、質疑、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第5号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の審査を行い、質疑に入り、9月1日から施行する理由と、対象人数はどうか、所得制限はあるのですかとの質疑に対し、9月1日から実施するのは拡大部分に係る電算の改修に時間がかかり、当町は9月1日の実施とさせていただきました。対象人数は、件数としては約33件、23年度以降は通年となりますので、約79件を見込んでいます。所得制限につきましては、今までどおり所得制限を設けるということで考えていますとの答弁でありました。

所要額はいくらか、また県下の状況はの質疑に対し、助成額として32万 9,000円で、33件 見込んでおり、そのほか役務費の証明手数料 6,010円、郵送料 177円、あとシステム改修で 65万 7,000円、合計で99万 2,187円を見込んでいます。他市町の状況は12月末現在で、当町 と同じ通院の、義務教育の就業前までのところは29市町のうち20市町、小学校3年生までは 2 市町、小学校卒業までが2 市町、中学校卒業までが5 市町ですとの答弁でありました。 今年度当初予算の財源の内訳の質疑に対し、全体の事業費では 1,787万 2,187円で、その 財源内訳は、補助対象事業費につきましては 1,682万円で、うち県補助は 2 分の 1 で 841万 円、一般財源は 946万 2,187円ですとの答弁でありました。

見通しとしては、今後も認めてくれるのかの質疑に対し、この制度は県単事業で小学校入学までの現行制度については、今後も引き続きやっていくということです。それ以外の上乗せ部分は、それぞれの市町で単独でやってくださいということですので、今後も現行制度の補助対象の範囲については継続されると認識しています。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって、本案は 原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第6号 紀北町共同作業場条例を廃止する条例の審査を行い、質疑に入り、提案理由のところで、現施設を処分するにあたりとなっているが、平成21年の全員協議会の説明から1年以上経って、今回の条例を廃止するということですが、詳しい説明をお願いしたいとの質疑に対し、丸徳誠洋水産から20年11月4日に払い下げのお願いがあり、それを受けて、一定の事業目的が達成されたということで、去年1月に全員協議会の中で、説明させていただきました。今まで時間がかかったのは、国への財産処分申請には、面積等の確定等に時間がかかり、21年10月5日付けで、財産処分申請をさせていただきました。22年2月5日に処分してもよいということで国から承認があり、議案を上程させていただきました。まず、設置条例を廃止し、普通財産にして払い下げする必要があるということで、今回条例を廃止する条例を上程し、そのあとで3月補正予算のなかで、歳入と国へ返還する歳出予算を組んでいますとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって、本案は 原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第7号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定についての審査を行い、質疑に入り、使用目的で、条例によるものと、指定管理者としての社協、いわゆる介護保険の指定通所介護事業所ということで社協が使っている。その対応はどうなのか、協定を結んではっきりさせているのかの質疑に対し、5年4月にこの施設が建っています。12年3月まで、町のデイサービス事業として社協に、デイサービス事業と施設の管理をあわせて委託しておりました。12年4月1日に、介護保険制度ができて、社協が県の認可を受け、通所介護サービス事業所として、今までデイサービス事業を実施しています。施設につきましては設置条例があるので、デイサービス事業しかできないことになっていて、その間、貸借契

約を結び、引き続き社協が使用しておりました。

ところが、18年に指定管理者制度ができ、町の公の施設ということで、町営か、指定管理 のどちらかにしなければならないという中で、指定管理者として認めていただいたという経 緯があります。今回も公の施設の管理ということで、社協を指定管理者として指定するということの条例の提出ということで、ご理解いただきたい。管理に関する基本協定書を締結して管理運営をやっていただいておりますとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって、本案は 原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第8号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定についての審査を行い、質疑に入り、高齢者を対象とした施設の包括介護支援センターと、この在宅介護支援センターを、同じところに置くのは必要ない。分散を考えるのは当然であるとの質疑に対し、在宅介護支援センターにつきましては、長島の社協に設置していて管理運営を指定しており、包括介護支援センター事業につきましては、連合から委託を受けているわけですが、それを社協が受けるべきか、町が受けるべきかは、22年度に町長にお話させていただきます。また連携を密にして、町から包括支援センターにも保健師が出向して、保健師の間でも連携をとり、長島区だけでなく海山区でも相談業務を十分やっておりますとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、対象はお年寄りやお年寄りを抱えた家族が対象ですので、この施設は支所的なものであり、包括支援センターの窓口でもあるので、そのような施設が固まっているのは意味はない。そういうことから期限の更新にあたって検討すべきであったと思うが、それがなされていないので反対しますとの反対討論がありました。

採決に入り、賛成多数、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしま した。

次に、議案第15号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第4号)の「住民課」所管分の審査を行い、質疑に入り、大原集会所と屋根の修理は、いつごろの予定になるのかの質疑に対し、この予算を全額繰り越しますので、大原集会所については、22年度内の完成予定ですが具体的な日にちは未定です。屋根の修繕につきましては、できるだけ早い時期に完成するようにしたいと思っていますとの答弁でありました。

次に、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業に一般財源も 951万 9,000円みているが、 負担割合はどのようになっているのかの質疑に対し、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事 業については、本来は 100分の 100ですが、入札によって金額が下がり、交付金額を下回る 恐れがあります。解体工事費は交付金の対象外でありますので、その分を一般会計でみてお ります。最終的には交付金事業は全体で精算されます。

以上で、住民課所管分の審査を終了しました。

次に「福祉保健課」所管分の審査を行い、質疑に入り、保育所の負担金が増えて、運営費の負担金が少なくなっているが、関連があるのかの質疑に対し、私立保育所保育料負担金の増 231万 9,000円ですが、年度当初から比べて年度途中に入所児童が増えたことによる負担金の増です。運営費については、保育料が増えれば運営費が減となりますとの答弁でありました。

次に、子育て応援特別手当支給事業費が減となっており、父兄からの声では「何で4月までもらえなかったのか」という要望の声が強くありました。その中、行政としてはどのように考えていたのかの質疑に対し、去年の子育て応援特別手当支給事業は、今年度繰り越ししましたが、町としましては10分の10事業ですので、町単独としての支出は難しいということで、協議した結果、国の指示に従うということで国の停止命令を受けて停止させていただきましたとの答弁でありました。

老人ホーム管理運営事業費の減、これは養護老人ホームの敷地を無償で払下げするための費用であるが、無償ではだめだということでしたが、今後の考え方はどうなのかの質疑に対し、2月にも最終的に詰めを行った結果、河川敷として過去に県も管理をしていた。その時にお金がかかっていたということで、町に払下げする場合は有償でなければならないという結論をいただいている。副町長も答弁したとおり、無償で借りられるなら、無償で借りていくことにして、余分な金は使わないという結論を出しておりますとの答弁であります。

次に、児童手当等支給事業費の減 578万円と子ども手当等支給事業費の増 426万円の詳しい説明をの質疑に対し、児童手当の支給事業については精算見込みです。子ども手当等の支給事業費の増は、22年度、事業実施のためのシステム構築に係る事業費でありますとの答弁でありました。

きめ細かな臨時交付金事業、老人福祉センターの浄化槽改善事業の修繕の内容と、工事請 負は地元の業者でするつもりなのかの質疑に対し、今まで補助事業等もなく、なかなか修繕 できませんでしたが、今回、この交付金事業が使えるということで 258万 3,000円予算計上 し工事をするわけですが、可能なら地元業者にやっていただきたいと考えておりますとの答 弁でありました。 以上で、福祉保健課所管分の審査を終了しました。

次に「環境管理課」所管分の審査を行い、質疑に入り、家電リサイクル製品運搬手数料の10万円の減の原因はの質疑に対し、運搬手数料として、1台につき 1,000円いただいており、これについては当初 400台で40万円を予定しておりましたが、買い替えにより購入した業者に引き取ってもらっているための 300台で30万円の精算見込みにより、10万円の減額となったものですとの答弁でありました。

諸収入の物件移転補償費の増の 403万 1,000円についての質疑に対し、海山不燃物処理場の用地を近畿自動車道紀勢線の工事で出る発生土の仮置き場として、国土交通省に貸し付けました。その用地の立木補償費として計上させていただきました。

質疑として、塵芥処理費の備品購入費の 525万 9,000円の減についての質疑に対し、ごみ収集車の購入費用で、海山区と紀伊長島区で1台ずつ購入し、契約金額が2台で 839万 875円で、予算との差額を入札差金として減額させていただきましたとの答弁でありました。

以上で、環境管理課所管分の審査を終了しました。

次に「学校教育課」所管分の審査を行い、質疑に入り、幼稚園保育料が 186万 5,000円の減額は、また延長保育というのは教育委員会で検討しているのかの質疑に対し、当初予算において 121名見込んでおりましたが、決算見込みでは97名と少なくなったことが主な原因で、最近の傾向では保育園で2年保育をして幼稚園に入園せず、直接小学校へ入学する傾向が増えていることも事実で、紀伊長島幼稚園では当初は53名見込みが50名、ふなつ幼稚園では50名が23名に減って、延長保育については他市町は通常2時半から3時ごろに終わっており、それよりも延長しているところもあると聞いております。紀北町の場合、バスで送り迎えも入れると3時過ぎになっており、延長につきましては、さまざまな問題もありますので、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、紀北中学校移転事業、昨年の9月議会で議決したものと思いますが、550万円の減額の理由はの質疑に対し、9月補正で紀北中学校を長島高校へ移転するための予算を計上させていただいておりましたが、学校施設耐震整備計画の変更によりまして、紀北中学校の耐震化の方針が、移転から現地への改築へと変更になったことによるものですとの課長答弁があり、その後、その同委員より、改築については課長ではなく、町長に直接質問したいと思いますとの出席要求があり、異議なしということで町長に出席を求めました。町長に対してのこの質疑は、当初予算も関連してくるということで、あわせて質疑、答弁することとなりました。また、町長答弁につきましては、そのまま報告させていただきます。

再び同委員より、町長に、去年の9月議会、奥山町長のときですが、紀北中学校を長島高校跡に移転するということで議決しました。 550万円の減額の理由はの質疑に対し、町長答弁として、紀北中学校移転事業の 550万円の減額につきましては、これにプラスしてはどうかといった意見もございましたが、庁舎との併設案ということで9月に実施設計費をあげさせていただいた経緯があり、趣旨が異なっていることから、趣旨にあった数字を提示したいと考えました。結果、 550万円につきましては補正で減額させていただき、新たに当初予算で 2,657万 1,000円をあげさせていただく形となりました。

また、紀北中学校の問題につきましては、12月の定例会の中において、1月の末に示させていただいたと伝えました。その全員協議会でもお話させていただきましたが、11月13日に町長になってから紀北中学校、庁舎、合併協定などの問題、紀北町全体として財政的な面も含めまして検討した結果、皆様が議決された気持ちを理解したうえで、大変心苦しい思いの中、現地改築ということで提案をさせていただきました。これにつきましてはトータル的な複合的な観点から提案させていただいており、紀北中学校、庁舎と一つひとつを取り出しますと、全員協議会でも指摘がありましたが一長一短あり、いろいろ問題もあるだろうと思っております。しかし、私の考えでは紀北中学校の現地改築をトータル的な考えで臨ませていただいておりますので、ご理解をお願いいたしますの答弁でありました。

次に、当初予算で 2,657万 1,000円をあげたということは、中学校の仮校舎として、長島高校へ移転する費用のことですかの質疑に対し、町長答弁として、実施設計の費用でございます。移転するための改修と、移転費用につきましては、現在ではまだ県の所有でございますので、算定が非常に困難でございます。先日の卒業式まで生徒も在籍しておりましたし、校舎の備品等がどれだけ残るのかも、これから県との調整や、同窓会の皆様、会長ともお話をさせていただいて残していただけるものを検討していく必要がございます。そういったことが不明確でございますので、その予算については6月の補正で出させていただかなければと考えておりますとの答弁でありました。

次に、当初で予算計上してあれば反対しづらいが個別に予算計上すると反対しやすい。概算で当初予算を計上し、不足が生じれば補正で対応するべきではないでしょうかの質疑に対し、2,657万1,000円の紀北中学校の実施設計を認めていただければ、結果的にも現地改築についても同様に認めていただけたものと判断いたし、仮校舎への移転の手続きを進めていくと考えております。ただ、あまりにも不確定な要素がありまして、おおよそで300万円、500万円とする積算が難しいです。現在の長島高校が20名の生徒で使用している校舎である

ことから、使われていない部分がどのような状態になっているのか、特にトイレは特定の部分しか使用されていないと思いますので、紀北中学校の230名、240名の生徒が使用するためにどのようにするのかと不明瞭であるため、明確な算定が困難であったことが理由でございますとの答弁でありました。

昨年の9月では1日も早く長島高校へ移転させる、これしかないということを当時の町長の答弁で聞いていました。現段階で、現町長は改築を提案していますが、それに至る経緯はどういったものなのですかの質疑に対し、紀北中学校、庁舎、合併協定、紀北町全体、財政等について考えまして、特に紀北中学校の問題については、現在の長島高校を庁舎と併設した場合、高校の基準の学校を改修して使うよりも、新たに学校を建設したほうが良いと感じました。これの根底には相賀小学校の件がございます。子どもたちのことを考えた広いスペース、明かりの取り方、概観、バリアフリー等、見れば見るほど新しい環境でつくりたいと思いました。財政面についても1億2,000万円ほど一般財源の持ち出しがございます。紀北町にとっては大きな金額でございます。15年で償還していきますが、その1億2,000万円ほどの一般財源の持ち出しにより、併設案の4億7,000万円から改築案12億7,000万円との差である8億円の事業を見出すことができます。その分素晴らしい学校ができます。

紀北中学校はこの先も続いていく学校であり、今改修すれば確かに耐震化は図ることはできますが、経年劣化から見ればこの先20年、30年ということになります。それからすれば35年前と現在のコンクリートの質、それだけでも大きな違いがあり、35年経過している長島高校はこの先劣化していく中、改修費が恐らく必要になってくると思われます。それが1億円になるのか、2,000万円になるのか、いくらになるのかはわかりませんが、それを考慮すれば財政面でもこちらのほうが良いのではないかと考えております。

また併設した場合、30年、35年後には、庁舎と紀北中学校両方の建て替えが必要になります。庁舎に20億円、中学校で12億円、子どもが減れば10億円かかると予想しますと、今なら交付税措置がございますが、この先そういった措置がなければこれらの財源があるのかわかりません。これから60年もつ校舎を建て、現在の子どもたちに適した学校を建てることで、今、紀北中学校で問題になっている日当たりや、地盤等問題になっていることも解消されるものが多くあると考えておりますとの答弁でありました。

町長の取り組み姿勢を伺いましたが、そこに至るには校区、地域の住民との話し合い等も あったかと思います。反応はいかがでしょうかの質疑に対し、皆様からは住民目線でという ことでは聞いた話が、少ないではないかと、おそらく言われると思いますが、紀北中学校、 西、東、海野、三浦小学校の方の数名から話を伺いました。その方々からは、安全性を確保してほしいと言われました。今回、庁舎の工事を1年延ばさせていただいたのは、この安全性というものが頭に常に入っていたからです。長島校を仮校舎として使わせていただくことにより、安全性を確保したいと話をさせていただきました。校舎を長島校跡なのか現地なのかということは、皆さんあまり触れませんでした。私が町長であることで、自分たちの意見により左右されることがあってはと危惧され、遠慮された方もいたかと思います。どこまで聞き取れたかは、自信がありません。ただ、行政を執行していく人間として、一つの問題だけでとらえられるものではないと思います。合併の経緯や複合的な問題もございます。そういったことにも耳を傾けながら、子どもたち、生徒たちの安全を図るためには、35年経過したものより新しいものを建てて教育環境を整えたいと思います。 2,657万 1,000円を認めていただけたならば、今後、実施設計までにPTAの皆さんや地域の皆さんと一緒に議論して、生徒目線、住民目線を反映した実施設計をつくっていきたいと思いますとの答弁でありました。

予算を組んでいただいてから、いろいろなことを協議執行していくということですが、ただ、我々がほうぼうでご意見を聞くと、紀北中学校の地盤については浸水等の問題がありますが、町長はどのように対処していくつもりですかの質疑に対し、浸水等につきましても伺っております。調べたところ、紀北中学校の床上浸水があまりなかったことはデータとしてあり、現在の高さでも浸水はないかと思います。また、生徒の登下校については、台風時で警報が発生されれば行われません。生徒は、暴風、洪水時になった場合は、登下校については登校しないよう、また保護者に迎えに来ていただけるようになっておりますので、そういった事態で子どもたちが学校へ残るような状況はございませんとの答弁でありました。

次に、地盤沈下の認識については町長はどう思っていますか。また、改修費についてはどうですかの質疑に対し、地盤沈下については、紀北中学校を埋め立て建設されてから50年経っており、基本的な地盤は固まっております。今後改築する際には、ボーリング調査をして状況を把握したうえで、それに対応する形で建設していきます。

また、長島校の改修費につきましては、今回、仮校舎として使用する予定をしている管理 普通教室棟は I S値 6.4の耐震があり、また、特別教室棟は音楽や技術棟の予定で、前回の 特別教室棟を仮校舎として使用する部分の、部屋をしきったりする案よりも改修費が少なく なると思われますとの答弁でありました。

町長はコンクリートの劣化というが、長島高校は改修してどのくらい何年もつと考えて、

現在地への改築に踏み切ったのですかの質疑に対し、何年持つとか、劣化が何年後に起きるの問題ではなく、鉄筋の入れ方からコンクリートの質等、今と35年前の基準は違うと思います。安全でかつ今の子どもたちの基準にあった、しっかりとした50年、60年ももつ建物ができるという考えからでございます。庁舎になったとしても、劣化はおこります。しかし、私は庁舎と子どものことを考えた場合、最初に子どもの安全性を守ることが優先だと考えていますとの答弁でありました。

今の長島高校は現在の他の学校と比べて廊下も広く、快適な場所であると思っています。 それについてはどう思っていますかの質疑に対し、基本的に相賀小学校を見ていただきたい と思います。長島高校が悪いとは言いませんが、相賀小学校は、廊下も広く交流ホールと一 体化し、スペースも用意され、そういった交流スペースが長島高校にはありません。今の小 学校や中学校を建設する教育環境の基準の中で、交流空間をつくりなさいと示されていると 思いますとの答弁でありました。

中学校の改築についてもそういったことを視野に入れているということだが、今後、生徒数が減少すると予想されるが、それについては視野に入れていますかの質疑に対し、今 100 人ほどの出産で人口は減少していますので、今後、統廃合についても、視野に入れていかなければならないかと思いますとの答弁でありました。

現在の生徒数に比べ3分の1程度しか出産がなく、現在、小中一貫校のカリキュラムがよく論議されているが、そのことについてはどうですかの質疑に対し、現段階で紀北中学校を小中一貫校にするとは考えてなく、今のところは紀伊長島区の中学校の核となる施設として建設したいと考えております。今後、教育委員会としてどういう方策をとっていくのかは、課題であると思いますとの答弁でありました。

中学校の核となる施設ということもわかるが、20年、30年を見越して建築していくということならば、そのときの生徒数の減少による影響も視野に入れるべきだと思います。また、子どもたちの安全から考えると、550万円の減額についても、それらを考慮したうえで落とすこともできたのではないのですかの質疑に対し、予算には必ず裏づけがありますので、今回の550万円については移転の実施設計でございますので、それを改修費にすることは目的外使用といった形になります。ゆえに550万円については減額し、新たに改築についての予算をあげさせていただきましたとの答弁でありました。

6月にはそれらを含めて提案し、子どもの安全性を図れるということでよいのですかの質 疑に対し、子どもの安全については、現地改築になりますと、建てること自体遅れてしまい ます。移転案では9月から実施設計をしたとしても来年に入れるくらいのものでしたが、今回長島高校を仮校舎として利用することで夏休みに引越しできるのではないかといった考えで事業を進めていきたいと思っておりますとの答弁でありました。

財源について、相賀小学校の建築については長島の議員は財源に触れていないが、現在提 示されている12億7,000万円という金額では用地や排水のことを考慮すれば行うことはでき ないと思う。現在は実施設計の段階だが、今後問題が出てくると予想される。また、合併特 例債についても、住民に負担をかけることになる。それらのことを踏まえて併設でなく改築 に踏み切った理由をはっきりと答弁していただきたいと思いますとの質疑に対し、確かに合 併特例事業債を使い12億7,000万円の30%の部分について、移転案よりも1億2,000万円増 加いたしますが、15年の償還利子も含めてでございますので、紀北町の財政においては飲み 込めるものであると考えております。また財政面についても、合併特例事業債を活用した地 域振興基金が、毎年1億2,000万円ずつ積み上げられております。それが10年経てば12億円 になります。ほかにも減債基金5億円、財政調整基金8億円、地域づくり事業基金3億円が あります。また、合併支援の交付金が国と県から合わせて8億円となっておりますが、その うちまだ3億円の粋が残っています。これらを活用しながらほかの事業を行います。将来の 財政シミュレーションですが、物件費、人件費、普通建設事業費などの精査を行ったうえで、 さらに財政にマイナスが出るような厳しいときには、2億、3億円の事業を減らす等の工夫 も行いながら知恵を絞った行政運営を行っていく必要があると考えておりますとの答弁であ りました。

先日、紀北中学校を視察して感じたことは、山手にあることで日当たりが悪いこと、土地が低くく浸水すること、そして通学路についても広くはなく、登下校のときは混雑するのだろうと思いました。比較するとやはり長島高校のほうが条件が良いと感じましたが、町長はどう思いますかの質疑に対し、一つの方向から見れば一長一短がございます。しかし、今回の問題は複合的なものですので、一つのことにとらわれず、全体を見ながら考えております。日当たりについては、特別棟やプールは確かに日当たりが悪いですが、前の教室棟については差し障りがないことを確認させていただきました。下校についても中学校は基本的に暗くなる前に帰すことにしておりまして、私自身何度も夕暮れ時に訪問したところ、確かに野球部等で暗くなっても残っている生徒もおり、その時は迎えに来ている保護者の方とお話させていただきました。そういったことも、この案を考え出してから何度も長島高校も含めて訪問した結果、私はこれらの問題については、建設する過程で解消できるものであると考えて

おりますとの答弁でした。

以上で、学校教育課所管分の審査を終了しました。

次に「生涯学習課」所管分の審査を行い、質疑に入り、全国大会・東海大会選手派遣補助金についてどういう基準で出されたのか説明をの質疑に対し、開催場所により異なりますが、個人の場合 5,000円から 3 万円、団体の場合は 2 万円から 4 万円を支払っておりますとの答弁でありました。

演劇・演奏会等入場料 120万円の減の理由は、また、演劇・演奏の内容はどういったものを組んでいたのか。また、町民からこういった事業を実施してほしいという要望はありますかの質疑に対し、当初予算では 198万円を歳入として計上いたしましたが、実績では78万円程度になる見込みのため、 120万円の減額とさせていただきました。夏休みに子ども向け映画を2本、8月27日には月亭八方の落語独演会を行い、3月21日には影絵劇を予定しております。また、どういった事業を実施してほしいといった要望は特にあがっておりませんとの答弁でありました。

以上で、生涯学習課所管分の審査を終了しました。

以上で、議案第15号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第4号)に関する、教育民生 常任委員会所管関係の質疑は、すべて終了しました。

討論に入り、賛成討論として、中学校の移転費用 550万円の減額に対して議決無視の補正 は遺憾でございますが、ほかの事業費がありますので、あえて賛成しますとの討論があり、 採決に入り、賛成多数、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべ きものとして決定いたしました。

次に、議案第16号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の審査を行い、質疑に入り、介護従事者処遇改善臨時特例交付金についての内容と、これは単年度だけの措置なのかの質疑に対し、介護従事者の処遇改善を図るための特別対策事業として国が実施するもので、平成21年度に介護報酬が3%のプラス改定されており、これに伴い通常では介護保険料が上がるのですが、急激な上昇を抑制するための措置として、国から各市町に交付されるものであります。また、この制度は3年間の措置であり、市町村については、平成21年度と平成22年度の2カ年で交付されますとの答弁でありました。

保健衛生普及事業の当初の予算とそれに対する補正金額と増減の理由と、事業内容の質疑に対し、国保連合会が事業主体となる3カ年事業で、県下で2、3市町が対象となります。 年度途中に依頼があり、実施することになりましたので、当初予算ではみておりません。事 業負担金として支出するもので、実施の方法により負担金が生じない場合もありますので、 負担額が確定した後に予算計上させていただきました。事業内容としては、血圧測定、温泉 の効果についての話、バランスボール等を使った筋力維持向上の運動の実施、バランスの取 れた食事に関する話、及び食改協のお弁当の試食、入浴前後の健康チェック、足型測定及び 血管年齢の測定で4回実施して、合計で76名の方に参加をいただきましたとの答弁でありま した。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は原 案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第17号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の審査を行い、質疑、討論なし、採決に入り、賛成多数、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第18号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)の審査を行い、質疑、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第20号 平成22年度紀北町一般会計予算

「住民課」所管分の審査を行い、質疑に入り、自衛官募集事業の内訳と、行政のほうから情報を提供していることはないのかの質疑に対し、消耗品費として1万円、印刷製本費として1万1,000円、これは広報きほくへ自衛官募集を掲載するための経費です。自衛官募集にかかる情報提供は、自衛隊法施行令の120条の中に、防衛大臣は自衛官の募集に関して必要があると認めたときは都道府県知事、または市町村長に対して必要な報告、または資料の提出を求めることができるということに基づきまして、国から市町村のほうに情報の提供の依頼があり、情報の提供をいたしているところでございます。つきましては、することができるですので、しなくても良いともとらえることができますが、どちらにするかは各市町村長の判断ということになりますので、判断の根拠としては個人情報保護条例の第7条等の規定に基づいて、特に問題はないとの判断に基づいて情報を提供しておりますとの答弁でありました。

以上で、住民課所管分の審査を終了しました。

次に「福祉保健課」所管分の審査を行い、質疑に入り、保育料の基準は町が単独で負担している部分もあるのか、また低所得者の子には配慮しているのか、また保育所に関しては国の制度の改定があるようですが、詳しい内容説明を、との質疑に対し、保育料は国の基準よ

りも低い基準で区分を細分化し、保育料を減額をしており、減額分で 3,644万 6,280円、町が負担しています。生活保護の家庭の方と、母子世帯、在宅障害児のいる世帯には配慮していますが、国の基準を使っていますので、父子家庭は含まれません。去年の1月の段階では定員の15%を超えない中で入所が可能です。22年度からはそれもなくなりまして、待機児童をなくすようになり、紀北町では待機児童はいませんとの答弁でありました。

老人福祉費、ゆりかごの施設開設ですが、何名の施設ができるのかの質疑に対し、ゆりかごは元ドライブイン紀州路の裏の土地に2ユニット、18人、認知症を対象としたグループホームを全額補助で建設する予定ですとの答弁でありました。

次に、災害援護資金の償還事業、貸付金償還金の収納率はどうでしょうか。また回収見込みはの質疑に対し、収納率ですが、2月末現在で全体で80.39%で、現年分では87.5%となっております。回収については毎月徴収に行っており、努力はしていますが、どうしても低所得者の方が対象だったということで、個別訪問しても、なかなか、支払いに応じない方がいるので、全額収納できないという状況です。ただ、公平公正でなければならないというのは、課の中でも十分議論しておりまして、徴収計画を立てて、毎月月末になると出向いて、できるだけ滞納をなくすように本人にも話をしており、全額払えないようだったら、分割でも払ってもらって徴収率アップできるように頑張っていきたいと思っていますとの答弁でありました。

次に、子育で支援センターの国の2分の1の補助対象についての質疑に対し、子育で支援センターはひかり保育園、加藤小児科と、相賀幼稚園の3つで、国の補助事業を受けて実施しております。ふらここ保育園は町単独事業の補助金で実施しております。国の基準がありまして、公立中学校の数掛ける0.6、紀伊長島区ですと2校掛けますと1.2になります。センター型で1.2箇所になり、広場型にすると2箇所にできるという基準があり、それ以上はできないということになります。補助金を受けている3事業と町単独のふらここが、子育で支援センターを実施しております。ふらここ以外が国の補助金の対象ですとの答弁でありました。

次に、学童保育対策事業は、新規事業なので詳しい説明をとの質疑に対し、紀伊長島区では西小学校、海山区では多目的広場管理棟を利用して行います。この事業の主な部分は、人件費で、指導員の人件費補助金 408万 1,000円、障害者指導員加配補助金 214万円です。海山区、長島区とも迎えに行きますので、車等の迎えに対する補助金を 143万 1,000円を組まさせていただきました。

また、施設開設にかかる補助金の 200万円はエアコンとかの設置に対応できるかと考えています。事業所の募集ですが、社会福祉法人はもちろんのこと任意団体の方も組織をつくっていただいて、公募に応じていただきたいたいと思っております。また予算が可決しておらず、4月に事業は進められないので、7月には入れたいと思いますとの答弁でありました。次に、じん臓機能障害者の予算措置の 152万 4,000円の質疑に対し、福祉有償運送や福祉タクシーの場合は、前回は 0.3割、 0.4割しか補助されていませんでした。今回の引き上げ

タクシーの場合は、前回は 0.3割、 0.4割しか補助されていませんでした。今回の引き上げで、約1割相当の補助、月6万円の人が 6,000円ぐらいになり、自家用車でガソリンを使う方やバスの方は3 割、4 割の補助をしています。現在、36名が自家用車で、18名が福祉有償運送やタクシーを利用しており、合計54名の方が利用されております。自家用車、バスの方に関しては、来年度の予算編成の際には、町長に見直しを進言したいと思っておりますとの答弁でありました。

次に、スプリンクラーの整備について、消防法の改正により、24年3月までに設置が義務付けられており、町長から入所者の安全、安心を考えれば、1年でも早くするようにとのことで、養護、特養ともに設置することにし、町単独予算で計上しましたとの答弁でありました。

じん臓透析について、タクシーで行っている方の費用は把握しているかの質疑に対し、月 13回として、有償運送の人で10キロ未満で1万 3,000円ぐらい、10キロから20キロまでで、 3 万円ぐらい、20キロ以上ですと4 万 2,000円と、福祉タクシーにつきましては5 キロ10キロまで3 万 9,000円、10キロから20キロまでも同じく3 万 9,000円、20キロ以上につきましては6 万 5,000円と、福祉タクシーにつきましては、1 回あたり 3,000円と 5,000円に抑えていると聴取しておりますとの答弁でありました。

次に、グループホームへの補助について、どこがどのようにして事業者が決めるのかの質疑に対し、第4期の介護保険計画の策定の中で、紀北広域連合の中で募り、ヒアリング、面接を行い、ゆりかごさんが事業実施することになり、そこで計画に入り、今回補助することになりました。尾鷲市と広域で介護保険を実施しているので、施設の決定は広域連合で行い、補助金の受け皿は、市町がすることになっていますとの答弁でありました。

以上で、福祉保健課所管分の審査を終了しました。

次に「環境管理課」所管分の審査を行い、質疑に入り、塵芥処理費の修繕費 6,330万円についての質疑に対し、リサイクルセンターの施設で 6,000万円で、ほかに、ごみ収集車の修繕、資源ごみリサイクルの修繕、環境衛生センターのリフトの修繕、不燃物処理場のリフト

の修繕など、全体で 6,330万円の予算をいただいております。リサイクルセンターにつきましては定期的な修繕もあります。この予算の中でできるだけやっていくように努力したいと思っておりますとの答弁でありました。

次に、リサイクルセンター管理運営事業費のRDF委託料等で 3,600万円ありますが、R DFの処理費用についてと、平成29年度以降発電所についてはなくなるという話を聞いてい ますが、見通しについてはどうですかの質疑に対し、以前に全員協議会で報告させてもらい ましたが、三重県が赤字になっているので、処理単価を上げてほしいという話がありました。 その中で平成21年度は1トン当たり5,584円の処理料でございました。それが年々段階的に 値上げするということで、平成22年度については 6,134円で、平成27年度まで 550円づつ値 上がりして、平成28年度に 9,420円で単価が決まっております。RDF処理委託料は 550円 の単価増で 160万円ぐらいの値上がりになると思います。また、平成19年の協議会の中で三 重県から平成20年度の処理料金を上げるとか、平成29年度以降RDFの焼却や発電事業をや めるという話がございました。そういった中で、三重県RDF運営協議会「あり方検討作業 部会」をつくり、平成29年度以降の継続について協議をしています。今年の2月17日に「あ り方検討作業部会」がありましたが、その中で新聞にもでましたが、今は6団体14市町で構 成されております。その中で意向調査を行いましたところ、志摩市が新しい施設をつくると いうことで、平成26年3月に脱退の表明をされました。残った5団体で今後の協議を進めて おり、平成29年度以降もRDF焼却発電事業から撤退しないで、三重県が事業主体になって やってほしいということが5団体の意見でございました。今年度は一定の方向性を出すとい うことで協議をしておりますが、最終結論には至っておりませんとの答弁でありました。

次に、リサイクルセンター管理運営事業費の海山リサイクルセンターと、紀伊長島リサイクルセンターに係る経費の総額と両区の価格、またごみ収集処理事業費の海山区と紀伊長島区の事業費を教えてくださいとの質疑に対し、海山リサイクルセンターが1億 258万 9,000円です。紀伊長島リサイクルセンターが1億 2,678万 9,000円です。ほかに両区共通経費が4万 2,000円で、合計で2億 2,942万円です。

次にごみ収集処理委託料ですが、海山区が 2,172万円で、紀伊長島区が 2,208万 7,000円です。海山と紀伊長島リサイクルセンターの差は、以前は燃料費で一番高いときが1リットル当たり 128円ぐらいだったと思いますが、そのときは 5,000万円ぐらいの差があったと思います。当時より今、燃料費が下がっておりますので、両リサイクルセンターの経費の差は縮まっております。ごみ収集事業費についてはほとんど同じぐらいの金額ですとの答弁であ

りました。

次に、ごみ減量化推進事業と廃食用油リサイクル事業についての質疑に対し、ごみ減量化推進事業については72万 4,000円の予算を計上しており、この中でキャンペーンの予算として40万円を計上しております。多くの町民の皆様に参加していただくため、ケーブルテレビ等で呼びかけ、実践を担う人材の育成、組織づくりに取り組んでいきたいと思っております。次に廃食用油の量でございますが、平成20年度は1万 4,300リットルでした。平成19年度は2万 4,006リットルで、平成18年度は2万 1,756リットルで回収量が減っております。減っている理由ですが、回収業者が飲食店等を回り収集を行っているため、事業系から出る量が減ってきております。廃食用油の理由については、以前はごみ収集車にも使用していましたが、車両の更新に伴い車の制御機器が精密化し、市販の燃料を使用しないと故障の原因となり、補償できないというのが業者の見解でした。ただ古いリフトとか古いダンプには使っ

不燃物処理場は、あと何年ぐらい維持できそうですかの質疑に対し、紀伊長島不燃物処理場は地元と協議をし、平成25年3月までという協定を結んでおります。それ以降につきましては、継続をするなら地元との協議が必要となります。海山不燃物処理場につきましては、地元との協定は結んでおりません。大体4、5年ぐらいは大丈夫だと思っておりますとの答弁でありました。

以上で、環境管理課所管分の審査を終了しました。

ていますとの答弁でありました。

北村博司議長

委員長報告中ですが、ここで昼食のため、午後1時05分まで休憩いたします。

なお、教育民生常任委員長のあとの学校教育課以降の報告については、午後から行います。 休憩いたします。

(午後 0時 04分)

北村博司議長

休憩前に引き続いて、会議を開きます。

(午後 1時 05分)

北村博司議長

午前中に引き続いて、教育民生常任委員長の残り部分の報告を求めます。 平野隆久君。

教育民生常任委員長 平野隆久議員

それでは、午前中に引き続きまして報告いたします。

議案第20号 平成22年度紀北町一般会計予算

「学校教育課」所管分の審査を行いました。質疑に入り、安全安心の国庫支出金の所で、補助金、負担金で出ているのかの質疑に対し、教育費負担金の 681万 1,000円につきまして相賀小学校の改築部分で、21、22年度の2カ年事業で、当初であげさせていただいておりますのは、補正の残り60%の22年度分でございますので、それぞれ精算しているという形でございますとの答弁でありました。

小学校施設耐震補強事業について、事業概要を説明してくださいとの質疑に対し、西小学校が 8,000万円、事業内容は耐震補強のために鉄骨ブレースを16箇所設けるもので、コンクリートの壁の増設を図るものと、外壁屋根改修等の工事となります。三浦小学校が 4,000万円、鉄骨ブレース 4 箇所、コンクリート壁の増設 1 箇所、外壁屋根の改修となります。東小学校が 1 億 8,000万円、同様に耐震補強と外壁屋根の改修となります。東小学校についてはグラウンド側の管理棟、北側の教室棟それぞれ補強を行うものになり、仮校舎については9月から11月に仮校舎を設置し、この費用が 1 億 8,000万円のうち、諸経費を除き 1,200万円となります。引本小学校につきましては 1 億 3,000万円、これは木造校舎でございますので軸組の金物の補強や壁の補強といった内容でございます。船津小学校につきましては 5,300万円、同じように補強と改修を行うという内容でございます。これらは耐震補強計画に基づきまして、22年度に実施するものでございますとの答弁でありました。

次に、中学校改築事業の 2,657万 1,000円について、改築の場合、国庫支出金が 3 億 6,8 26万 1,000円、移転の場合 4,669万 9,000円の差は何か。また改築の場合、合併特例債の適用が多く、反対に一般財源が少ないがの質疑に対し、改築事業の 2,657万 1,000円につきましては特定財源の地方債に関して 2,290万円が入っており、これが実施設計監理委託料 2,4 18万 5,000円に対して95%の合併特例債で、残り一般財源が 367万 1,000円で、今回実施設

計を行うものであります。また、改築には12億7,047万9,000円、移転で4億7,793万2,000円となっておりますが、財源は改築では国庫支出金3億6,826万1,000円、安全安心な学校づくり交付金であります。起債の合併特例債につきましては、事業費から国庫支出金を引きまして95%の8,452万円、残り一般財源5,701万8,000円となっております。

次に移転では国庫支出金が 4,669万 9,000円、全体の 4 億 7,793万 2,000円から補助金を引いた95%に合併特例債を充当し、残り一般財源 1 億 3,373万 3,000円となっております。 事業費に対する補助金等、その補助残高に対する充当額が違うためでございます。最終的に事業全体における一般財源比較において移転と改築と比べますと、約12億円違うといった内容であります。

以上で、学校教育課所管分の審査を終了しました。

次に「生涯学習課」所管分の審査を行い、質疑に入り、文化財保護事業についてどのように進めていくか、また指定されている文化財はどれぐらいあるのかの質疑に対し、文化財保護事業については、文化財調査委員の方に調査研究していただいております。代表的な文化財は海山郷土資料館、江の浦トンネルが登録有形文化財で国指定となっております。県指定には島勝海食洞門、島勝神社樹叢、鈴島暖地性植物群落、豊浦神社社叢などがあります。町指定については建物、彫刻、工芸品、書籍等がありますとの答弁でありました。

続いて、成人式事業について、事業費49万円が計上されているが、22年度の規模は。また今年はビデオレターがなかったが、22年度の予定はの質疑に対し、22年度は 220名分の記念品代、写真代等を計上しております。21年度のビデオレターについては、用意ができなかったため、恩師からメッセージをいただきました。そして冊子を配らせていただきました。22年度についてはビデオレターにするのか冊子にするのかは、まだ決めておりませんが、たくさんの方からご意見をいただいておりますので、教育委員会としては再度検討していきたいと思っておりますとの答弁でありました。

保健体育総務費の社会体育団体活動費等助成事業についての質疑に対し、22年度から団体 部門についての助成を50万円から 100万円に増額させていただきましたとの答弁でありました。

以上で、生涯学習課所管分の審査を終了しました。

以上で、議案第20号 平成22年度紀北町一般会計予算の教育民生常任委員会の所管関係の審議は、すべて終了しました。

討論に入り、反対討論として、住民のための素晴らしい事業が数多く計上されております

ので、苦渋の判断ではありますが、学校の位置は 100年の体系でなければならないと思います。そう考えたときに紀北中の位置は日照、教育環境を考えますと長島高跡地が最適だと思います。本予算には現在地での改築とされておりますので反対としますとの反対討論がありました。

もう1人の方として、総合的に紀北中の発展を考えた場合、生徒を1日も早く安全な場所へ移すことだと考えます。東小学校についても耐震をすれば強化ができるのではなく、耐震はあくまで耐震に過ぎない。総合的に紀北中の発展を考えた場合、改築の予算については認められませんとの、2人の方からの反対討論がありました。

賛成討論として、当初予算には人件費等が含まれていますので、紀北中の実施設計については議論不十分でありますが、今後さらに協議をしていただきたいということで賛成しますとの賛成討論がありました。

採決に入り、賛成多数、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第21号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の審査を行い、質疑に入り、特定健診の平成21年度の実績見込みと、今年度の受診目標は。また国保運営協議会は年何回の開催を予定しているのかの質疑に対し、特定健診につきましては、平成20年度の実績報告による実質受診率は 20.31%となり、平成21年度の見込みは、前年度を数%上回る予想です。平成22年度の目標は40%となっております。国保運営協議会につきましては、年1回以上開催することとなっており、予算は2回分を見ており、平成20年度につきましては1回のみの開催となっており、その際に医療費の動向等を説明させていただいておりますとの答弁でありました。

国のほうで失業者に保険料を配慮するような新聞報道があるが、そのことを含めた保険料となっているのか、また紀北町では高校生の資格証の交付についてはどうなっているのか、また基金の年度末残高はの質疑に対し、失業者への保険料の軽減につきましては、現在国会で審議されており、今月末には決定されるであろうと県のほうから説明を受けております。これを受けて条例改正をするため、6月議会に上程させていただき、議決後は4月に遡って適用していきたいと考えております。2点目の加入者の動向につきましては、平成21年度は保険料を算出する時の保険者数は6,167名でした。平成22年度は5,974名ということで、193名の減を見込んでおります。高校生への資格証の件は、国では今年の7月から資格証を出さないようにすると聞いております。本町におきましては、現時点では高校生に資格証を発

行しておりません。基金の残高につきましては、平成20年度末は2億 998万円となっており、 平成21年度末の見込みは2億 5,062万 3,000円となりますとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、国保料は高いと言われており、他 市町村では値上げを余儀なくされているところもありますが、紀北町が据え置いたことは評 価しますが、積立金を取り崩して1世帯1万円の引下げは可能だと思うので、この議案には 反対しますとの反対討論がありました。

採決に入り、賛成多数、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第22号 平成22年度紀北町老人保健特別会計予算の審査を行い、質疑、討論な し、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしま した。

次に、議案第23号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計算の審査を行い、質疑、討論なし、採決に入り、賛成多数、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第24号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計の審査を行い、質疑に入り、ショートステイが増えて、施設介護サービスが減っている理由は、の質疑に対し、入所者のうち、入院等でベッドが空き、その分を有効利用して、ショートステイの利用が増える方向で計画をたてて予算編成しましたとの答弁でありました。

次に、人件費 547万 9,000円についての質疑に対し、介護職員の処遇改善を実施し、増額して予算計上させていただいており、 6,120円を 6,800円ぐらいに上げて、日給制から月給制に変わりますとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は原 案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、陳情第1号 民間保育所運営費の一般財源化に関する国への意見書採択についての陳情の審査を行い、福祉保健課出席のもと、事務局より陳情文書表に基づいて説明後、質疑に入り、民間保育所運営費の一般財源化が問題になっているが、どのように一般財源化が進んでいるのかの質疑に対し、すでに公立保育所の運営費につきましては、平成16年に一般財源化がされています。このことでどういう問題が生じるかというと、保育料の引き上げや保育サービスの水準の低下という問題が起こってくるということと、地方間の格差が増大して財源確保が厳しい町が財政難の自治体では、保育の質とか子どもたちの育つ条件の低下を招

くということが、一般財源化が進むということに考えられます。今の状態では、社会保障審議会の少子化対策特別部会で議論しているので方向性はまだ見えてこないですけども、そのような方向で進んでいるということですとの答弁でありました。

一般財源化にするということは短所ばかりではないと思うんですが、長所もあって地方自 治体独自の施策として、保育料引き上げにつながるというが、引き下げにつながる場合もあ り得るのではないかとの質疑に対し、一般財源化される場合に、お金持ちの市町であれば裕 福ということもありますし、使い方については自由になってしまうと、地方部の市町につい ては、財政がひっ迫しているところもありますので、格差が出てくるのではないかという労 働組合では、そういう風に考えているのではないかと思われますとの答弁でありました。

次に、町の熱意で子育てを重点的にやる市町村もあるので、一概に一般財源化が悪いとは言えないと思うの質疑に対し、労働組合の話では、今のところ保育所は運営費に基づいて国・県・町が負担しており、保育料の負担があり、金額は児童福祉法の最低基準で決まっておりまして、その基準は保証されているという状態であります。この基準が崩れることが心配なのかなというふうに思います。労働組合のほうではその児童福祉法の最低基準を守ってほしいということだと思います。

以上で、質疑を終了し、討論なし、採決に入り、賛成多数、願意妥当と認め、よって本案 は原案のとおり採択すべきものとして決定いたしました。

次に、陳情第2号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する国への意見書採択についての陳情の審査を行い、福祉保健課出席のもと、事務局より、陳情文書表に基づいて説明後、質疑に入り、質疑として、この政権交代によって自立支援法ははっきりしてくる可能性はあると報道されていたと思うんですがの質疑に対し、政権交代前は、障害者自立支援法の違憲訴訟原告団と政府のほうが裁判をしており、政権交代後に、平成22年の1月7日ですが、原告団の方と基本合意文書というのを締結というか、契約を交わしております。その中で、はっきりとした見解として、平成25年8月までに障害者自立支援法については、廃止するということで国は約束をしておりますとの答弁でありました。

日額払い方式なんですけども、どのような範囲で行われているのかの質疑に対し、日額払い方式は、施設関係の通所施設、いわゆる紀北作業所やひのきの会という通所施設と、あと 入所施設、それについては日額払い方式を現在とっており、障害福祉サービス、ヘルパーさんたちが行く分については時間とかで設定されておりますとの答弁でありました。

次に、25年の8月という意味は、新法制定は4年後という、この中に含まれているんです

かの質疑に対し、国は障害者自立支援法にかわる法律、新しい名前の法律を制定すると聞いている。見直し期間として4年間ということを原告団と約束しているということですとの答弁でありました。

次に、日額払い方式だと施設経営者は非常に不安定になり、やむなく働く者の賃金を引き下げることで乗り切ろうとした施設が続出しましたという文書があるんですが、この町内においてはこのような結果になっているんですかの質疑に対し、従前の金額は、平成18年以前は毎月の金額が設定されていましたので、例えば1人あたり月に20万円という感じになっていたんですけど、この障害者自立支援法が制定されて以降、例えば日額1万円というふうに設定がされまして、その利用者が出席した日数だけかけるということで、やはり障害者の方の中では調子を悪くして20日のうち10日しか行かないとなると、施設に払われる報酬としては月10万円になってしまうということで、利用者の出席や入院に左右されてしまって、施設側としては収入が安定しない、経営が安定しないということの意味合いでこの陳情書は言っていただいているということで、もちろん制度的には90%保証、80%保証というのがありましたので、従前の金額より補填されている部分がありました。もちろん施設側としては苦しかったと思うんですけども、紀北作業所については、広域運営でしておりますし、桃朋園については、もちろん民間ということなんですけども、新規で事業をされたということで収入的には大変だったと思いますとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、賛成討論として、障害者自立支援法の一番の問題点は、応益負担であり、利用者も経営者も元の制度に戻って安心して暮らしていけるようになるには、この意見書が必要です。

また、もう1人の委員から、障害者には応益負担は適当でない。日額払い方式についても 見直しも必要であるとの2人の委員から賛成討論がありました。

採決に入り、全員賛成、願意妥当と認め、よって本案は原案のとおり採択すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました16案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

北村博司議長

以上で、教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長中津畑正量君。

産業建設常任委員長 中津畑正量議員

それでは、平成22年3月11日、役場本館3階委員会室において、産業建設常任委員会を開催いたしました。3月定例会において産業建設常任委員会に付託された議案審査にあたり、委員5名、所管の担当課出席のもと慎重審査を行い、経過と結果を報告いたします。

議案第9号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定について、審査をいたしました。

質疑なし、反対討論、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり 可決するべきものとして決定をいたしました。

議案第10号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定について、審査をいたしました。 質疑として、組合長には適任だと思いますが、就任の経緯を確認したいということで、答 弁として、昨年の9月だと認識しておりますという答弁が出ております。

討論に入り、賛成討論、反対討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第11号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定について、審査をいた しました。

質疑なし、討論といたしまして反対討論なし、賛成討論として、駐車スペースの配置や交流ホールへの誘導などの点において改善の余地があると思うが、今回の指定管理者に期待し今以上に利用しやすい施設にしていただきたいと思います。今までの海山物産の苦労と努力があり、現在は株主に配当もできる状態になってきている。また、地域への雇用にも貢献しているという賛成討論がありました。

採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第12号 工事施行変更協定の締結について、審査をいたしました。

質疑なし、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきもの として決定をいたしました。

議案第13号 紀北町道の路線認定について(中州9号線)について、審査をいたしました。 質疑に入り、現況は町有地ということですか、町道認定の条件はありますかという質疑に 対しまして、答弁として、昭和33年7月に民間の所有から旧長島町に所有権移転されていて、 地目は公衆用道路です。議案として上程するものについては認定の条件は特にありませんと いう答弁でございました。

討論に入り、反対、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可 決すべきものとして決定をいたしました。 議案第14号 紀北町道の路線認定について(片上18号線)について、審査をいたしました。 質疑なし、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきもの として決定をいたしました。

議案第15号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第4号)

「産業振興課」所管分について審査をいたしました。

内容説明の中で、9ページの災害復旧費のうち農林水産施設災害復旧費 1,885万 2,000円 があります。これは昨年の台風18号における林道此ケ野向井山線の災害復旧繰越明許費ですという補足説明がありました。

質疑に入り、質疑として、農林水産業費農業総務費の中、地域活性化・きめ細かな臨時交付金 800万 5,000円の内容についてお聞かせくださいという質疑です。答弁として、小山浦農村広場公園の木柵 168本の修繕工事 163万 3,000円と、古里樹園地農道の改修工事 637万 2,000円となります。古里樹園地農道におきましては、延長約 100メートルの路面舗装などの工事となりますという答弁でございました。

また、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業費報償費の増額の要因は何だとお考えですかという質疑に対しまして、答弁として、収入増加の要因としては、ETC効果、高速の延伸やキャンプ場独自の誘客イベントが集客の増加につながったと考えておりますという答弁がありました。

また、集客の増加の要因といたしましては、高速道路だけではないように思いますが、ほかにはどんなことが考えられますかということで質疑がありました。答弁として、さまざまな情報発信やキャンプ場の前にある魅力ある銚子川が多くのリピーターの確保につながっていると考えられますという答弁がございました。

引き続き質疑がありまして、孫太郎オートキャンプ場もいい施設ですが、キャンプinn 海山といろんな面を比較したことはありますかという質疑に対しまして、課長のほうからは、比較したことはございませんという答弁でございました。

森林公園オートキャンプ場管理の報償費の支払い方法について説明をしてくださいという 質疑に対しまして、答弁として、紀北町森林公園オートキャンプ場管理に関する基本協定書 23条に基づき、目標額を 3,000万円と定め、それを上回った場合はその額の70%相当額を町 が指定管理者に報償費として支払い、下回った場合はその額の70%相当額を指定管理者が町 に負担金として支払うようになっておるという答弁でございました。

質疑として、過去3カ年においては、目標額を上回っていますかの質疑に対しまして、課

長のほうから、3カ年とも目標額を上回っておりますという答弁が出ております。

続いて質疑として、漁港の管理費の中で、津波・高潮危機管理対策緊急事業費が 4,800万円の減額となっており、その主なものとして工事請負費が 3,871万円の減額となっておりますが、これはどの箇所の工事請負費なのか教えてくださいという質疑でございます。答弁として、工事箇所としては2箇所ございます。1箇所は白浦漁港の防潮扉と、もう1箇所は、島勝漁港の水門自動化の工事費の精算による減額となっておりますという答弁でございました。

もう1つ質疑といたしましては、三重外湾漁協助成事業費の増についてですが、これは債務保証の助成補助金で 156万 4,000円の額でございますけれど、これは国や県市町村が保障する分だと思います。これは欠損金44億円の5年間に対する債務保証ということでよかったでしょうか。今後この欠損金が増えることはないでしょうかという質疑に対しまして、課長のほうから答弁として、2月1日に外湾漁協が設立し欠損金が44億円ありました、そのうちのの借入金20億に対して、国の補助等もあり市町としては 4,680万円の支援要望に対して支援することになりました。現在のところ金額としては平成21年度は 156万 4,000円、平成22年度には 125万 1,000円、平成23年度は93万 9,000円等となっており、平成25年度まで保障することになっております。欠損金の44億円については、今のところこれ以上増えるとは聞いてはおりませんという答弁でございました。

産業振興課分については、質疑を終わりました。

続きまして「建設課」分の補正予算に対する質疑がありまして、質疑として、町営の住宅使用料家賃の算定誤りということであるが、金額的には少ないが、これから定期的な確認を行わなければならない。今後の確認体制について課長の見解を伺いますということでありました。答弁として、町営住宅使用料につきましては、年度ごとに入居者の前年の収入申告に基づいて算定されます。入居者の方から申告いただき算定するものであり、今回の住宅使用料については、平成10年から平成16年にかけて算定誤りがありました。今後の確認体制については、平成20年度から住宅使用料の積算システムを導入し、現在そのシステムで算定しています。入居者の収入申告や高齢者等年齢によって、変わってくるので職員が再度チェックして、誤りのないように気を引き締めていきますという答弁であります。

以上、建設課について質疑を終わりました。

続きまして「水道課」関係分として審査をいたしました。質疑として、口頭弁論と、その 後、進行協議がありましたが、発表できることがあれば発表してくださいということで質疑 がございました。答弁として、平成22年3月4日の口頭弁論終了後に進行協議をいたしました。裁判長は、原告の釈明状況はどうなのかと、私ども被告のほうから、逸失利益等について釈明を求めている件について、どのような状況であるのかということでした。原告の弁護士は、配慮義務についての反論、事実関係をもう少し正したいということでありました。被告側の弁護士は、水道水源保護条例は議会提案であるのでどうなのかとか、損害論の主張はどうするのかとか、一から損害論についてやるのかどうかということについて問うております。原告の弁護士につきましては、それらについての主張を行っていきますということでありました。損害賠償関係については4月30日までに準備書面を出してくださいということでございます。

最後に、今度は第10回になるかと思いますが、7月22日木曜日に口頭弁論を開催しますということで終了いたしました。

以上で、水道課関係の質疑を終わり、討論に入り、反対討論、賛成討論なし、採決に入り、 全員賛成、よって当委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定を いたしました。

議案第19号 平成21年度紀北町水道事業補正予算(第2号)の審査に入りました。

補足説明はなし、質疑なし、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第20号 平成22年度 紀北町一般会計予算

「産業振興課」分を審査をいたしました。

追加説明はなし、質疑に入りまして、友好都市の大阪府四條畷市より四條畷鯛釣料金9万円以外に歳入としてはありますかの質疑に対しまして、答弁として、町の予算を通さない直接団体への補助金となります燈籠祭への40万円の補助金がありますということでございました。

さらに質疑といたしまして、古里温泉の入込客数と売上の推移はどうなっているのでしょうか、また古里温泉の改修後の入込客においてはどうでしょうかという質疑がありまして、答弁として、平成20年度の客数は5 万 8,295人で売上金額は2,625万 3,300円、平成21年度は見込みではありますが、客数は6 万 5,741人で売上金額は2,943万 9,400円と、客数や売上金額とも増加する見込みです。風呂の改修よりも高速道路の延伸やE T C 効果やガソリンの値下げ等の要因も含めて増えたことが要因であると考えられておるという答弁でございました。

また引き続き、漁業近代化資金利子補給金の減額でございますが、昨年度と比較してどうでしょうかという質疑に対しまして、答弁として、漁業近代化資金利子補給金の 275万 3,0 00円の減額予算ですが、当初、平成17年度から平成21年度までの4年間の平均見込みで予算計上しておりました。ところが現在のところ、借入者は14名で当初見込みより少ない状況のため、3月補正予算において減額予算計上させていただいたということでございます。借入者は減少しているという答弁でございました。

次に、5点ほどにわたって質疑がございました。3つほどは同じような中身でございますので、ちょっとやりとりで報告させていただきます。1つの質疑といたしまして、町有林造成事業の中にある、林業作業員は現在何名いるのですか。答弁として、現在6名おります。

林業作業員の雇用形態はどうなっておりますかという質疑に対しまして、町で雇用し、現 在海山区3名、長島区3名となっております。

1人当たりの平均年収と平均年齢、また男女費はどうなっていますかという質疑に対しまして、平均年齢は53歳、平均年収は 350万円程度で、現在雇用しているのはすべて男性となっておりますという答弁でございました。

続きまして、81ページの小山浦農業用井戸改修工事費 870万円の内容について説明してくださいという質疑に対しまして、答弁として、既存ポンプの揚水量では足らないため、ポンプの能力アップのための修繕工事となりますという答弁でございました。

続きまして、四條畷市との交流事業におきましては、45万 4,000円の歳出があります。この支出内容についてお聞かせくださいという質疑がございまして、答弁として、交流事業45万 4,000円の内訳については、鯛の釣堀の業者委託料が40万円と、職員出張旅費、消耗品等の経費が5万 4,000円となっておりますという答弁でございました。

また、燈籠祭に関しましてては、現在 470万円の補助金が出ていますが、四條畷市からの 燈籠祭への補助金は、この中に含まれていますかという質疑がありまして、答弁として直接 燈籠祭実行委員会へ振り込まれますので、町からの補助金 470万円には含まれていませんと いう答弁でございました。

また、今、町内で行われているイベントにかかわった回数、人数などわかれば教えていただきたいという質疑に対しまして、答弁として、平成19年度の資料におきましては、町職員として16イベントに 197人の職員がかかわっております。燈籠祭で約60人の職員がかかわりましたという答弁でございました。

また次に、ふるさと雇用再生特別基金事業の事業内容について教えていただきたいという

質疑に対しまして、地域観光コーディネーターの雇用 3 名、インストラクターの雇用 2 名、新たに「きほく倶楽部」設立事業といたしまして、採用 1 名を考えております。ふるさと雇用再生特別基金事業を使い 6 名の方を雇用し、事業を実施するものでありますという答弁がなされました。

道の駅マンボウの管理事業の歳出 323万 2,000円に対し、歳入金額はいくらなのかという質疑、道の駅マンボウの施設に関しては三重県からの借用でよろしかったでしょうかという質疑であります。答弁については、道の駅マンボウ管理事業の歳入に関しましては、商工会負担金という形で 203万 7,000円を予算計上いたしております。道の駅マンボウの土地に関しましては、三重県から借地しており、使用料として15万円を予算計上しておりますという答弁でありました。

また、道の駅マンボウに関しましては、三重県より無償でお借りしております。以前は道の駅マンボウの光熱水費や清掃費のうち、町負担分を負担金という形で三重県に支払いをしており、その町負担分におきましては、町と紀北町商工会との間で負担率を定め、紀北町商工会から町に支払っていただいております。現在におきましても、商工会から負担金をいただき、指定管理者でありますレク都市協会(525ページで紀伊長島レク都市株式会社に訂正)に対して光熱水費や清掃費を負担金として、お支払いしておりますという答弁でございました。

また、道の駅マンボウの歳入としての紀北町商工会負担金は、以前からこの形態だったのでしょうかという質疑に対しまして、答弁として、道の駅マンボウの紀北町商工会負担分に関しては、以前からこの形態で行っておりましたという答弁でございました。

もう1つ、同じ道の駅の質疑の中で、町と紀北町商工会との道の駅マンボウの施設使用についての資料はあるかと思いますが、紀北町商工会とギョルメクラブ事業協同組合との運営管理に関する資料は、町は保有しておりますかということについて、答弁として、町は持っておりませんということで答弁が出ております。

最後に有害鳥獣駆除についてですが、これらのサルやイノシシ、シカ駆除用の檻の管理は どこで行うのでしょうか。また、農業用水の管理ですが、田の耕作ができない状況が2年ほ どあると聞いておりますが、解消されたのでしょうかいう質疑がありまして、答弁として、 有害鳥獣に関しましては、今年度、檻とエアガン等を購入し、平成22年度より貸し付けを考 えておりますが、檻の設置に関しては許可がいるため研修会等も開催していきたいと考えて おります。これらの管理については町産業振興課で行っていきます。農業用水に関しまして は井戸ポンプ改修工事・調査等を実施している状況ですが、すべての工事が完了しているわけではなく、繰越明許を行う状況にあり、三重県にも早急な事業実施も訴えている状況です。 渇水に関してはいつ起こるかわからないので、早急に事業を進めて行きたいと思っておりますという答弁でございました。

産業振興課分質疑を終わりました。

続いて「建設課」の所管の分について審査を行いました。

質疑として、道路橋りょう使用料はどこの使用料かという質問に対しまして、答弁として中部電力、西日本電話株式会社、ZTV等の施設を町道に占用させているものでありますという答弁でございました。

港湾費委託金、内容を説明しててもらいたいという質疑に対しまして、答弁として、引本港、長島港の清掃委託金で県と業務委託契約をしており、三重県からの委託金として歳入を計上しています。江の浦橋の管理委託金 465万 8,000円におきましても、三重県との契約に基づく歳入でありますという答弁でありました。

また質疑として、港湾統計調査業務委託とあるのは何の統計調査なのかという質疑に対しまして、答弁として、毎年、長島港、引本港に貨物等の搬入等の統計をとるため、港湾を使用している業者に県に代わって調査をしています。その事務手数料として6万4,000円県から入ってきます。県に代わって統計調査を毎年行っていますという答弁でございました。

また、住宅管理費の中で被災者住宅復興資金貸付金利子補給事業で、償還期限が過ぎているのではないですかのという質疑に対しまして、答弁として、借り入れされた時期によって変わってきますので、現在12名の方が対象になっていますが、すでに終えられた方もおり、23年度まで続くということでございますという答弁でございました。

次に、前浜トイレ委託料49万 2,000円について、委託は誰に委託しているのか、何名くらいか。どれくらいの回数で委託しているのか聞きたいということでございまして、答弁として、前浜のトイレの委託料につきましては、清掃にかかるものとして24万円、浄化槽等の保守点検に25万 2,000円、あわせて49万 2,000円です。町内の方1名に月額2万円で12ヶ月、清掃の頻度につきましては週に2回でありますという答弁でありました。

また、熊野灘臨海公園について質疑がございまして、ちびっこ広場があるが、遊具が撤去 され、子どもたちが遊ぶところがないということで、どうするのかという問いに対しまして、 老朽化に伴い遊具が撤去されたということですが、それにかわる遊具については、県と協 議をしていきたいという答弁でございました。 次に質疑といたしまして、町営住宅管理費で町営住宅の耐震診断をやっていないと思うが、 やらないのか、建て替えの計画はないのかという質疑に対しまして、答弁として、平成22年 度については耐震調査の予算計上は行っていません。住宅は約50年経過しており、補強は必 要であるけれども、補強が難しい住宅もあります。耐震補強が必要な住宅の中にカウントさ れていますので、今後検討していきたいという答弁がされておりました。

また、阪神淡路の震災から耐震診断の問題が浮上するようになった。診断をきちんとすべきではないのかという質疑に対しまして、建築年度からあげている数字であり、建設課の建築技師に聞き取り、構造や建築年度等からこの判断をしているということでございました。

質疑として、目視判断プラス耐震診断をやってもらいたい。耐震診断をやって初めて事業計画が立てられるということで質疑がありまして、答弁として、担当としてはその必要性は十分認識していますので、今後、理事者との間で検討していきたいと考えていますということでございました。

次に小笠原線全体の町道整備としては、一度に行われないのか。公有財産購入費 200万円では少な過ぎるのではないかという質疑に対しまして、 200万円の用地の取得費は国交省が事業を進めていく中で、つなぎとして用地の取得も必要になってくるんではないかということで計上しているということで、答弁をされております。

以上で、建設課分の質疑を終わりました。

続いて「水道課」関係分について審査を行いました。

質疑として、1つとして、現在のところ和解勧告が出てくるということはないかという質疑に対しまして、答弁として、全員協議会でも報告させていただきましたとおり、和解はどうですかという打診は裁判長からありました。ただし、和解について、被告である町側の代理人といたしましては、今のところ原告の主張することとの間で和解する理由、根拠がないということで、和解は考えていないということを裁判長に伝えておりますという答弁でございました。

また、水道水源保護条例の話もどこまで進んでいるのでしょかという質疑に対しまして、 答弁として、水道水源保護条例につきましては、議員の皆様に説明をさせていただき、6月 議会に上程したいと思っているという答弁でございました。

また、プロジェクトチームをつくったと思いますが、いつ発足して、開会はいつごろ、何回行ったか、またそのスタッフはどのようなスタッフであるのかという質疑がありました。 答弁として、平成22年1月8日に立ち上げ、12日に第1回目の会議を開いております。委員 は副町長、総務課長、財政課長、企画課長、環境管理課長、産業振興課長、水道課長の7名をもって編成をいたしました。座長は町長が務めております。第2回目を平成22年3月9日に開催いたしました。当面、今のメンバーで続けていくかということについては、現在2回開催しているだけでありますので、しばらくはこのメンバーで続けていくものと考えておりますという答弁でございます。

また、引き続き質疑として、弁護士もプロジェクトチームを立ち上げたということは、ご存じであると思いますが、それによって今後の弁護の進展、いろいろなこれからの訴訟問題に対しての影響はないのでしょうかという質疑に対しまして、答弁として、弁護士との関係については、弁護士からこういうことを調査しなさいということは、水道課で調査等はしておりますが、産業、環境等についての調査依頼があった場合には協力をお願いしなければならないこともあります。そういうようなことで今後進んでいくものと思いますという答弁がなされております。

質疑として、プロジェクトチームだけではなく、やはり支所の室長であるとか、執行部の 長の方が熟知まではいかなくても、ある程度は知っている必要はあると思われますが、水道 課長はどのように思われますかという質疑に対しまして、損害賠償請求事件が始まってから 3回ほど課長会議の中で説明した記憶がありますが、もう少し多く説明しなくてはならない と思っておりますという答弁でございました。

失礼しました。全般でですね、道の駅マンボウに関しましての指定管理者であるレク都市協会に対してということで、私報告しました。これはテープを正確に起こした結果、ちょっとこういう答弁はしているのは事実でございますが、実態は紀伊長島レク都市開発株式会社というのが正確な固有名詞でありまして、レク都市協会ではありませんので、ご訂正いたします。

以上で、質疑を終わり、討論に入り、反対、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって当委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。 議案第25号 平成22年度紀北町水道事業会計予算について、審議をいたしました。

内容説明として、町長の公約の中で、ゼロベースという言葉もありました。したがいまして、今回、当初予算を編成するにあたり、直近の状況を踏まえて収入を計上しており、支出につきましても見積りの取り直しをするなど対応してまいりましたという内容説明でありまして。

質疑に入りまして、現在、紀伊長島区の古里地区で行っている工事は完成したのですか。

今後においても、特に紀伊長島区の水道整備は遅れているようなことを聞いておりますが、その中で、今後の計画、今の地区以外のところで早急に、また早急ではなくてもしなければならないというような計画はありますかという質疑に対しまして、答弁として、古里・道瀬簡易水道統合整備事業ですが、平成19年度から実施しており、平成22年度が最終年度となっております。早急に実施したい事業としましては、紀伊長島区の紅ケ平浄水場にあります電気計装設備が耐用年数を過ぎておりまして、その更新事業に約2億円の事業費がかかります。事業費が高額であるということから、少し延期しているわけですが、いつ故障が起こるかわからないということで、早急に実施したいと考えております。海山区の便ノ山浄水場の電気計装設備におきましては、平成16年度から平成17年度にかけて更新しておりますという答弁でありました。

討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきも のとして決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会に付託されました案件すべて、審査の経過と結果の報告を終わります。

北村博司議長

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これで各常任委員長の報告を終わります。

北村博司議長

2時10分まで休憩します。

(午後 1時 59分)

北村博司議長

休憩前に続いて、会議を開きます。

(午後 2時 11分)

北村博司議長

これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件につきまして、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第1号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質 疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第2号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第3号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第15号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第4号)について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第20号 平成22年度紀北町一般会計予算について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

これで、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。 議案第4号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。 質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第5号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第6号 紀北町共同作業場条例を廃止する条例についての質疑を行います。 質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第7号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第8号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定についての質疑を行

います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第15号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第4号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第16号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第17号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第18号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第20号 平成22年度紀北町一般会計予算について、教育民生常任委員会にかか

る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第21号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第22号 平成22年度紀北町老人保健特別会計予算についての質疑を行います。 質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第23号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第24号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、陳情第1号 民間保育所運営費の一般財源化に関する国への意見書採択についての 陳情についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、陳情第2号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する国への意 見書採択についての陳情についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続いて、産業建設常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第9号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第10号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第11号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第12号 工事施行変更協定の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第13号 紀北町道の路線認定(中州9号線)についての質疑を行います。 質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第14号 紀北町道の路線認定(片上18号線)についての質疑を行います。 質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第15号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第4号)ついて、産業建設常任 委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第19号 平成21年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)についての質疑を 行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第20号 平成22年度紀北町一般会計予算について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第25号 平成22年度紀北町水道事業会計予算についての質疑を行います。 質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

これで産業建設常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第3

北村博司議長

日程第3 議案第1号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を 議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第1号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

北村博司議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4

北村博司議長

次に、日程第4 議案第2号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第2号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5

北村博司議長

次に、日程第5 議案第3号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条 例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第3号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6

北村博司議長

次に、日程第6 議案第4号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第4号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7

北村博司議長

次に、日程第7 議案第5号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条 例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

議案第5号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の賛成討論を行います。

今、子育で世帯の多くは所得が低く、政府の調査によっても経済支援を求める声は7割に達しています。経済支援について望ましいものは、医療費の無料化をあげたのは45.8%です。私は紀北町の子育で支援策として、12月議会の一般質問でも、子どもの医療費は、町独自の助成で小学校卒業するまで無料化を、窓口で無料になるよう県に要請を、国の制度として医療費無料化制度を創設するよう、意見をあげるよう提案しました。

今回の条例は、町独自の助成で入院だけ小学校卒業するまで無料にするものです。県の制度の対象者より拡大されることになり、一歩前進したことを評価いたします。入院だけ対象になったことは小さな一歩ですが、子どもの医療費について町独自の助成は、今まで実現することはありませんでした。歴代の町政ではなかったことです。町民の町政を変えたいという願いに応え、新しいまちづくりへの大きな一歩である、この町独自の助成案に賛成いたします。さらに町民の本来の願いは通院が無料になることです。1日も早く通院も無料、そして所得制限をなくすことを強く求め、私の賛成討論といたします。

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第5号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

举手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9

北村博司議長

次に、日程第8 議案第6号 紀北町共同作業場条例を廃止する条例を議題といたします。 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第6号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8

北村博司議長

次に、日程第9 議案第7号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第7号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第10

北村博司議長

次に、日程第10 議案第8号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定について 議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

松永君。

17番 松永征也議員

議案第8号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定について、反対の立場で討

論いたします。在宅介護支援センターにつきましては、在宅の要援護者、もしくは要援護となる恐れのある高齢者、またはその家族からの相談が総合的に受けられるよう設置されるものであり、その業務は本町条例においても具体的に規定されておりますように、電話相談、面接相談、あるいは訪問等により、指導助言することを行っていくところでございます。

また、地域包括支援センターにつなぐ窓口的な機能をも持つところでありますので、できれば中学校単位に設置するのが望ましいとされております。それが現在、紀伊長島区にある地域包括支援センターと同じ場所に設置されているところでありますが、海山区から見れば20キロ以上も離れているところであります。したがいまして、町内全域において条例に基づいた業務が十分機能していないのではないかと見受けられます。執行部の説明ではですね、十分やっているということではありますが、これは介護保険の認定者に対しては十分かもわかりませんが、しかし特定高齢者、いわゆる虚弱高齢者に対しては十分とは言えない状況にあると思っております。

高齢者がですね、どんどんと増加いたしておる状況にあります。利便性を十分考慮してですね、今後、設置箇所を増やすなどすべきであると思っております。高齢化が急速に進んでおります。高齢者対して温かみのあるきめ細かな行政を期待するものであります。そういう願いも込めまして、議案第8号に反対するものであります。以上です。

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第8号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第11

北村博司議長

次に、日程第11 議案第9号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第9号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第12

北村博司議長

次に、日程第12 議案第10号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第10号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第13

北村博司議長

次に、日程第13 議案第11号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第11号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第14

北村博司議長

次に、日程第14 議案第12号 工事施行変更協定の締結についてを議題といたします。 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第12号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第15

北村博司議長

次に、日程第15 議案第13号 紀北町道の路線認定(中州9号線)についてを議題といた します。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第15 議案第13号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

日程第16

北村博司議長

次に、日程第16 議案第14号 紀北町道の路線認定(片上18号線)についてを議題といた します。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第16 議案第14号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第16

北村博司議長

次に、日程第17 議案第15号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

ここで本件に対して、東篤布君ほか5人から修正動議が提出されております。お手元に今 配付いたしております。

(修正案の配付)

北村博司議長

したがって、これを本件とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。 東篤布君。

1番 東篤布議員

1番 東篤布、ちょっとこの補正予算のこの文書を見ていただいてもよくわからないかと 思います。なぜかと申しますとですね、これは一昨年の9月に前奥山町長の時代にですね、 長島高校へ紀北中学校を持っていきたいんだと、こういう意見がございましですね、遡れば 17年でしたかね、17年、合併協議会がありました。そのときにですね、長島高校跡地を本庁 にしようじゃないかということが水面下であったわけでございます。

そこに中学校を持ってくることはどうなんですかという話になったんですが、いろいろ議論がありましたが、議員の皆さんの理解をいただきまして併設案ということで、この予算が通ったわけですね。この予算はどういう予算かと言いますと、長島高校を中学校にするには一部手直しも必要であろうということで、いわゆる実施設計が出たんですよね。そのとき尾上町長も議員であったんですから、よくご存じだと思いますが、そのときの議員が今ここにおられる皆さんが議員であったわけです。そのときの議会で議決した予算なんです。それを現政権になってですね、もう使わないんだと、中学校として使わないんだとこう言われたわけですね。

そこでテレビ中継では出ておりませんが、全員協議会という場をもちまして、ここにおられる議員のほとんどの方々が議会の議決をあまりにも軽んじやせんかという話が出ました。そして二度目の全員協議会では、私が決定したんだから、このとおりなんですよというみたいにね、何の説明もなかった。僕はお願いしたいのは一度決めたことであっても、明確な我々は納得する理由があれば、我々も町民のいわゆる代表であります。いわゆる代弁者でありますね。町長がよくおっしゃっております、町民の目線でとこうおっしゃる。であるならば、ここにおる議長含めて20名の議員がですよ、町民の目線ではなかろうかと思うわけです。

それで、なぜこの修正案かと申しますとですね、いいですか、よく聞いてほしいんです。 長島高校、これ 1 校じゃないんです。東長島、西長島、船津、三船、引本、これからどんどん修繕もしくは建て直さなければならない学校があるわけですね。もう一つ皆さんに聞いてほしいのはですね、いいですか、今当町、紀北町がですね、抱えておる問題は、非常に人口が減少しております。その中で一番我々は考えることはですね、教育の問題なんですが、とにかく生徒数が減少しておるんです。いいですか、長島で、海山で、一体いくつ学校があると思いますか。隣の町のいわゆる大紀町でも柏木町長のときでしたね、あれは。大きな統廃合がございました。当町としましては前教育長から言っておることは、全校生徒が一桁になったら考えるとこう言っておるわけです。

いわゆる一桁ということは、町長、これ一桁じゃないですよね。1年生から6年生まで6学年あるわけですが、そこで一桁ということはですよ、1学年に何人の生徒がおるかなとこう考えるわけですね。いやまだなってない。実際にうちの町まだなってないですけれども、今年度入学生徒はゼロという数字もございます。それで13名、15名とこういう状態ですね。

だからもう一つね、町長ね、真剣に考えてほしいのはですね、志子小学校の問題なんですけれどもね、いいですか、志子小学校の存続を願って建てた町営住宅があるんですよね。そこに奈良県から3名の子どもを連れてきてくれたご家族があったんです。それでその3名の生徒が通っておった、志子小学校に。その3名の生徒がおったら2学級持てたんですよ。1学年ね。であるのにこの生徒のいわゆる父兄と言いましょうか、志子のそのアパートに入れてあげなかった。誰も子どももいない。地元の方を入れてあげたんです。そのときに志子の校長とこんな話をしたんです。本当にね、東さんね、町長はここの学校の存続を願うておるんでしょうかねと、こういう話でした。

だから僕はね、本当に赤羽の小学校、中学校、志子小学校、三浦、海野、引本、三船と思うんであればね、その政策を打ち出してくれるんならいいんですよ。そして今回でもそうです。議会の議決をひっくり返して、もう皆さんが決めたけども、私はこう考えたんですと、こうおっしゃった。ですから、議会の議決をひっくり返すだけのね、理由を示してくれませんかとこう町長に言うた。例えば一次産業が衰退しておるから木造でこうやるんだと、それでなおかつ、ここの学校には生徒が少ないから町営住宅を建てるんだとか、いろんなね案件があってもよかろうと思うんですが、ただ単に耐震補強はしておるけれども、中庭のある立派な学校に生徒を入れてあげたいんだと、おっしゃることはよくわかるんですよ、町長。

であるならば、長島高校よりももっともっと古い学校、今からやらなければならない学校

がたくさんあるわけです。具体的にあげるんならば、東小学校、西小学校、海野、そして三浦、三船、引本あるわけでしょう。この学校も皆ね、町長がおっしゃるように中庭のある立派な学校に建ててくれるならば、私も納得できるん。そんな財源があるんならば。ないんでしょう。皆で始末して予算をけずってやらないかん財政が厳しいからと言うとる最中にですよ、なぜそんな立派な学校を壊してまでもね、建てねばならんのかなと。

それでもう一つね聞いてほしい、皆さんにね。これは町民の皆さんにも聞いてほしい、議員の皆さんにも聞いてほしい。この紀北中学校を誰が一生懸命になって建てたかってご存じでしょうか、教育長。昭和33年でしょうか、当時町長されたおったのが、今ここにおられます東清剛議員のお父さんでしたね。再建団体に入ってですね、非常に厳しいときでした。その最中に非常に厳しい予算の中でですね、あそこに建てられたんですけどね。

もっと言うならば紀北中学校というのはですね、今の西小学校にあったんですよね、町長。 西小学校というのはね、町長ね、安政ご存じですか、大地震があったんです。津波があった んです。何百人も死んだんです。その方々を埋めたのが東小学校なんです。そこにその供養 のために建てたのがお寺やったんです。だから寺小屋から始まったんです。それで小学校に なった、中学校になった。その西のいわゆる昭和の合併で言うならば、昭和の大きな合併の ときにですね、長島浦と二郷村と、ちょっと遅れて三浦ですね、そして一番遅れたのが赤羽 村なんですけどもね、町長、ご存じですか、町長。そんな歴史があるんですね。

そして、そこに皆さんの墓標のあるところにあった学校を、今の紀北中学校に移すのにどれだけの苦労があったかということなんです。だから僕は町長がここに建てたいとおっしゃったときに何も問題なかった。でもね、僕は今の東清剛議員のお父さんの書かれた本を出してきましてね、読みました。胸突坂という本なんですが、そこに自分の議員生活から町長生活のすべてを書いてあるわけなんですよ。話長くなりましたけれどもね。考えてほしいんです。それで僕はね、一番この懸案に、いわゆる一番、9月ですよ。いいですか。去年の9月にこの議決をするときに、一番反対するのは清剛議員であろうと思うたんです。しなかった。僕は聞いた。「篤布、家の親父も一生懸命やった。でもな、出垣内のあの場所で紀北中学校としての使命は終わった。だから50年、100年にいっぺんしかないこの学校の移転という問題で一歩前進するとこなんやと、だから俺はこうなんや」とおっしゃった。僕は感動したですね、町長。

だから僕は去年の9月のこの予算に賛成したんです。そのときに議員であられた町長はどうであったか知りませんがね、議会の議決というものはそう甘いもんではないと思います。

それで今回、この修正案気に入らん方もたくさんおるでしょう。結構です。どうぞ反対して ください。しかし、自分たちの手を挙げるときにはね、皆さんの代表なんですよ。一体誰の ために手を挙げておるんですか、皆さん。それで私はね、これは決して尾上町長の反対でも なければ批判でもないんです。本当に将来の紀北町、長島、海山区、両区を考えて出すわけ なんです。これはね町長、これはね、元のとおり使ってください。どう使うかというと、元 のとおり長島高校をどうしたら中学校に使えるかという予算に戻してくださいと、僕はお願 いしておるん。よく考えてくださいよ、いいですか。長島高校、あれを庁舎に、今回のこの 予算、町民の皆様も知ってほしいん。今回の議会で決まってしまうと、長島高校跡地は庁舎 ありきになっていくんです。庁舎なんてこれ別問題です。あとのことなんです。いいですか。 まず、将来の長島の学校を考えなあかん。そうしたときにこの予算が変える。否決するん じゃないですよ。もう一度町長に考え直してください、9月のように、もしこれが皆さんに 認められたら、長島高校はそのまま中学校として使えるんです。そこで庁舎が消えていくん ですよ、皆さん。庁舎に6億円かかる、予算書では。現実にはもっとかかる。であるけれど も、これが皆さんに可決されたならば、あそこはもう使えるんですね。まず6億円。そして 出垣内に建てなくてもいいから12億円ですか、町長。町長はそう言ってますがね、実際には 15億、18億円ぐらいかかるでしょうね。そしてなおかつ、長島高校跡地に紀北中学校が来た

赤羽中学校も来る。一緒に皆であそこに集まる。こうなれば赤羽中学校の跡地が空いてくる。そうなったら老人ホームも古いんやから、向こうに移せる。50何億円の予算の違いが出てくるんですよ。だから私はこの修正案を提案させていただくわけであります。このあとにも出てきますが、これが僕の考え方の基本でして、よく考えてほしいんです。ここに署名議員が6名おられますね。この意味をよくわかってほしいんです。共産党の議員の皆さんももちろんですよ。この財政の厳しいときにですね、建てればええというもんじゃない。建てるなら皆に建てたってほしいの。何で引本の学校なんか70年経っておるんですよ。30年の学校じゃ古いからって建てる。70年の学校は補修、あまりにも不公平じゃないんですか。そんな不公平な行政やめませんか、町長。皆に気張ってもらってませんか。前回も町長にそう申し上げましたが、町長は予算をいただいてから考えると、こうおっしゃいました。予算をもらう前にまず考えたうえでですね、やっていただきたい。もう庁舎なんかどうでもいいんです。ただ、庁舎に関して言うならば、私はやはり約束事というのはね、きちっとせないかん。これはね、子どもに対して大人の責任だとこう思っております。ですから、いろんな案も議

ならば、これがね統合じゃないんですよ。

員同士で考えております。町長は少しの予算で大きな何とかとおっしゃいますがね、町長、いいですか。1億円出したら8億円生れると、そういうことじゃないんです。現に町長いくら残っておるんですか、特例債が。だから明確にここに打ち出せないかん。この残った30億をこう使うんだと、どうでしょうかと、まずそれがなければ今回のあれにはならないんじゃなかろうかなと思います。

長くなりましたけれども、このまず考えてほしいのは、議会で一度議決したことは、こんなにも簡単に変わるのかなと思う点が1点、そして将来の紀北町を考えるならば、この財政の厳しいときにですね、それで良いのか。どうぞ町民の皆さんよく見ておってください。ここに署名議員、1、2、3、4、5、6名おります。何名がこれに手を挙げるか。いいですか、9月の議会で揉めて揉めて可決した議案なんですよ。それを今度変わってきた。変わったことが将来性のあることなら賛成もします。見えてない。この財政の厳しいときに一番守らなあかん、子どもたちよりも自分の、いわゆるこの本庁ですね、議会ですよ。そんな馬鹿な話ないじゃないですか。誰が手を挙げるかようく見ておってください。以上、終わり。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

ちょっと待ってください。東篤布君、まだ、この修正案の中身説明してないんで、ちょっと一言。 550万円を復活させると、その辺、肝心な部分言ってませんので。

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

中身に入る前にですね、今の説明の中で不適切な発言が、共産党議員もって、この討議はですね、紀北町議会の議員として十分慎重に審議するわけなんで、ここではですね、特定の政党名をあげてですね、指摘をすることはないと思います。その点についてはですね、訂正していただきたいと思います。

1番 東篤布議員

できませんね。特にこれは共産党の議員に考えてほしいんです。

北村博司議長

直接議論しないでください。

10番 岩見雅夫議員

そういう発言は不適切だと思いますので、議長のほうで取り計らっていただきたいと思います。

北村博司議長

はい。

肝心の提案内容、動議の内容を簡明におっしゃってください。はい。

1番 東篤布議員

だから、この予算は9月議会で皆さんが可決された。それを要らないって町長がおっしゃる。可決された皆さんはもっと真剣に考えてくれればね、これを元に戻せばですよ、当時議論して、議論した結論になるんじゃないですかということなんですね。

北村博司議長

篤布議員、そういうことじゃなしに、教育費の中学校費の中の 550万円を復活して、なおかつ繰越明許費に加えるという部分を説明してください。そこ、反対の。

1番 東篤布議員

この予算の 550万円は本来であれば、使用されておらないかんのですよ。違いますか、議員の皆さん。皆さんが認めた予算ですよ。今だに使われてないんですよ。 9、10、11、12、1、2、3、半年間、不思議に思いませんか。だから元のとおりに戻して繰り越ししなさいよというの。できない、できないことはないんです。なぜならば今回の補正で出てくる予算も全部繰り越しせな使えんのです。でしょう、違いますか。何にも知らんと皆さん手を挙げておるんですか。繰り越しすりゃいいんです。そういうことでしょう、違うんですか。

今から間に合わんというのなら、今出てきた補正はどうなるんですか。よおく考えてね、 議員の皆さんもね、手を挙げてくださいよ。だから18人が多い、16人が多いと言われるんじゃないですか。共産党の皆さんに関しては失礼申し上げました。訂正します。ただ、重く期待をしておるもんですから、こういう発言になりました。失礼します。

北村博司議長

修正動議の内容については議会事務局から、これ議員発議でございますので、議会事務局 長から説明いたさせます。

議会事務局長。

中野直文議会事務局長

それでは代わりまして、議会事務局のほうから修正案を説明させていただきます。

平成22年3月23日、紀北町議会議長 北村博司様、発議者は全員発議者でございます。紀 北町議会議員 東 篤布、同じく玉津 充、同じく松永征也、同じく奥村武生、同じく谷 節夫、同じく川端龍雄、この6名の議員から提出されております。 議案第15号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第4号)に対する修正動議でございまして、上記の動議を地方自治法第 115条の 2、及び会議規則第17条第 2 項の規定により、別紙の修正案を添えて提出するというものでございます。

1ページをご覧ください。

まず、第1条第1項中、 3,792万 6,000円を 550万円増額しまして 4,342万 6,000円に、 総額でございまして、97億 6,653万 9,000円を97億 7,203万 9,000円に改め、第2項第1表 歳入歳出予算補正中、次のとおり改めるというものでございます。

歳入でございまして、歳入につきましては 550万円を増減するものでございまして、まず 550万円のうち30万円につきましては繰入金で調整を行っております。それから町債につきましては 520万円になりまして、町債 520万円を補正額のところで調整を行っております。

歳出につきましては、中学校費 512万 3,000円の減額となっておりますけど、ここへ向いて 550万円を増えるということでございますので、補正額については37万 7,000円の増というふうになります。これで歳入歳出が同じになっております。

それから次に2ページでございまして、第2条中は繰越明許費の関係でございまして、現在の繰越明許費のところを、総額5億7,093万4,000円を5億7,643万4,000円に改め、第9款教育費、1項教育総務費の次に次のように加えるというものでございまして、項3としまして中学校費、紀北中学校移転事業で550万円をあげるものでございます。

それから第3条関係でございまして、地方債補正中、次のように改めるということでございまして、合併特例債の合併特例事業を550万円が発生するということでございます。そのように改めます。

それから、あとの部分につきましてはそれぞれ資料でございまして、資料を添付させていただいております。

なお、6ページでございまして、地方債の残額につきましても 520万円が発生するという ことで、それぞれ補正を行いまして、当該年度末の現在高の見込額が赤い数字のように改ま るということでございます。以上でございます。

北村博司議長

これより修正案に対する質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終了します。

これから討論に入りますが、この修正案につきましては、担当の常任委員会の審査はすでに終了しております。委員長報告もさきほど終わった後に提出されたものでありますので、討論については、少しこう順序が違ってまいります。複雑ですのでお間違いのないように、十分よくお考えして、お間違いのないようにお願いします。

まずですね、町長から提出しております原案ですね、原案に賛成者の討論を最初に許します。これはつまり修正案反対ということにもなりますので、まず賛成者の討論、原案に対してですよ。原案に対する賛成者の討論を最初に行います。

その次に、原案及び修正案両方に対する反対者の討論を行います。

その次に、今度はもう一度原案に賛成者の討論を行います。

で、さらに今度は修正案に賛成者の討論を行うという順序になります。

それで討論を行う、例えば最初の原案に賛成者の討論を行う方が複数ある場合は、その順番を繰り返していくことになります。最初になかったらもう飛ばしていきます。

ですから非常に複雑ですんで、お間違いのないようにご注意いただきたいと思います。おわかりでしょうか。おわかりですね。ゆっくり私が申し上げますんで、何だという、何の討論だとゆっくり申し上げますので、お間違いになっても認めませんから、討論、採決お間違いになっても認めませんから、十分よくお聞きになってしてください。

それでは討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。原案です。

ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。反対する方です。どちらにも反対する 方、ございませんね。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。原案です。ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

玉津充君。

7番 玉津充議員

議案第15号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第4号)について、さきほど、修正動議に賛成の立場、そして原案には反対の立場で発言をさせていただきます。

まずですね、原案になぜ反対するかという、私の考え方を述べまして、修正案に賛成の発 言とさせていただきます。

さきほど東議員が述べられましたように、この補正予算はですね、学校管理費で昨年9月 議会で議決した紀北中学校移転事業費 550万円が施行されず、全額取り下げられようとして おります。昨年、議員全員協議会や教育民生常任委員会、本会議において討議決定した長島 高校校舎を改修し、これに紀北中学校を移転するための実施設計予算です。町長はこの決定 を翻し、中学校を現在地に改築しようとされています。紀北中学校は長島高校校舎を改修し 移転するのが最良だと思います。

その理由はですね、3つあります。1つは、教育環境の観点からです。現在地では犯罪防止、土地の水捌けの問題、運動場が狭い、日照時間が短い、高速道路が近くを通り騒音が心配だなどの問題があります。長島高校跡地はこれらの問題が解決できます。

2つ目は、町財政の観点からです。将来の学校統廃合や財政問題を考えた場合、現在地での改築にはデメリットやリスクが多過ぎます。

3つ目は、議会民主主義の観点からです。町長は9月議会の議決に従わず、地方自治法の 精神に反する行為を押し通そうとしておられます。

以上の理由により、平成21年度紀北町一般会計補正予算(第4号)を原案のとおり可決することには、反対します。そして我々が提示した修正案にですね、皆さん、是非ご賛同をお願いいたします。以上です。

北村博司議長

次に、修正案の賛成者の発言を許します。

川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

議案第15号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第4号)に対する修正案の賛成の立場から、討論に参加させていただきます。

今回の修正案は、当紀北町におきましても、また我々議員におきましても、大変重要な案件であります。なぜなら、さきほど提案者からの説明もありましたように、この前年9月議

会において議員の大半、約9割に近い方が前の町長の案件に賛成いたしました。もしもこの修正案が出されるならば、この議会の議決を重んじるならば、皆さんは反対しなければ、大半の方が反対しなければなりません。そうすると、この22年度の一般会計予算が否決されます。これはとんでもないことです。

ならば、やはりこの修正案を出して、柔軟に皆様に考えていただき、やはりこの議会の議 決の大切さということも議員の皆様には十二分にわかっておられることと思われますが、や はりこの案件は、町長は前の町長と全く異なった案件であります。だから議員といたしまし ても、異なった意見を前も賛成して、今度も賛成するということは、町民の皆様に対して十 二分に説明できるか否か、そういうことも踏まえて私はこれは大事な案件、修正案だと思わ れます。

今まで、この委員会においても、さまざまな議論があったことも聞きました。また前の教育長におかれましては、あの旧長校跡地が最適な中学生の紀北中の場所と言明され、また父兄からも苦情も1件もないと、現教育長におかれましても即刻に、早く、安全な場所で安心に授業を受けたいというならば、提案者の説明にもありましたように、今の紀北中、長校跡地が一番早く安全である。委員会や、また全協にもさまざまな問題もありました。日照の短い問題、また地盤が低く、浸水、また越流の災害もあるとこ、長島区の議員におかれましては当地まで昨年視察にいき、やはり防犯の件にもやはり長校の跡地が心配が少ないと、さまざまな議員がそれをおっしゃっております。

町長は全協におきまして、前の町長は任期間近でこの案件を出した。この大事なことにそういう任期間近に出したことに賛成しにくいと言われましたが、案件そのものに異論がなければ、やはり定例会9月において臨時議会でなく定例会で案件を出すのが、何の差し障りもないと私は思われます。私はこのことから、やはり現在、また将来におきましても児童、学生のことを第一と考えるならば、やはり最適地と言われたこの場所へ決めるのが、将来において禍根を残さないと私がそのように思われます。

したがって、議員の皆様におかれましては、この議決の重要さを十分にわかっておられるとは思いますが、また町民の代弁者である議員として、町民の皆様に十分に説明できるような判断をしていただき、この550万円の、この前の予算は、次にこの22年度に繰り越して、次の移転の準備の費用に加えられるよう修正するものであり、今回の修正を私から全面的に賛成し、皆様の良識ある判断を信用し、賛成討論といたします。どうも皆様よろしくお願いいたします。

北村博司議長

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決に入りますが、採決の順序につきましても複雑ですので、よくお聞き取りください。

まず、修正案について諮ります。

で、修正案が否決された場合は、次に原案についての採決が行われます。

修正案が可決された場合は、次に修正議決した部分を除く原案、教育費の 550万円を除いた残りの部分について採決が行われることになります。ちょっと複雑ですもんで、修正案が可決された場合と否決された場合では違ってまいりますんで、十分ご注意ください。二度と採決は行いませんので。

まず、本案に対する東篤布君ほか5人から提出された修正案について採決をいたします。 お諮りします。

本修正案に賛成の方は、挙手願います。

(少 数 挙 手)

北村博司議長

挙手少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

本件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第17 議案第15号については、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手 願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は各委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18

北村博司議長

次に、日程第18 議案第16号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第18 議案第16号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第19

北村博司議長

次に、日程第19 議案第17号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3

号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第19 議案第17号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第20

北村博司議長

次に、日程第20 議案第18号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第20 議案第18号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第21

北村博司議長

次に、日程第21 議案第19号 平成21年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)を議題 といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第21 議案第19号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願

います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第22

北村博司議長

次に、日程第22 議案第20号 平成22年度紀北町一般会計予算を議題といたします。

北村博司議長

着席のまま暫時休憩します。

(午後 3時 25分)

北村博司議長

休憩前に続いて、会議を開きます。

(午後 3時 27分)

北村博司議長

ここで本件に対して東篤布君ほか 5 人から、修正動議が提出されております。お手元に配付いたします。

(修正案の配付)

北村博司議長

よろしいですか。

したがいまして、これを本件とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。 東篤布君。

1番 東篤布議員

1番 東篤布、平成22年度3月議会におきましてですね、一般会計予算の中の一部ですね、 修正動議を出ささせていただきます。今年度の補正予算の修正動議と関連しておりまして、 端的にわかりやすく説明をさせていただきます。いわゆるこの財政の苦しいときに無駄な予 算を使わなくてもいいんじゃないかと、それでなおかつもう1つは、僕の後者議員も言われ ましたように議決というのはね、どういうことかということを皆さんわかっておられないよ うなんですね。

そこで手を挙げるか挙げないか、賛成するのかしないのか、これは議決ということになる わけですけれども、これは非常に重いんですね。そこで私はさきほど町民の皆さんにもご理 解いただけるように説明させていただきます。いわゆる私は新たに建てなければならない学 校は7校あるんですね。でも7校建てる予算がないんです。だから最も建てなくても良い紀 北中学校を建てて、最も建てなければならないほかの小学校を放っておくんだという町長の 案件が、いささかどうなのかなということですよね。

ですから、いわゆるこの予算は紀北中学校を新築するんだという予算ありきなんです。だからこれはね、僕はさきほどの補正予算で申し上げたように長校に紀北中学校、こう言いました。ですから、この予算は要らないんです。この予算は何の予算かと言いますと、議員の皆さんもご存じだと思いますが、紀北中学校を建て替えるための、いわゆる設計予算ですよね、町長。町長、設計するための予算ですよね。

町長はこう言います。1億円あったら8億円もらえるんだとこう、少しの予算で大きなこう利益みたいなこうおっしゃいますがね。だから8億円であろうが10億円であろうが、当町にとっては特例債の予算というのはわずかしかないんですよ、皆さんね。だから何に使うかなんですよ。まずこの修正動議もとおりませんがね、何でもかんでも執行部の言いなりに手を挙げる議員の皆さんがおるもんですからね、議員なんてそんならこんなに必要ないんじゃないかなと思うぐらいなんです。そんなこと言うたら、また議員に怒られますんで、よく考えてほしいんです。いいですか。

さきほどの修正案に手を挙げてくれなかった皆さんは、どんどん使いなさいと、特例債の 予算にね。いいですか。生徒数も考えてない。今から一番要る高齢者のための予算も考えず して、何でもかんでも土建業者の味方して建てりゃいいんだみたいなね、いいですか、その 動議に皆さん賛成したんですから、よおく覚えておいてほしい。

それで、これは紀北中学校を建てるための、いわゆる設計予算なんです。必要ないんです。 建てなくていいんですから、すばらしい学校があるんですからね、そのまま使えるんです。 将来性もある。安全性もある。いいですか、例えば紀北中学校なんか何回も放火もありました。ガラスも割られました。なぜああいうことがあったのかと言うと、人目につかない場所にあったからでなかろうかという、そういう結論も出ておるわけでして、何度も言いますがあの地に学校を建てられた前町長のですね、ご子息もここでの役目は終わった。50年、100年に一度のこのチャンスを逃してはならんと、こうおっしゃっておるんです。なぜ我々、この20人おる議会でこのチャンスを逃すのか不思議でならんのですよね。なぜその逃す問題点の1つはですね、庁舎の取り合いですよ。町民の皆さんに聞いてほしい。そんなくだらんことでね、一番大切な子どもたちの育成をですね、阻んでしまってよいんでしょうかと、僕はこう思うん。

いいですか。ここの庁舎も長島の支所も皆何億円も金かけて直したん。それでまたなおかつですよ、子どもたちのことは放っておいて、また長島高校に本庁持っていくんやと、いくらかかると思うんですか。パソコンも持っていかないかん、電算化システムも持っていかないかん。階段も直さなあかん。ひょっとしたら町長はエレベーター付けてくれと言うかも知れんね。それは言わんやろけども。そんなようなことで、大体町長は6億円ぐらいとおっしゃってますが、これは嘘です。なぜならば長島、海山が合併のときに三船中学というのが出てきましたですね。あのときに大体8億円とこうおっしゃった。実際13億円、15億円もかかる、なってきたん。議場もつくらなあかん、なってきたん。

そういうことなんですが、僕は上手に説明ようせんもんで、いいですか、とにかく無駄な予算はないんです。限られた予算しかないんです。この予算を将来の紀北町のために使いませんかとこう言っておるん。例えば老人ホームのために、いいですか、これから尾鷲病院もなくなるやも知れん。もっともっと医療施設を増やそう、これ言うたらちょっと町長に怒られるので言いませんが、多々あるわけですね。だからもっと住民目線でとおっしゃる町長ですから、ここに住民の代弁者がおるわけですからね。是非出していただいて、どれから優先すべきかを考えていただいたうえでですね、議論したうえで決めていただきたい。それで皆さんにも考えていただいて手を挙げていただきたい。こう思うわけです。

簡単に言います。紀北中学校は長島高校の跡地に行けば、数千万円で終わるんです。それ

で場所もいいんです。将来性もあるんです。住民の目線もあるんです。子どもを守ってあげられるんです。かと言って、今までの紀北中学校の場所が悪いとは言っておるんではないんです。ただ、その建設に本当に心骨注ぎ込まれた町長が、そのときの校長先生が、そのときの町民がですね、ここでの役割は終わったんだと、今この 100年に一度、50年に一度のチャンスがめぐってきたんやから、そうあるべきでしょうって、皆さんがおっしゃっておるわけなんです。

この判断は決して 100年経っても、 300年経っても私の判断は間違ってないと思います。ですから、今回の予算は、でもよく職員の皆さんも聞いてほしいん。皆さんがつくってくださった予算はね、否決しておるんじゃないんですよ。修正しておるんです。この予算を予備費に戻してほしいんです。そしてさきほどの通りませんでしたけれども、 550万円の予算は本来のとおりに使っていただけるんならば、どのようにすればこの学校が、長島高校が紀北中学校として使いよいのかと、ですね、その設計費なんです。そして設計するならばお金が要るやないですか。補修費、この予備費を戻して、予備費に置いておいて、それに使っていただきたい。ですから、今年度町長が提案されたこの予算90数億円に対してですね、何も文句言うておるのやない。一部だけ変えてくれませんかとお願いしておるんです。

是非、議員の皆さんの同意をいただきましてですね、それが本来の議会でなかろうかと思います。この300を超える、300以上ですかね、すべてに賛成というのはいかがかなとこう思う議案もあるわけですよ。だからたった1つが駄目だからといって、せっかく職員の皆さんが心血を奮ってしていただいたこの予算に反対しておるんじゃない。これだけ考えてもらえませんか、訂正してくれませんかとお願いしておるんです、議会として。そこのところを町長にお許しをいただきましてですね、町長、そんな真っ赤な顔して怒らんでもいいんやで、かなり興奮している。じゃこれで失礼します。是非議員の皆さんもですね、考えていただきたい。100%とおる議会では議員が何十人おっても一緒でなかろうかなと思いますね。はい、以上。

北村博司議長

修正案の中身は今ちょっと申し述べられなかったもんですから、議会事務局長から説明いたさせます。

議会事務局長。

中野直文議会事務局長

それでは修正案の説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第20号 平成22年度紀北町一般会計予算の一部を次のように修正するというものでご ざいまして、申し訳ないんですが、字句の訂正をお願いしたいと思います。

第1条第2項第1表地方債中となっておりますが、歳入歳出予算というふうに訂正をお願いしたいと思います。

第1条第2項第1表歳入歳出予算中、次のとおり改めるというものでございまして、歳入につきましては、現在町債として見込んでおります、中学校費に関する部分2,290万円を減額しまして、そのまま繰越金に振り替えるというものでございまして、歳入合計91億1,828万2,000円については代わりはございません。

それから歳出でございまして、教育費の 3 項中学校費、紀北中学校に関する事業費 2,657万 1,000円を減額するものでございまして、修正後につきましては、中学校費につきましては 7,217万 3,000円とし、その減額した 2,657万 1,000円をそのまま予備費に加えまして、予備費を 3,657万 1,000円とし、歳出合計91億 1,828万 2,000円については、そのままとするものでございます。

2ページでございまして、合併特例事業でございまして、紀北中学校の関係の事業費の起債については 2,290万円が必要ないということになりますので、この合併特例事業の関係の起債を 2,290万円減額しまして、8億3,740万円に改めるものでございます。あとの歳入歳出予算事項別明細とか資料として提出をさせていただいております。以上でございます。

北村博司議長

これより修正案に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了いたします。

これから討論に入りますが、さきほどと同じように、本修正案についても委員会審査が終わったあとに提出されておりますので、討論について、まず、長が提出した原案に賛成者の討論を行い、次に原案及び修正案に反対者の討論を行います。その次に再度原案に賛成者の討論を行い、次に修正案の賛成者の討論を行うことになります。複数ある場合はそれを繰り返します。最初に討論の申し出がない場合は、2回目では申し上げません。この繰り返しに

なりますので、さきほどと同じですので、ご注意をお願いいたしたいと思います。 それでは討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。 平野降久君。

12番 平野隆久議員

原案の当初予算に賛成の立場で討論いたします。

昨年9月で議会議決された紀北中学校移転改修の実施設計費550万円を、この3月補正で 未執行により削減した行為に対する不満、また紀北中学校長島高校に移転するとした施策を 自分の思いで改築への施策に方向転換しながらも、全員協議会での町長の答弁において、選 挙時の公約としてPTA及び紀伊長島区の関係者に聞くと言っておきながら、結局は個人的 に何人かだけに聞いただけで、改築が良いと判断したことであった事実がわかり、また、い まだ学校側との綿密な打ち合わせがされておらず、改築後の通学路等の安全性、給食体制、 完成が遅れる体育館の授業体制の確立等に対して、具体的に明確な案がないこともわかり、 町長の言動の不一致に対する憤りを感じ、自分で改築案を提案しておきながら、改築案のメ リットを十分に説明できなかった町長の政治姿勢の軟弱さに、憤りや不満は多いにあります。 しかし、今回当初予算を可決することにより、いつ災害等で倒壊してもおかしくない校舎 から、耐震補強がされた長島高校跡の校舎に仮校舎として移転ができ、生徒の安全性が確保 できる。しかも前回の移転案から考えても少なくても4カ月は早く生徒の安全性が確保でき ます。財政的に考えても、当初は学校の改築に使えなかった合併特例債が使えることになり 20年、30年先に、新たに建て替えしなければならなくなった場合には、8億円強の一般財源 が必要となるが、今回この合併特例債を使うことにより、移転から改築になった場合の差額 が、1億2,000万円の一般財源で済む、20年、30年先に必要となる8億円強の費用が、今な ら 1 億 2,000万円で中学校が建設されるなら、有意義な合併特例債の使い方であると考える べきであります。

仮にこの当初予算が否決された場合は、いつ災害等で倒壊してもおかしくない校舎に生徒がしばらくでもいなければならなくなり、その間に災害でも起き、施設が倒壊したら大惨事となります。その責任は誰がとるというのか大問題であります。この場において、私たち議員が、この紀北中学校の改築の実施設計予算を含む当初予算に反対することは、緊急に学生の安全性が確保されることを阻害することとなります。

また同時に、長島校跡地の用地を買収する費用も否決することとなり、県からの用地買収

が困難となり、各議員も了解をし、合併協定で決まっている紀伊長島区への本庁舎移転も長島高校跡地へという案が難しい状況になる恐れがあります。

仮に中学校を以前の移転の話に戻すべきであるという理由から、予算を否決すれば、生徒の安全性の確保が遅れ、それが本庁舎移転の遅れにも必然的につながることを認識してもらいたい。町長姿勢に問題はあるものの、今回はこれらの理由により、私は当初予算については可決するつもりであります。

各議員におかれても多々承服しかねることもあろうかと思いますが、緊急に学生の安全性が確保されるということを第一として考えていただき、この当初予算の可決にご賛同いただきますようお願いいたします。

以上で、原案の当初予算に賛成の立場での討論を終わります。

北村博司議長

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

松永君。

17番 松永征也議員

修正案。

北村博司議長

いやいや原案及び修正案、どっちもですよ、どっちにも反対ですよ。

17番 松永征也議員

議案第20号 平成22年度紀北町。

北村博司議長

松永議員、提案している修正案に反対するのですか。それやったら撤回、取り消してもら わな困ります。提案者は。

17番 松永征也議員

具合悪い。

北村博司議長

具合悪いですよ、それは。そういう決まりです。

提案者ですから、もう間違いですね、それじゃ今のは。

原案及び修正案に反対者の発言はありませんね。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

議案第20号 平成22年度紀北町一般会計予算の賛成討論を行います。

今回の予算は、昨年11月に新しい町政が誕生して初めての年度予算であり、これまでの町政と何が変わったのか、何が変わらなかったのかが問われる予算です。同時に 100年に一度と言われた経済危機が、世界的には持ち直したところもありますが、日本だけはますます深刻化する経済状勢のもとで、生活の不安は昨年以上に高まってきております。このような国の悪政から町民を守る防波堤の役割を果しているかも問われる予算であります。高齢化が35%の当町にとって、子育て支援は最重要課題です。そのうえ子どもの7人に1人が貧困であり、このような現状を改善することは重大な責任があります。社会で育てるという理念は共有するところです。

その中で何が変わったのか、私は議員となり7年、共働き家庭でも安心して子育てができるよう、児童の遊び場であり生活の場としての学童保育の創設を、子どもの医療費無料化について県の制度に準じるのではなく、町独自の施策を提案してまいりました。就学援助の拡充については9月議会の一般質問で一部改善されましたが、給食費は2分の1補助から全額補助へ、じん臓機障がい者の方への通院への拡充、合併で賃金が大幅に引き下げられた臨時職員の待遇改善などを提案してきました。

22年度のこの予算には子ども、障がい者、非正規職員への町独自の施策が計上されております。生活弱者への町独自の施策は、町民の町政を変えたいという願いに応えたもので評価し、賛成したいと思います。前町政では一部を除き実現することはありませんでした。町政を前へと進めることになります。学童保育には965万2,000円が計上されております。制度の創設には7年を要しましたが、海山区で長年にわたり財政支援を受けず、ボランティアでこの事業を続けてこられたお母さん方の苦労が実りました。実現するところまできました。また障がい児に対するきめ細かい配慮もあります。7月を待たず早く準備を整えスタートすることを強く求めます。

子どもの医療費については議案 5 号で述べたとおりでございます。就学援助も暮らしが苦しくなり対象者が増加するもと、給食費への援助が 2 分の 1 から全額補助へと引き上げられております。新学期を迎え保護者の方々へのお知らせについて、広報にはありましたが、再度具体的な内容と金額を記入し、改善して知らせるよう求めます。

じん臓機障がい者の方々への通勤、通院への補助は、2年前に初めて実施されましたが、 今回増額を願う声に応え、公共交通などを利用する方が1,500円から5,000円に、また2,0 00円から7,000円へと改善されるものです。しかし、実際の負担額との間には大きな差があります。他の交通手段の理由も含め、安心して治療に専念ができるよう改善を求めます。

臨時職員の賃金は人事院勧告に従ったものですが、合併と同時に海山区で働いておりました臨時職員は、同じ仕事でありながら年間最大60万円もの引き下げがありました。これは賃金もですか、人権の問題でもあると思います。今回は正規職員の賃金が下がる中で、改善されたことで少しでもこの臨時職員の方の生活が安定し、そのことが住民サービスの向上にもつながると考えられ評価いたします。でも臨時職員の賃金は相変わらず物件費として計上されております。臨時職員は人間です。物ではありません。その改善を強く求めます。

以上、これらの予算が速やかに施行されることにより、厳しい経済状況のもと、自治体と して町民の暮らしを守る防波堤の役割を一歩前へと進めることができると考え、賛成いたし ます。議員各位の賛同をお願いして討論を終わります。

北村博司議長

ここでちょっと議会放送のテープの交換のため休憩します。 このまま、着席のまま休憩します。

(午後 3時 54分)

北村博司議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 57分)

北村博司議長

松永君。

17番 松永征也議員

議案第20号の平成22年度紀北町一般会計予算に対する修正動議なんですけど、私は発議者として名前を、に対する修正動議についてですね、発議者について取り消していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(「認められん」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

お諮りします。いや、本人から取り消しの申し出がありますんで、今からお諮りします。 これの場合はですね、提案者に対する賛成議員じゃありませんので、全員が提案者ですも んで、一番よろしいのは、ほかの方とちょっと相談されますか。それやったら休憩とります けども、一応本人からも今もそのように申し出がありますもんで。

(「暫時休憩」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

暫時休憩します。

(午後 3時 59分)

北村博司議長

休憩前に続いて、会議を開きます。

(午後 4時 10分)

北村博司議長

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

玉津充君。

7番 玉津充議員

議案第20号 平成22年度紀北町一般会計予算について、反対の立場で討論を行いまして、

修正案の賛成討論とします。

この一般会計予算には、総務管理費で本庁舎移転事業費1億5,000万円、学校建設費で紀 北中学校改築事業費2,657万円が計上されています。長島高校跡地に本庁舎を移転するため の用地購入費と紀北中学校改築の設計委託料です。これが可決されますと、本庁舎は23年度 に実施設計、24年度に改修工事と移転の計画でありまして、これに要する費用は約7億円で す。新卒者を含む求職者を満足に雇用できないほどの経済状勢や、先行き苦しい経営状況の 中で、事務所の改修や移転に投資する企業はありません。まして行財政改革を掲げる当町に おいては暴挙としか思えません。しかも移転後の現庁舎の活用方法も示されておりません。

庁舎に7億円もの投資をするならば、その資金は雇用の促進や地場産品の売上拡大、誘客 事業など経済効果につながる事業に投資すべきであると思います。現庁舎は1億円もの費用 をかけて耐震工事が完了しております。この耐震工事が完了した両区の庁舎を最大限に活用 しまして、本庁舎は現在の紀伊長島総合支所に移転し、海山区の現本庁舎も活用して両区の 均衡を加味した分庁方式を取り入れるべきだと思います。また、紀北中学校こそ長島高校跡 地が最良であり、1日も早く移転すべきでああります。

よって、この議案第20号 平成22年度紀北町一般会計予算を原案のとおり可決することに は反対し、修正案に賛同します。議員の皆様、是非同様のご賛同をお願いいたします。以上 です。

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

さきほどは皆様に上手く賛成討論できなかったことで、賛意が少なかったことを残念に思います。議案第20号 平成22年度紀北町一般会計補正予算に関する修正案の賛成討論に参加いたします。

さきほど原案に賛成の方から、紀北中が、原案に反対した場合、この児童に災害が起きた ときには大変なことに関して責任持てるかというような趣旨の賛成討論ありましたから、と んでもない認識不足でありまして、この長校の跡地へ即入れるという状態が現在の長校の、 今の校舎の状況でありまして、改築するにせよ、移転するにせよ、すぐ入れる状態が現在の 状況であります。移転にしたらその校舎の中に入っていながらでも、特別理科室なんかでも、 また修復できる状態になっておるのが現状でありまして、移転すると遅れるということは逆 転の発想だと思いますので、その点はご理解願いたいと思います。

この修正案を出すのは、さきほどとも同じように、そもそも町長のこの案が、議会全協においても、町長は二度全協を開いたと言われますけど、これは正式には一度であって、1月28日の全協の町長の案は、この本庁舎とこの紀北中改築と同時に着工し、この22年度の予算に入っておりました。当時はこの長校の跡地の普通教室へ本庁舎を修理して、改修して入る。また紀北中は改築と同時にこの特殊教室に入ると、その1月28日には町長そういうような案を出しました。この全協におきましてとんでもないことと議員皆様も反論したことはご存じだと思います。

この特別管理室は耐震補強もしてなくて、どうして仮校舎になるのかと、我々この海山、 また紀伊長島の庁舎におきましては、1億円近いこの耐震補強をして十二分に慌てんでもそ のまだ利用できます。なのにどうして慌てて、この特別教室へ仮校舎として耐震補強もして ないのに、そういう町長の案で、これは町長は引っ込めました。

それで2月5日に初めて今の案が出て、その案が出て審議の最中、まだ審議も終わっていないのに、次の全協を議長が望んでいただいたところ、もう説明する必要がないと言って、町長が言ったということでありまして、前の町長は何回も全協を重ねましたけど、一度で1カ月も経たんうちにこの案出して、我々にこれを白か黒かということであります。どうして町長の言う住民とともに、住民の目線ということにおきまして、議会においては対話をしなくて対決の姿勢をとるのか、私はこれは理解できません。

まして中学校において新しくものを、お金を多く使ったら理解ができるごとく、そのような発想は今現在、紀北中におきましては、この平成22年度におきましても 124億円の起債が残っているにもかかわらず、1億円超の税金、町税を使ったら7億円いただくとか、簡単に言いますけど、この財源の厳しいときには財政再建するより、財源のことをどのように思っておるのかと、私はその点、町長の財政に関しての考え方を少し疑問に思います。

やはり、今回のこの件に関しても十二分に、町長のお考えは町長のお考えでよろしいんです。やはり十二分に議会と審議し、我々にも町民にもそのように説明できるような、やはり場を持っていただく姿勢が私は大切だと思います。いろいろ町長の言論の中におきましても整合性のない言葉が度々でます。中学校舎は町の中心の位置でなければならないというよう

なことも一般質問の中でおっしゃいました。それならば今の出垣内の紀北中学は長校の跡地のところより中心なことなのか。費用対効果、最小の費用で最大の効果を生むと言いましたけど、お金をどんどん使うて30年以上持つ長校の跡地を60年もつから、それは8億円も余分にかけたらそれ十二分にもちますけど、60年ことが、そのことを考えているならば、財政、またいろんなことを児童、学生のことにおいても10年では3割も減ると言っておりますおりに、60年のことがそれが、その言葉と整合性が合うのか、私はそのいろんなことに疑問を持ちます。

町長は今まで最小の費用が最大の効果を生む、また両町の耐震補強、それからいろんな一般質問で出ましたけど、今度、本庁舎の予定しているその長校跡地に、やはり近くに社会福祉協議会あるから、また危機管理的なことには一極集中したほうでいいというようにとれる発言をし、この両区の均衡がますます危うくなり、住民に不安を与えることは、これは今回の一般質問のご答弁によっても確実に住民が不安持っていることは、私も先日、2、3日前からずっとこう地区を回っておりますけど、大変不安な声をさまざまな地区で聞きます。

今までの町長の言っている言葉と全然、全然、この言葉が一方的にかけ離れていくような、町民とかけ離れていくような言葉が度々なされます。もう一度皆様その点をしっかりわきまえていただき、特に海山区の議員におかれましては、この件に関して皆注視しております。これ以上一極集中的な地区になれば、やはり住民が不安を覚えるのが当然でありまして、今回この修正案におきましても、これを、この基金を長校へ準備金として、また今後、庁舎の問題も、併設問題もあり、また両町の一方の庁舎にする問題もあり、さまざまな問題を含めております。この問題も議員また町民のお考えも十二分に把握して、この庁舎の問題を解決するのには、やはりもう少し行政とも話し合いの機会を持てる、これが私は一番大事だと思います。

どうしてこの話し合いを持とうとしないのか。説明する理由がない。とんでもないことだと思います。やはりこういうことは十二分に町民の目線、町民とともにという町長のモットーにはかけ離れておると思います。是非そういうことは修正していただき、今後、両町がこの互譲の精神で合併して良かったというような町にならなければならないこの時期に、逆に離れるような言動、また施策は大変町民は不幸であると思います。

是非、この修正案に賛同していただき、今後皆様とともに、町民とともに合併して良かったという話し合いの持てる、この議会と行政、また町民と一体となっていくように、皆さん 是非お考えいただき、この修正案に、今回この修正案で紀北町は大きく変わると思います。 これは皆様のこの賛否仕方ひとつで、これは皆さんはここにいない町民の皆様もテレビで注 視しておることは、皆様も十二分に判断していただき、皆様の最高の良識ある判断をお願い して、修正案に賛成討論をさせていただきます。どうもありがとうございます。

北村博司議長

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

19番 奥村です。平成22年度の一般会計予算に関し、修正に対しての修正動議に対しての 賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずもってですね、議員の享持をかけて、曖昧模糊な言葉を使ってですね、住民の代表として曖昧模糊な言葉を使って、あとで実はこうだったというようなことは私は絶対とりたくないという立場から、多くの敵もできるだろうとは覚悟しておりますけども、議員の享持をかけて申し上げたいと思います。

まず、この今回の長島高校跡地を買い取るということはですね、これは用途変更はできないという以上、これは明らかに本庁舎を長島高校跡地へ移転するということであるということを、住民の皆さんにはおわかりいただきたいと思います。

それから長島区、海山区の庁舎はですね、莫大な費用をかけて耐震がもうすでに完成をしております。にもかかわらず長校跡地を移転の使用目的で買うということは、変更できない以上反対であります。

それから財政の健全化が最優先の中にあって、総事業費12億円もの金をかけてですね、この長校を改築するということについても、総事業費12億円です。紀北中学です。申し訳ありません。ことについては、とても許容できるものではございません。本来、その正規な手続きというんですか、本庁舎を移すなら移すと、まず私はその間違っているかもわかりませんけども、本庁舎を移すなら移すという手続きをしたうえで、この用地買収に臨むべきだというふうに思うのです。

現在、振り返った場合にですね、政治は動いているわけです。過日も申し上げましたけども、長島の有力者の方もですね、かつての合併協定があったとしても、現在の町の状況を見て、それでその中でどういうふうに本庁舎を、あるいは支所を配置すれば、財政の健全化及び両町の真の共存共栄の道を探れるかというのが、探るのが私は本来のあり方だと思うわけです。

それから紀北中学校を考えた場合にですね、バスで先回、視察に参りましたけども、当然のごとく河川敷の上にある。天変地異の事態が起これば、場所はとても私は適地とは言い難いというふうに思います。それから午後3時にもなるとですね、冬の日が落ち出し、冬期には寒々とした風も吹き抜けて、生徒のためにもこれは良くないというふうに判断をしております。費用についてもさきほど申したとおりであります。それで先回も話になりましたけど、現在273名ですか、10年後には170名になるという、じゃ8教室つくったら町長は60年持つというけども、8教室つくってしまったら当時は2教室とか3教室になることだって考えられないこともないわけです。

あるいはその東小についてもですね、あそこで学校の先生をしていた方に先回お聞きしましたら、本体は基礎はしっかりしておるけども廊下の基礎がやっていないのではないかと、きわめて脆弱であるというふうに聞いているわけです。そうなってくるとですね、これ東小学校も直ちに某議員が言ったように精査をしてですね、これは改築にせざるを得ないと私思います。この今の状況では。まして沼地の上に建っている校舎というふうになるとですね。そういうことも本当に検討もされていない。

それで特例債の問題に入るわけですけども、特例債の問題にしたってですね、33%ですか、これによって一般財源が持ち出しによって、あとはそれの66何パーセントのものが建てられると言いますけども、事実今の現状を見た場合に、東紀州の中の中核都市、その紀北町にあってですね、今何が必要なものなのかいえば、これは第一次産業の再建だというふうに私思うわけです。ボディーブローのようにですね、どんどんどんどんその特例債を使って、1億円で何億円かの事業ができるというようなことをばんばんやればですね、それが直ちに強いボディーブローのように効いてですね、漁場の藻場の増床とかですね、あるいは稚魚対策とかそういうのが全部打撃を私は受けるんですよ。

だから始末するべきものを、節約するべきものは節約をして、そして特例債は何に使っていくのが一番当町の発展のために一番ええのか、そしてその地場産業、第一次産業をどのような形で町の財政をそこに注ぎ込んで、しっかりとした雇用対策を行い、そしてしっかりとした伝統ある地場産業を、環境を保全するとともに最強にしていくという、そこに軸足を移していない、そこのとこが全くわからないですね、今回の予算だというふうに私は思うわけです。

一番考えなければならないのは、私一般質問で申しました、緊急性を要する防災面のこと、 地場産業のことです。そして雇用対策なんですよ。3つはどうしても最優先せないかん問題 なんです。長浜はやらない。防災についても、海のこともわからない。ごみが浮いていることについても何回今まで質問しても、まともな答えすら返ってこない。そういうことでですね、東紀州最大の観光資源と地域資源がですね、私は再生できるわけがないと思うんですよ。そういう考えのもとでは。

以上、そういうふうな形でですね、特例債を使うだけ使ってという片肺飛行のようなです ね、行政には、行政の予算についてはですね、これ反対をせざるを得ないんですよ。私はそ ういう立場から今回の修正動議に賛成するものであります。

そしてさらに最後に一言申し加えれば、町営の住宅も耐震もされていないところもあるやに聞いております。だったらなおさらですね、新しいものを建てなくちゃならんわけですよ。耐震でもう数10年、50年、60年経っているのが耐震ができない状況にあるというならば、そのことすらもまたおろそかにされているという、だから無尽蔵にあるわけじゃないですから、人間の命の生命を守る、人間の命と健康を守ることに日を当ててですね、節約するものは節約して、それで残った金を地場産業の開発に充てていくべきだというふうに私は思うので、このような一般会計予算には反対するものでありますし、修正案に心から敬意を表して修正案賛成の言葉と代えさせていただきます。よろしくお願いします。

北村博司議長

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

ありませんね。

以上で討論を終了し、採決に入りますが、採決の順序についてもさきほどと同じです。まず、修正案について諮ります。

修正案が否決された場合は、次に原案についての採決を行います。

修正案が可決された場合は、次に修正議決をした部分を除く原案についての採決が行われます。 ご注意をお願いいたします。

それでは、まず、本案に対する東篤布君ほか5人から提出された修正案について採決をいたします。

お諮りします。

本修正案に賛成の方は、挙手願います。

(少 数 挙 手)

北村博司議長

挙手少数であります。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第22 議案第20号については、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は各委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第23

北村博司議長

次に、日程第23 議案第21号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題と いたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第23 議案第21号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第24

北村博司議長

次に、日程第24 議案第22号 平成22年度紀北町老人保健特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第24 議案第22号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

北村博司議長

挙手多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第25

北村博司議長

次に、日程第25 議案第23号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題とい たします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第25 議案第23号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第26

北村博司議長

次に、日程第26 議案第24号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題と いたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第26 議案第24号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第27

北村博司議長

次に、日程第27 議案第25号 平成22年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第27 議案第25号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第28

北村博司議長

次に、日程第28 陳情第1号 民間保育所運営費の一般財源化に関する国への意見書採択についての陳情を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第28 陳情第1号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願

います。

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第29

北村博司議長

次に、日程第29 陳情第2号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する国への意見書採択についての陳情を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第29 陳情第2号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

北村博司議長

ただいま、陳情が採択されたことにより、意見書案が提出されております。

また、これ以外に休会中に副町長の人事案等、休会中に町長から追加議案の提出と、あるいは議会運営委員会から意見書案が提出されておりますので、追加議事日程の作成を行うため、ここで。

その前に、暫時時間の延長を行います。

北村博司議長

午後5時まで休憩いたします。

(午後 4時 43分)

(議案の配布)

北村博司議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 5時 00分)

北村博司議長

休会中に町長から副町長の人事に関する同意議案が提出されております。また、さきほど 陳情が採択されたことにより意見書案 2 件と、新たに議会運営委員会から意見書案 1 件が提出されました。

お諮りします。

この4件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、この4件については、日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1

北村博司議長

それでは、追加日程第1 議案第26号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案者より説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

本議会定例会に、追加上程いたしました人事案件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案26号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについて

本議案につきましては、本年2月12日付で、現紀北町副町長の紀平勉氏から、平成22年3月31日をもって退職したいとの申し出がありましたので、平成22年4月1日から、新副町長として川端清司氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

川端氏は昭和45年4月に旧海山町に奉職され、総務課長、防災対策課長等などを歴任し、合併後の紀北町におきましては危機管理課長となったあと、平成18年1月に紀北町収入役に就任されました。当初は収入役の任期満了となった昨年12月末まで、その職務を全うされ退任されましたが、これまでの経験からも市町村行政に造詣が深く、人格、識見ともに優れた人材であり、適任者であると考えますので、よろしくご同意くださいますようお願い申し上げます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

紀平副町長が2月の12日に辞任届をしていたことは、先日、議会運営委員会を傍聴して初めて知って、その日に議案が配付され、人事案件の内容を正式に知らされました。そのあと定例会が始まる前の2月12日に、紀平副町長の辞任を町長が受理していたのであるならば、定例会初日に副町長の辞任を議会に報告すべきだったと思います。これこそ議会軽視そのものであります。

議長から町長に確認をお願いします。また、このようなやり方について、議長のお考えも あわせてお伺いしたいと思います。

北村博司議長

確認って何を確認するんですか。

12番 平野隆久議員

いや、議長のお考えをお願いします。

北村博司議長

ご指摘の点ですが、紀平現副町長が2月12日付で、辞表を出しているというのは、この16日に、一般質問の初日だったと思いますが、初めて拝見しました。ですから、私にとっても極めて残念なことです。副町長の辞職はご承知のとおり1カ月前に辞職のあれは20日前か、20日前に提出しなければならないと規定もありますんで、本来はやはり議員ご指摘のとおり初日の本会議において、尾上町長から現副町長から3月末での辞表が出ているということを報告されるべきだったと、私も思っております。

今後はそういうことのないように、もう今聞いておられますんで、改めて注意を申し上げたいと思います。重要なポストですので、辞表が出たときはその理由に問わず、やっぱり報告されるべきだったと。質疑で行ってください。

以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方は、ありませんか。

平野降久君。

12番 平野隆久議員

12番 平野、質疑に入る前に、なぜこのような質疑をするのかを説明したいこともありま

して、前段部分におきまして、簡潔に述べたいと思いますので、お許しを願いたいと思います。今回、副町長として迎えようとしている人物は、尾上町長がギャップを感じたという、その奥山町政を収入役として支えてきた方であり、昨年の選挙は反対陣営として戦ったはずの人物であります。今回その人物を、まだ半年も経っていないのに、自分の陣営の参謀に迎えようとしています。町長の言っていることと、今回やろうとしていることは矛盾しております。

この人物は、収入役時代には能力を十分発揮された方なので、この人物の個人的な資質を 問題にするつもりはありませんが、今回の提案理由が町政に造詣が深いということだけでは、 この人物をたって副町長に選任したいという理由にはなりません。また、町長からこの人物 を是非、副町長にしたいという気持ちが、私には伝わってこないのも事実であります。

合併してから今まで県に依頼し、県から人材を派遣してもらっていたはずであります。前助役の北村氏は県とのパイプを十二分に発揮していただき、町財政に関し基金を含め30億円も改善したという実績を残されました。また、現副町長の紀平氏も財政面に優れた知識を持ち、議会対応に関しても町長答弁を補佐し、すばらしい対応能力を発揮されています。昨年の11月14日の町長の初登庁の際に、紀平副町長に留任を依頼し、留任を了承してもらったと新聞報道されていたので、尾上町長の4年間は副町長を紀平氏がすると思っていました。

しかし、今回退任されるということは、今、思うに、とりあえずはいてもらったが、やは り前政権を支えた人だから退任してもらったとしか理解できません。今議会でも紀平副町長 は町長答弁を十分過ぎるほど完璧に補佐し、町長も副町長に頼りきっている姿も見ていると、 そうとしか考えられません。

また、合併して4年少ししか経っていない当地にとって、本庁舎問題をはじめ依然、明確 化にされていない各両区の調整があるのも事実であります。今後、町長、副町長ともに海山 区出身者となることにより、両区に公平な施策をしたとしても、両区間の施策に不公平があ るのではないかという詮索を必要以上に受けることとなる恐れがあります。本来ならば、県 にほかの方をお願いするのが順当であります。すでに今回の候補者の名前が噂されているこ ともあり、昨年の選挙のときからこの筋書きができていたのではないかと、私に言ってきた 人がいましたので、私はいくらなんでもそんな馬鹿な話はあり得ないと言っておきましたが、 ただ、変な誤解を受けている事実もあるということも認識してほしいと思います。

これらのことを踏まえ、次の10の質疑に対し、答弁していただきたいと思います。 次の質疑に関しては、実際町民の方々から私に言われたことでありますので、町民の方々 の声であるということを十分理解したうえで、答弁願いたいと思います。

1つ目、まず県に依頼したが、県に断られたということなのか。

2つ目、もし今回は県に依頼しなかったというならば、今まで県から来ていただいていた 北村氏、紀平氏の能力が低かったと町長は判断したのか。

3つ目、県行政とのパイプが切れて、用地買収等の県との調整に問題は出ないし、今後県 との関係が気まずくなってもよいとの判断をしたうえでの決断か。

4番目、今回の人物がこれらを十分に補えると判断した結果なのか。

5番目、また聞き及ぶところによると、この人物は収入役退職時に、今後、町行政に戻ることはないと言ったとのことであるが、そうなると本人は、今回の町長の依頼に随分固辞したと考えられます。自分の行政知識及び能力の低さを考え、副町長に行政経験者を最優先したかったとしても、両区の調整を考えるならば、紀伊長島地区在住者に行政経験者の人材はいなかったのか。合併した町ということもあり、前政権は気をつかい過ぎるぐらいに気をつかっていました。結果、それで今まで多少なりとも両区の調和がとれていたところもあります。

6つ目、海山地区在住者の行政経験者の中にも、ほかに適任者はいなかったのか。

7番目、財政面を考慮し、現職員から登用することによるメリットを考えて、現職員から の登用は考えなかったのか。

8つ目、他市町村にあるように、副町長を任命せずという選択肢は考えなかったのか。

9番目、理事者は提案権を有しているのだから、誰を任命しようと勝手であるといった考えを持っているのか。

10番目、尾上町長は再三住民目線での町政をすると言っており、ドイツの科学者マックスウェーバーによると、倫理には信条倫理と責任倫理があり、政治家にとって必要な倫理は責任倫理であると提唱しております。理事者として責任倫理と道徳観に照らし合わせて、今回のやり方と、住民目線の町政とどのように整合性があるのかを説明してもらいたいと思います。これらに対して答弁漏れがないように明確に答弁お願いしたい思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

10点ということで、ちょっともし外したらですね、ご指摘ください。

県に依頼して断れたのかということは、県には依頼せず、この川端前収入役をですね、適

任者だと選びました。

それと北村さんと紀平現副町長のですね、能力が低いかということ、とんでもない話です ね。お二人とも十二分に働いていただいたと思います。

県の関係につきましてはですね、さきほどからおっしゃったように、北村元副町長も見えますし、紀平副町長も県へ帰ります。そういったところで県とも十分にパイプはありますし、私もこの3カ月、4カ月で県のほうへ行かさせていただきまして、部長とか副知事とも大変多くの回数会わせていただきました。ですから、私自身はトップセールスをやっていきますし、また県の部長にもですね、大変親しい人がおりますので、県とのパイプが切れるとは思っておりませんし、この副知事と総務部長ですね、電話等、また副知事には本人とお会いしまして、県とのパイプ今後ともよろしくお願いしますということで、お伝えさせていただきました。

それこそ人物にはですね一長一短がございまして、この北村さん紀平副町長のですね、全部を補えるかと、そういう問題ではですね、そこはどの程度カバーできるかはわかりませんが、ただ、人物というのは、やっぱりそれぞれの性格やポジションというのもありますので、そういった意味ではですね、そこのところはお答えすることはできないと思います。

戻るつもりはないと聞いたというのは、私は私自身が聞いた言葉ではないので、これについてはお答えできません。

また長島の人物がいなかったのかということなんですけど、私これ1カ月半ですね、川端 さんが収入役として残っていただいて、その中で彼の1カ月半仕事をさせていただいて、能 力を見て、あっ身近にいい人がいるじゃないかと、そういうことで判断をいたしました。

海山区での適任者、その他を探す前に川端さんが適任者であると感じましたので、川端さんということでお願いをいたしました。

職員からの登用につきましては考えておりませんでした。今現実には、ただでさえ職員がですね、不足して、ただいま人事にも大変苦労しておりますので、そういったことは考えておりませんでした。

副町長はですね、この川端収入役を選んだ理由の1つの中に、私がまだこの春、3月までいても4カ月になります。そして紀北町になってから収入役として務められた方が、大変事情もよくわかっているし、行政においてはもう熟達したような方ですので、そういう方が横におっていただくと、大変心強いと思って選任させていただきました。

独断というとですね、私の専属の事項でありますので、いろんな人に相談もさせていただ

き、相談というとおかしいんですが、これは副町長人事だけではなしにですね、教育委員長、 教育長、それから監査委員の皆様もですね、いろいろな人からいろいろな意見を聞きながら、 それを自分の中で頭の中でシャッフルしまして、今見える3人の方もですね、決めさせてい ただいたので、副町長につきましても同様の観点から決めさせていただきました。

人事に関しましてはですね、私一生懸命自分なりでさきほど言ったような理由でですね、 決めさせていただきましたので、私は自分の考えを皆さんにご理解していただくと、そのよ うに思っております。以上です。

北村博司議長

平野君。

12番 平野隆久議員

これはね、町長のお考えですんで聞いておきます。

あとの倫理観なんですけども、責任倫理、信条倫理と責任倫理というのがあるんですけども、町長は一言で片づけられたんですけども、責任倫理というのはあらかじめある行為がどのような結果をもたらすかを予見し、適切な手段の有効性を考慮し、そのうえで行為の結果を他者、運命とか社会、他人などに転嫁することなく、これに対して責任を負うとするものであるという意味での責任、倫理ということで、私は述べさせていただきました。そのうえで、町長が答弁されましたので、町長の言葉として受け取って、私の最後の責任倫理についてもう一回答えていただきまして、これで質疑を終わります。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

責任倫理というのはあまり、私言葉は知りませんでしたのであれなんですけど、基本的にですね、川端さんにつきましては、収入役としてもですね、町長選挙が終わりまして、私が就任させていただいてもですね、収入役として1カ月半いていただきました。そして紀平副町長もそうですし、前奥山町長のときに中心となって活躍していただいた方をですね、今この4月まで副町長としてきていただいております。

ですから、奥山前町長のもとで働いた人をとか、そういった感覚というのは私はないです し、私は人事については紀北町として選んだつもりでおりますので、その辺につきましては ですね、ご理解いただきたいとそのように思います。

北村博司議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

1番 東篤布、ちょっとごめんなさいね。私自身もそうなんですが、町民の皆さんもですね、非常にこう理解しにくいんですね。例えば今おっしゃられたように、昨年の、今年度のでしたか、2月の12日まで副町長、12日出された副町長はね。収入役というのは、町長ね、いつやったっけ、一昨年かなくなったん、本当はね、要らなかったんです。昔は助役やったん。助役から副町長に変わったん。そのときに収入役要らなかったん。そのときに、いわゆる前収入役も要らなかったん。あのとき非常に財政難で行政改革というのを打ち出してですね、前町長は予算を少しでもけずろうということでやってきたん。だから要らない人を置く必要はなかったん。

でも、それを奥山町長は任期いっぱい置いてあげたい。何とかなりませんかということで議会で認めたんでしたよね。僕から言わせれば無駄な予算やったんです。でも人格的にもですね、皆さん何というか好かれておったんでしょうね、これをお認めになったん。そして昨年の10月でしたか、町長選挙やったの。一応三役とよく言われるやないですかね、町長、三役というのは議会が選ぶわけじゃないんです。町長が選ぶ。いいですか、だから川端さんを選んだのも奥山さん。そして収入役というポストがなくなったにもかかわらず、任期いっぱい置いてあげてくれませんかと言うたのも奥山さん。それ認めたのも議会なんです。

それで去年の10月に選挙がありまして、尾上町長が当選された。選ばれたんですね。そして教育長以下皆辞めたん。でも収入役だけ残ったん。何で一緒に辞めんのかなと、通常皆辞めるんや。いいですか、それであの方が尾上さんが町長選挙に立候補されたときに、あの方も確か立候補されてましたよね。手を挙げておった。運動もしておった。尾上さん知らんかもしれんけど、実際そうやった。運動もしよったんや。ライバルやないですか。

僕はあの方は自分と立候補せずに奥山さんの味方するんかなと思っておったん。単純な疑問ですよ。その人をあんたライバルやぜ、どこでどんな密約があったんか知らんけど、こう疑われても仕方ないん。さきほど前者議員も言われましたけれども、県とのパイプをね、簡単に町長おっしゃいますが、県とのパイプを切ってしまうことはね、大変なことですよ。まず情報がこない。予算とりにいってもなかなかくれない。なぜならば、これは某議員のおっしゃることですけれども、町長はこう言った。この前総務財政委員会があったときに町長室で話したじゃないですか。町長こんなことをおっしゃったんですかと、どういうことかと言いますとですね、県から助役、いわゆる副町長ですがね、来ていただいても当たり外れがあ

るんやと、町長そんなこと言うたんですかと、僕聞いた。とんでもない、そんなこと言うてませんよと、こうおっしゃった。でもその話が一人歩きしておるのも事実なんですね。

そのような根も葉もないような噂が出たうえでですよ、こんだけ頑張ってこられた副町長をですね、送り出すというのはいかがなもんかなと思う。そして昔にですね、三県サミットがあったんですね、奈良県、三重県、和歌山県、そのときに紀北町になる前ですけれども、長島町時代にその当時の町長が自立論でした。そして県のね、いわゆる知事がこうおっしゃった。国のこの平成の大合併はいささかどうかなと思う。しかしなれど、三重県も予算が厳しい。ましてや各市町村も厳しい。だからこの流れに乗らんかったら我々はとれないんだと、こうおっしゃった。ズレていったな、議長な。

北村博司議長

質疑は簡略に、質疑ですから、討論で十分やっていただきたいと思いますね。

1番 東篤布議員

それでね、もう一遍簡単に言います。やはり私は何も今回町長が推薦される川端さんをどうのこうのと言うつもりはないんですけれども、今後の本当に紀北町を考えてですね、町長は県とのパイプ切る気はないとおっしゃいますけれども、私はですね、町長、助役、いわゆる今の副町長というものはですね、女房役だと思うんですね。その女房を突き返されて、もうお宅からは要らないんだと、お宅の家計からはこの女房要らないんだと、自分とこね、女房つくるんですと、こう言われた親の立場になって考えた場合ですよ、どうでしょう町長、いい気持ちしますか。自分の娘を女房役に置いておって、この女房不適切やもんで帰すと言われた親の立場としてね、どうでしょうか、町長。ちょっとそこのとこ答弁してください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

突き返すとかですね、そういった問題ではないんですね。副町長自体はですね、申し合わせで2年ということでこちらへまいっております。ですから、そういったことでですね、2年ということでお帰りになるというお話でございます。

それとその県とのことなんですけど、県とはですね、今後十分連絡を密に取りながらね、 やっていきたいと思います。

それと東紀州でもですね、県から見えているのはもう今、尾鷲が1つですね。うちがもし お帰りになって誰も選任、県からみえなかったら。そういうことで全国的にはやはり地元の 出身者の方が多く副町長、副市長になっているという考え方もございますので、うちだけ特別ということではないんです。

それと私自体はですね、県との縁を切るという問題ではなしに、さきほども申し上げましたが、副知事にもお話させていただきまして、本当に親しい部長もございます。ですから、私、県でも他の市町の首長がですね、本当に1人でトップセールスやっている姿も見ております。それで私も紀平さんも帰られてからですね、私のサポートをしていただけるものだと信じております。以上です。

北村博司議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

町長、お伺いします。前収入役であられた川端さんが、町長選に出馬しようとしておって 運動しておったのは町長ご存じですか、ご存じやないんですか。そこだけお答えください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その点につきましてはあとで聞きました。しかし、それは逆に奥山さんにとってもライバルになるということではないでしょうか。

北村博司議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

一番最初に表明されたのが尾上さんでしたね。次が入江さんでしたでしょうか、それで奥山さん、それで御三方で。僕は知らなかった。川端さんが出てきたのね。十分その川端さんが自分の奥山さんのライバルであろうと、こう今おっしゃったけれども、自分のライバルでもあったわけたですよね。本当に町長は何と言いましょうか、憶測ですけどもね、いろいろな話があるんですがね、適任だと思われて推薦しておるんですか。戦おうた人ですよ、奥山さんとあんたと、その人の参謀やったんやで、三役やったんやで、おかしないのと、こう皆思うわけや。どう思うの。町長本当に。ほんまにさ、俺疑問でかなわんのや、何も川端さん悪いとか言うんじゃないんやで。でもやはりね、議会でもそうですが、そこのところしっかりしていかな駄目ですよ。ぶれていく。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にですね、奥山前町長のもとで働かれました。これはもう確かなことでございます。 そやけど私収入役として残っていただきましたのもですね、私議員としては経験長いですけ ど、行政としてはまるっきりそういった意味ではよくわからない部分があったので、その任 期まで収入役としてもですね、残っていただきました。そういう理由がございます。

それと私の中にですね、選挙のことがどこで川端さんが手を挙げかけて下げてしまったのか、そこはよくわかりませんが、私としては今さきほども言いましたように、副町長にしてもですね、奥山さんが帰られて、奥山さんのもとで働いた方をですね、ずっとこの3月いっぱいまでおっていただいております。それは私ね、皆さんに色分けを、色付けというのですか、しないで、ともかく力になっていただける方にお願いしたいということで、そのようにさせていただいております。

ですから、本来もそういった考え方で最初からあるのでしたら、私が11月13日になった時点で、副町長も変え、それから収入役も辞めていただき、そして主だったですね、下手すれば職員さえも変えなければいけなかったのではないかということさえも出てきます。ただ、私はそれぞれ一人ひとりの能力やですね、それぞれの気持ちを受け取って、そのままの体制でやってまいりました。それで行政というものはやはりトップがあって、トップのもとに、トップの意思のもとにそういった行政的なですね、処理をしていただけると思っておりますので、その辺につきましてはご理解願いたいと思います。

北村博司議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

2点ほどについて、町長にお聞きします。前者と重なる部分もあるんですが、2年ということでお帰りになるんだということですけれど、県のほうの人事は12月になぶるというのですか、検討されているということも聞いているんですが、自治法では4年ということになってますね。

それで今、紀北町にとってね、県のほうで12月あたりで人事もいろいろ検討されるということを聞いているんならば、当然2年が区切りだから大人の話でお帰り願うんだということには、必要だったらならないと思うんです。是非、県のほうの、言うたら人材を貸してほしいという話があってしかるべきだと思うんですが、なぜ私こんなことを言いますかと言うと、

財政的にも、まだ今まで北村副町長、紀平副町長がRDF、また長校の跡地、老人ホーム、各種イベントについてはですね、本当にすばらしいリーダーシップをとっていただいてですね、いろいろ県のほうにも助成をいただき、私はただパイプを太くせよということだけではありませんけれど、この人脈と言いますか、やっぱり人と人とのつながりでね、いろいろ助けを受けることだってあるということから見ると、当然、お帰りになる、なりたい、もう帰りますと言うたときには、そこの話はやっぱりきちっと紀平副町長にはどういう話をされたのか、はいわかりました。帰ってくださいということになったのかどうか、決してそうはならんと私は思うだけにね、そこら辺のこのやりとりと言いますか、辞職願いが出てきたときにはどういうような態度を、受け止め方をしたのかという点を聞いておきたいと思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、基本的に紀平副町長、県へお帰りになるということの考え方なんですけど、まず私はですね、こういった優秀な方は、やはり地元、県の職場へ戻ってですね働いてもらう、2年で最初のお約束のとおりですね、働いてもらうのが本来ではないかと、私は思っております。

で、県から4年離れればですね、そこそこの年になってきます。浦島太郎とまでもいかなくってもですね、やはり2年で帰っていただいて、その県の場で活躍していただいて、今後 紀北町のためにですね、いろいろお力も貸していただくのが本来ではないかと思います。

また紀平副町長におかれましてはですね、子どもさんもまだ小さくあります。ですから、2年離れていただけでも大変だろうと思います。ですから、この方をですね、3年、4年と引き止めるのは家庭の問題等もあって大変だろうと、そういうことで判断をいたしまして、任期で帰っていだたく、任期というのは4年ですけど、申し合わせの中で帰っていただくと判断したような次第です。

北村博司議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

ならばね、それは家庭的なことも言われましたけれど、ただ、紀北町にとってね、本当に 今までの歴代のこの副町長、紀北町になってからの副町長という、そこの存在というのはね 非常に私自身は大きいと思うんです。町長もそういう思いがあるならば、家庭的なこともあ るでしょう。将来のこともあるでしょう。県で力いっぱい働いてほしいということもあるでしょうけれど、当町にとってはやっぱり何とか力を借りてですね、補佐役としてやっぱり働いていただきたいという話が、一言ぐらいあってもいいんじゃないですか。そこら辺はね、2年が区切りだからということで、サラッと大人の話で流したとは私思えないんですが、今までの副町長としての責務の働きをみたときに、私はそう思うんですが、町長そういうとこはなかったですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

サラッと帰したわけではありません。確かに惜しいと思いながらですね、やはり申し合わせと、さきほどお話させていただいたような理由がありましてですね、帰っていただくことになりました。ですから、まちづくりに対しましてはですね、私も一生懸命やりますし、この川端氏につきましてもですね、十分働いていただけるものだと思っております。

北村博司議長

岩見君。

10番 岩見雅夫議員

非常にこう重要なですね、人事案件であるのに、きわめて説明不足と言いますか、そういう提案の説明不足が感じられます。議会運営委員会が今会期中に招集されてですね、私ども議会運営委員会のメンバーには、この22年3月紀北町議会定例会追加付議事件という文章はですね、第26号についての選任につき同意を求めるについての文書は渡っておるんですけれども、本議場ではですね、皆さんにはいってないと思います。いわゆる一般会計等の説明も含めてですね、提出議案についての、この説明書は配付されるわけなんですが、そのことを今、口頭でですね、町長のほうから述べられておるわけですけれども、そのことから見てもですね、皆さんに非常にこう説明不足の感は免れないと思います。

それで、ちょっと大事な問題ですので、基本的な点も含めてですね、ちょっと質疑をしたいんですけれども、この文書にも書いてありますし、さきほど町長から言われたかもわかりませんけども、紀平現副町長のですね、退職届というのは、本年の2月12日付ということになっておるわけですよね。それで3月定例会準備のための議会運営委員会はですね、2月の25日に開かれました。十分この準備のための議会運営委員会にはですね、提出をする日数的な余裕があったと思うんですけれども、それがなされずにですね、議会の最終日に追加議案

として提出されるということになったのは、どういうことかということが当然出てくるわけです。

それでこの補助機関であるですね、副知事及び副市町村長の設置という問題は、地方自治法で明記されておりまして、第 161条ではですね、定数の問題も定められて、決められております。定数は条例で定めるということになっております。大事な点は 162条なんですけれども、議会の同意を得てですね、選任するということになっているわけですね。今論議の中で問題になっております任期の問題ですけれども 163条ではですね、任期は4年とすると、しかしその任期中においても解職することができるということになっておりまして、 165条でですね、退職しようとするときは、その退職しようとする日の前のですね、20日までに議長に申し出なければならないし、第2項では町に申し出なければならないというふうに明記しておるわけです。

そういう関係で、この地方自治法第3款にですね、補助機関として161条、162条、163条、165条と、明確にうたってある関係もありますので、これらの今申し上げたですね、2月の12日に提出されておれば、当然3月議会準備のための議会運営委員会にはですね、提議がされてしかるべきだと思うんですが、それが議会最終日に追加として提案されるというのは、どういう事情によるものか。このことから見てもですね、非常に議会に対する説明が唐突であるというふうに感じるんですが、その点、町長はどう考えておられますか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にですね、紀平副町長のときも北村副町長のときもですね、同じようなレベルのこういった選任同意を求めることについてという議案を提出させていただいておるかと思います。私は。私も議員でしたので、確かそのぐらいだと思います。

それと提出についてはですね、私はこれ議会の議運の方はご存じだと思うんです。議会のほうにですね、判断を仰ぎました、私。いつ出せばいいか。そういうことでですね、議運へ確か、かけていただいたと思って、そして議運としては人事案件の慣例というか、そういった特性を鑑みて、今日提出だと思うんですが、その議運自体はですね、ですから一般質問の途中にですね、議案を提出させていただいた。それから日があるようにですね、お話皆さんおわかりいただけるように、それから日はありますし、そして本人自体がですね、収入役としていらしたことですから、そういったものについて本人は、議員として私も同じレベルで

存じておるということで、特殊な情報はございませんので、そういうことでさせていただい ております。

北村博司議長

岩見君。

10番 岩見雅夫議員

議会運営委員会のほうはですね、町長の提案に対して、これを議会に諮るということについては、提出の案件としてですね、瑕疵がない以上、これは受けますので、受理したわけなんですけれども、実はこの165条の退職しようとする日、前20日までにですね、申し出なければならないという点もあってですね、その人事案件が出されるという話が伝わったときに、一体その現副町長はですね、辞表を提出されておるのかどうかというのは、誰もですね、知らされてなかったと思います。

そういうことで議会運営委員会が開かれてですね、説明があって初めて2月の12日付でですね、提出されておりますという説明を、そのとき初めて受けたわけなんですけれども、もちろん議会全体としては知っていないという点もあります。そういう点でですね、非常に唐突ではないんか、その自治法の関係から見てもですね、もっと辞表が提出された段階で、直ちに議会への説明も含めて対応を準備すべきではないかというふうに考えていたんですが、その点はどう考えてますか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的に2月の12日ですね、辞表が提出されるまでは本人の意思がですね、決まっておりませんでしたね。提出されて初めてそのときに私も本人の最終意思ということでわかりますので、私それ以前にはお話はしておりましたが、正式には決まっておりませんので、その段階でですね、議員の皆さんにお知らせするわけにはいかないと思っております。

それと議長、副議長についてはですね、少しお耳には入れさせていただきましたですけれ ども、人事案件ですので、議長、副議長申し訳ないですけど、もう少し議会へ提出するまで お待ちくださいということで、お伝えはいたしました。

北村博司議長

岩見君。

10番 岩見雅夫議員

質問点の趣旨というのですか、そこのところを少しですね、適切に答えられてないような 点も感じますし、なお疑念が残るんですけれども、私が今指摘したようなですね、辞表提出 の時期、それから第 165条の関係もあってですね、明確に退職の申し出についてはですね、十分事前に説明や準備の話がですね、議会側に伝わってしかるべきではないかというふうに 今でも考えておりますが、質疑は一応これで終わります。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

165条につきましてはですね、きちっと20日以上前ということで、もうクリアして議長にもですね、その辞表につきましては見ていただきまして、そして了承というか、その退職届をですね、受理したというものをですね、見ていただきました。

ですから、そこからですね、そんなに遠くなく、人事案件ですので、いろいろ関心もございますので、こういう形になったかと思いますが、今までの形式も、私も15年議員させていただいて、このような形式が多かったのではないかと思っております。

北村博司議長

私のほうから申し上げておきますけれども、何か誤解を招くような言い方でしたので。紀平現副町長の辞表は3月16日になって、初めて見せられました。議案を議長のもとへ提出にお持ちになったときに、私のほうから現副町長の辞表を確認したい、お持ちくださいということでお願いして持っていただきました。それ以前には、私は紀平副町長がいつ付けで辞表出されたか確認しておりません。3月16日、つまり議運の前日です。それまで私は見ておりません。これは明確に申し上げておきます。

それ以外には見ておりませんですから、よろしいですか。

ほかに質疑あります。

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

21番 谷、これは議事進行というか、岩見議員の質問で、いやいや議運の話がよく出てきましたんで、私は議長の諮問を受けて議運で諮ったということ、今明確にしてくれたんですけどもね。

それともう1つ、町長にお尋ねしますけどね。これは本当に今まで前者議員がきっちりと その町長の思いをですね、質問したんですが、私はまず1つ町長に聞きたいことは、その副 町長の役割というのね、まず基本的に私たち議員の委員長と副委員長になると、どうしても 副委員長というのは委員長の補佐をするということなんですけど、またその副町長というの は私の考えているのは、やはり職員の指導、あるいは職員の町を思うその気持ち、そんなこ とをどんどんその吸収してですね、そしてその議会にいろいろと予算を付けるときも、また 議会に諮るときも、その副町長の役割というのは大きいと思うんですね。

ですから、副町長はそういう点で、今、こう申し出に提案してきた前収入役の川端さんがですね、本当に適任者であるのかどうかね。ということは職員の信頼を一身に受けられるかどうか、これは非常に回答しにくいと思うんですけど、そのことだけが随分気がかりなんです。その辺を回答できればひとつ、それも自信持って提案してみえたかね、一言だけお答えください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そうですね。副町長の役割というのは、どなたがなってもですね、同じことなんですけど、 そういった職員との調整を図ったりですね、93億円ともいう今回のような予算を私のところ に来るまでですね、ある程度たたき上げたりとか、いろいろなこともやります。ですから、 副町長の仕事というのは広範であります。

そういった意味の中で、副町長が職員ともですね、信頼関係を築いたり、またときにはですね、悪者になっていただいて、職員を叱咤激励していただくと、そういった役割を果していきますので、本川端氏は十分それに適任だと思っております。

北村博司議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

それからですね、この今回の一般質問でもたくさん質問の中にね、この合併した意義は何かという質問がたくさんあって、その中で、私はやっぱり一番財政を強くする、財政を安全にその町を引っ張っていく、これは国のその飴と鞭を与えられてですね、合併もして、もちろん合併したのはその国からの押し付けばかりじゃなくて、本当に合併協議会開いて、こうやって合併した。そんな中で財政というのが必要。だから私はこの残る今回15人か16人退職される方もありますけど、また残された人にもその財政を考えたら職員の中から、県から呼んでこなければ、この役所の中にですね、十分応えられる人物、副町長になれる方がですね、

私はあると確信しているんです。

そういうことで町長どうですか、財政面で随分、8億円国からの交付金を使って1億3,000万円で建てられるとか、いろんな面でそういう厳しい財政の中でですね、できるだけその町を発展させていく、そういう合併債も使おうとかいうこと以外の、ちょっと使い込みがひどい、優先しているんではないかという、ちょっと危惧を感じるんですね。

ですから、そういう点でも財政の面からでも、町長はですね、やっぱりその職員の中から 選んで、現職の中から選んで、そして県から来てもらえないんだったら、現職のできる職員 から選ぶと、そういう心構え一切なかったんですか、それだけお聞かせください。以上です。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

さきほど前者議員にもお答えさせていただきましたですけど、それこそ14人ですね、退職いたします、この3月31日付けをもって。もう本当に人事もですね、どうすればいいかという、今本当に必死に悩んでおります。この議会が終わりましたら、もう最終的な結論も出さなければいけない。とても私は最初からですね、現職の、例えば課長の中からですね、副町長をという頭は最初からございませんでした。以上です。

北村博司議長

よろしいですね。ほかに質疑ありますか。

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

1点だけお伺いします。実は去年、昨年のもう4月以降ですね、町の中へある噂が飛び交いまして、尾上さんが町長になられたら、川端氏を教育長か、あるいは副町長に起用するというふうに言ったという噂が、これ流れました。私は尾上さんにお会いして、事実ですかというふうに聞いたら、そういうことは一切ないと、起用するつもりはないということをお聞きしたんですけども、その辺記憶はございますか。それだけで結構です。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そのですね、いわゆる起用するつもりはないというような話は一切記憶にないですし、噂はですね、あくまでも噂ですので、私はそういう事実はないと思っておりますが。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

玉津君。

7番 玉津充議員

さきほどですね、谷議員と町長のやりとりの中で、町長ですね、予算93億円というふうに 申し上げられました。自分が立てた予算やもんやから、頭の中にもう染み込んでおると思う んですけど、91億円の誤りじゃないですか。

尾上壽一町長

93億 3,000万円、きめ細かなのを入れてのお話です。

7番 玉津充議員

そういう意味ですか、私は当初予算かなと思うて、議長から答弁もらわなあんかのやな。

北村博司議長

いわゆる13カ月予算ですね。最終予算、本来はね、当初予算で言うべきなんですが、そういうつもりでおっしゃっておられるんで、ご理解ください。

ほかに質疑ありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

ここで、議長は交代いたします。

島本副議長、議長席へお着きください。

島本昌幸副議長

それでは議長に代わりまして、会議規則第53条の規定により、議長が議員として発言を求められておりますので、私が議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

質疑を終了し、ただいまより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

反対の立場で討論いたします。

さきほど質疑で申し上げましたとおり、尾上町長は、新聞等で報道されているように、前 政権の奥山町政にギャップを感じたという大きな理由で選挙に出てきた経緯があるのに、今 回、副町長として迎えようとするのは、前政権の奥山町政を収入役として支えてきた人物であり、昨年の選挙は尾上町長の反対陣営として戦ったはずの人物を、まだ半年も経たずして、 今度は自分の陣営の参謀に迎えようとしています。これは町長の言動と行動は真逆であり、 大いにくい違っています。

この人物の個人的な資質で否定するつもりはありませんが、道理がとおりません。以前までは県に依頼し、県から人材を紹介してもらっていたはずであり、今まで県から紹介してもらった北村氏や紀平氏においても十二分に能力を発揮され、大きな実績を残しております。今回も県から人材を紹介してもらうことを否定する根拠が見当たりません。

合併して4年少ししか経ってない当町は、本庁舎問題をはじめ、各両区の調整が現存している事実がありながら、今後町長、副町長ともに海山区出身者となることにより、両区にとっての公平な施策をするうえにおいても、両区間に不公平があるといったよからぬ詮索を必要以上に受けることとなる恐れがあります。

今回は、この案件を否決することにより代わりの方を推薦してくるのか、しばらくの間、 副町長が不在でいくのかは提案権のある町長次第ですが、この討論で述べさせていただきま したことを十分理解していただき、今回は反対の立場で討論させていただきます。

また、町長においては、今回、人事案件にあえて反対する私の心苦しい気持ちも汲んでいただきたいと思っております。また議員各位におかれても人事案件を否決することは心苦しいことであるということも、あえて理解したうえで、ご賛同をよろしくお願いしたいと思います。以上で、私の反対の立場での討論を終了します。

島本昌幸副議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

島本昌幸副議長

次に、原案に反対者の発言を許します。

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

奥村でございます。人事案件ですので、慎重に言葉を選んで発言しなくちゃならんだろうとは思いますけども、私は唯一、その19年3月でですね、収入役というのは必要ないというふうな法律に、地方自治法が変わったときにですね、私1人だったと記憶しておるんですよ。町長はどういうつもりなんかというふうに、確か予算の中で町長を質したはずなんです。

このときに、町長は海山のことが私はわからんと、だから海山のことをするためにですね 海山をきちっとフォローするためにおっていただくんだという名目でした。これに対して私 はそうであるならば、収入役を廃止をして副町長2人にすればいいんじゃないかというふう に再提起しましたけども、それはとおりませんでした。

町長のいう、私はこれは町長の温情できたと私は理解してます。川端さんに対する温情で収入役をずっと続けさせてきたというふうに理解をしているわけです。しかし、と言うのは本当に町長は、元奥山町長は海山のことを考えて、川端さんを起用してたかというと、私はそうでないと思うんです。海山物産の問題が出たときにですね、海山物産に働いている人が子どもができるので、確か4万円だったと思いますけども、もう払いきれんと、何とかこういうのを、こういうのええか悪いかは別にしてですね、もっと安くこれからも海山で働き続けたいので、何とかならんだろうかと言うて、このことについても収入役にも相談しましたけども、実にそっけないものでした。

個人的なことというふうに、今お叱りを受けたわけですけども、そういう点からも本当に 海山をフォローするために在職されたのではないというふうに、そのときに私はとらえたわ けです。

そしてなおかつ、本来ならば安い給与で多くの臨時職員も働いております。そういう中にあって飛び抜けた高額で、私ならもう職員が退職して、私だったら職員を退職して退職金をもらい、また収入役なら収入役の給与もらって退職金をもらったならばですね、もう今度は私は恩返しだ。私だったら恩返しなんです。こういう地方自治法が改正された時点で、私だったらもう潔く辞めさせていただきます。それが海山人の気質だと思うんですよ。

にもかかわらず、再び登壇をするという、本人の希望かどうかは知りませんけども、こういうことについては、どう考えても許容できないものがあるわけです。以上で、私の反対討論を終わらせていただきます。

島本昌幸副議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

島本昌幸副議長

次に、原案に反対者の発言を許します。

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

ちょっと異例の登壇でございます。議長席を下りて、一議員として発言するというのは稀なケースでございますので、なぜ反対討論するという理由を明らかにさせていただきたいと 思います。

まずですね、尾上町長の選挙中、あるいはその後のずっと議会の答弁、その他を拝見いた しておりましてもですね、この合併町村の住民の融和をまず第一に考えるという、あまりお 言葉がないわけです。大変私はそれが残念に思っておるわけですけれども、合併第1期の奥 山町政のもとではですね、両区、海山、紀伊長島両区の融和の象徴として、海山区出身の職 員、当時課長でありましたけれども、川端清司さんが収入役に登用された。

そしてさきほど前者のご発言の中にもありましたけれども、地方自治法改正によって、収入役の制度が廃止されたあとも、議会の同意をもとに残任勤務されて4年間務められた。これは、えてして、この合併町村というのは、かつての地区根性と言いますか、そういうものがぶつかり合いになる。これはどこでもそういう例はございます。そういった意味で、両区融和の象徴として川端さんを任期満了まで皆さんもご同意なさった。これにほかならないと思います。

今でもですね、先般の選挙等を見てましても、まだまだ両区の一体化にはほど遠い状況があろうかと思います。事ごとに、ああ合併は失敗だった。ああするんじゃなかった。あるいはあっちはどう、こっちはどうという話がどこでも出るんです。そういったことは決して紀北町全体にとっては何のプラスにもならんことですから、両区の融和を図ることが何よりも大切だとされなければならないわけです。現状でも。皆さん、特に議会人、あるいは管理職の皆さんよくご存じのとおり、川端さんは当然その能力もあって、収入役というのは金庫番ですけども、本来は。その役目に止まらず奥山町政の中で大きな発言権、影響力を発揮された、保持されたことは周知の事実であります。

このような中で、そういった言わば奥山町政のシンボル的な立場の方だった。今回ですね 尾上町政が出発して、一体化はまだほど遠い現状の中で、町長、副町長ともに一方のこの出 身者で固めるというのは、町民から見るといかがなものか、両区融和の大命題に対していさ さか懸念を持つものです。もしあってはならないことですけれども、政治的なトラブルがあ ったり、あるいは予想される大規模災害のときに、片方の地区は災害対策本部、片方は副本 部ですけれども、副本部を指揮する人が、いわゆる二役、トップ、セカンドの中からは出な いわけです。現実に災害が起こったときは30分の距離ありますから、移動することは不可能 な場合もたくさんある。そいうったときに私はそういう災害のときの防災体制の指揮命令の 場合からみても、一方の区で固めるというのはいかがなものか、これは町長の住民目線の行政という大きな公約の柱にも反するのではないかと考えます。

それから、さきほどから何人かおっしゃられましたけども、県出身の副町長、北村文明さん、紀平勉さんが4年間に大きな貢献された、財政改善で。これは誰しも認めるところでございます。それにはまた陰に日向に県当局の手厚い支援策があったからこそ、合併町村として幾多の困難を乗り越えて、ようやく今一人歩きしかけたばかりです。その紀北町が県とのパイプを切って、私がトップセールスやると言われましたけれども、それほど私は簡単なものではないと思います。私は大変懸念するものです。県とのパイプを切ってまで、それに代わるだけの今回の人事がメリットがあるのか、私は極めて疑わしいとこう思っております。町長の判断が理解できません。

それとさきほどびっくりしました。私町長の口からあんな言葉出ると思いませんでしたけれども、この候補者選任された方は、町長選に出ようとされておったということをね、お認めになり、私はびっくりしましたけども、私は古いようですけども、忠臣は二君に仕えずという、これは日本人の美学であります。日本の文化であります。私はどんなに能力があっても才能、多分大変固辞されたはずです。奥山町政の中で大きな発言力を持った方ですから、自分が固辞されるはずです。有権者の意見、意思、町長選挙で示された有権者の意思や感情を逆撫でするように思います。

最後に百歩譲って町長のおっしゃられる、まだまだ行政経験がないんで、補佐役として副町長を選ぶというのだったら、さきほど否定されましたけれども、百歩譲ってそうだったら、職員の中から庁内登用をすべきです。副町長とベテラン課長級の給与はどのぐらい、さほど差がないはずです。少なくとも登用したことによる副町長給与の差額の持ち出しというのは、はっきりわかりませんけれども、それほどの金額にはならないはず。まして定数管理の問題から言えば、ベテラン課長が副町長になることによって、若い、若者、今、職を失っている。あるいは将来見込めん状態の若者を、優秀な若者を複数採用できるはずです。私はそういった意味で以上の諸点から、今回の異例ですが、降壇して、NOの意思を明確にさせていただきます。そうでないと無責任になりますので、以上で反対の討論とさせていただきます。

島本昌幸副議長

ほかに、原案に反対者の方はおりませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

島本昌幸副議長

それでは、以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(少 数 挙 手)

島本昌幸副議長

挙手少数です。

したがって、議案第26号 紀北町副町長の選任につき同意を求める件は、同意しないこと に決定いたしました。

島本昌幸副議長

ここで議長と交代させていただきます。

(議長と副議長の交代)

北村博司議長

大変失礼しました。それでは議長席に戻らせていただきます。 それでは議事を進めてまいります。

追加日程第2~4

北村博司議長

お諮りします。

意見書案 3 件につきましては、提案趣旨説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認め、一括して提案の趣旨説明を求めることに決定いたしました。 それでは、まず意見書案第1号について、提案の趣旨説明を求めます。 議会運営委員長谷節夫君。

議会運営委員長谷節夫議員

意見書案第1号 核兵器の廃絶と恒久平和実現を求める意見書案について、趣旨内容説明を申し上げます。

今回、本年2月25日付で、平和首長会議会長 広島市長、同副会長 長崎市長の連名で、 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議についてのお願いがまいっており、議会 運営委員会で協議させていただきましたところ、全員の賛同のもとに議会運営委員会で発議 するということになり、委員長であります私の提案、提出という形になっております。

提出の趣旨としましては、広島市及び長崎市が主宰する平和市長会議が、核兵器廃絶を目 指す緊急行動を行っています。

また、核兵器廃絶に向けた国内外の気運も高まっており、全国44の自治体も同趣旨の決議を行っています。このような中、本町におきましてもこの活動に賛同し、核兵器の廃絶と恒久平和実現に向けた取り組みを行うため、今回ご提案をさせていただくものであります。

提案にあたり、朗読させていただきます。

意見書案第1号

平成22年3月23日

紀北町議会議長 北村 博司 様

紀北町議会運営委員長 谷 節夫

核兵器の廃絶と恒久平和実現を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

核兵器の廃絶と恒久平和実現を求める意見書(案)

紀北町議会では、平成18年に非核平和の町宣言を決議し、また、平成21年12月に非核三原 則の法制化を求める意見書を国会及び内閣に提出するなど、平和推進事業に積極的に取り組 んでいるところである。

しかし、いまだに核兵器は世界に約2万2,000発も存在し、人類は、今なお核兵器の脅威 にさらされ続けている。

こうした中、先の平和市長会議において、2020年までの核兵器廃絶を目指す「2020ビジョン(核兵器廃絶のための緊急行動)」が策定され、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が本年のNPT再検討会議で採択されることを目指しています。

このような動きを踏まえ、被爆国としての核兵器廃絶の取り組みをさらに確実なものにし、 国際交渉を通して核兵器廃絶と恒久平和実現のため、国会及び政府におかれては、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、本年のNPT再検討会議において、同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国を始めとする各国政府に働きかけていただくよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月23日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 北村博司

提出先

衆議院議長 横路孝弘様

参議院議長 江田五月様

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 様

総務大臣 原口一博様

外務大臣 岡田克也様

以上の皆様方であります。以上、よろしくご審議のうえ、ご可決を賜りますようお願い申 し上げます。以上です。

北村博司議長

次に、意見書案第2号と第3号について、提案の趣旨説明を求めます。

教育民生常任委員長 平野隆久君。

教育民生常任委員長 平野隆久議員

意見書案について、趣旨説明内容説明を申し上げます。

提出の趣旨としましては、民間保育所運営費の一般財源化は保育の地域格差を拡大し、財政力の弱い自治体の保育供給量の縮小とともに、保育の質の低下、保護者負担の増大をもたらすものであります。また、新政権の政策合意である保育所の増設を図り、質の高い保育の確保、待機児童の解消に努めるということにも反します。

よって、当町といたしましても、国に対して民間保育所運営費の一般財源化は行わないよう要請する意見書案を、今回ご提案させていただくものであります。

提案にあたり、朗読させていただきます。

意見書案第2号

平成22年3月23日

紀北町議会議長 北村 博司 様

教育民生常任委員長 平野 隆久

民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書(案)

新政権になり、子育て政策・少子化対策に希望を持ったものの、緊急経済対策で出された「幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革」は、直接契約・直接補助方式の導入や最低基準の廃止・引き下げなど、この間、社会保障審議会少子化対策特別部会で行われている保育制度改革論議とかわらない中身になっている。

これらは、保育の公的責任を後退させる市場原理に基づく改革であり、介護保険の問題点や障害者自立支援法が廃止決定に至った事を見ればその破綻は明らかである。

そのうえ、「子ども手当の財源」をめぐり「民間保育所運営費の一般財源化」が浮上してきた。地方財政が逼迫しているなか、私立保育所運営費を一般財源化することは、子どもの育ちを支える保育を後退することにつながる。待機児童対策、少子化対策を進める為には国が財源を確保し、認可保育所の整備・運営を保障することが必要不可欠である。

平成16年度の公立保育所運営費の一般財源化では、保育所が増えるどころか、地方自治体では財政難を理由に民間委託と公立保育所保育士の非正規化・非常勤化が進み、子どもを育む環境に厳しい問題が生じている。

国の責任として、全ての子どもの育ちを保障することが求められる。

民間保育所運営費の一般財源化は、保育の地域格差を拡大し、財政力の弱い自治体の保育供給量の縮小とともに、保育の質の低下、保護者負担の増大をもたらす。新政権の政策合意である「保育所の増設を図り、質の高い保育の確保、待機児童の解消に努める」にも反することである。

よって、国においては、子どもの権利を最優先に、地方の実情を踏まえたうえで、国と地方の責任のもとに実施する充実した制度を守るよう、以下の事項について強く要望する。

1、民間保育所運営費の一般財源化は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月23日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 北村 博司

提出先

衆議院議長 横路孝弘様

参議院議長 江田五月様

内閣総理大臣 鳩 山 由紀夫 様

財務大臣 菅 直人様

総務大臣 原口一博様

厚生労働大臣 長妻 昭様

以上の皆様方であります。以上よろしくご審議のうえ、ご可決を賜りますようお願い申し 上げます。

北村博司議長

意見書案第3号の説明をお願いします。

教育民生常任委員長 平野隆久君。

教育民生常任委員長 平野隆久議員

意見書案について趣旨内容説明を申し上げます。

提出の趣旨としましては、政府においては障害者自立支援法の撤廃方針を決め、障害者制度改革推進会議を設置しましたが、新法成立制定は4年後と言われています。そして一番の問題点である利用料の応益負担と、日額払い方式については、いまだ実現する方向性すら見えていません。

国が新法制定までの間、撤廃を決めた障害者自立支援法をそのまま放置しておくのは矛盾があります。当町においてもその対象となる施設もあることから、新法制定までの措置として自立支援法の応益負担を応能負担に、日額払い方式を月額払い方式に早急に変更していただくことを求める意見書案を、今回ご提案させていただくものであります。

提案にあたり、朗読させていただきます。

意見書案第3号

平成22年3月23日

紀北町議会議長 北村 博司 様

教育民生常任委員長 平野 隆久

障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書(案) 上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書(案) 鳩山政権は障害者自立支援法の廃止方針を決め、障害を持つ当事者が半数を占める「障が い者制度改革推進会議」を設置した。

しかし、新法制定は4年後といわれている。

平成22年1月7日、障害者自立支援法訴訟において、原告・弁護団と国側は自立支援法廃 止を定めた基本合意文書を取り交わし、国は反省の意を表し訴訟は終結した。

一番の問題点である利用料の『応益負担』については、『応能負担』へ戻すと明言したものの、平成22年度予算にはそのための財源は組み込まれていない。また、報酬(運営費)の『日額払い方式』については、即時撤廃を行うべきと多くの関係者が主張するが、未だ撤廃の方向性は見えていない。

自立支援法施行以降、日額払い方式で報酬(運営費)が支払われる仕組みによって、施設経営は非常に不安定になり、やむなく働く者の賃金を引き下げることで乗りきろうとした施設が続出した。その結果、多くの職員が職場を去り、障害施設の人材不足は深刻である。人材確保のためにも、日額払い方式という経営を不安定にさせる仕組みを撤廃することが早急に必要である。

政府は来年度予算案に、障害福祉サービス・補装具の負担軽減として 107億円を盛り込み、住民税非課税世帯は無料とした。しかし自立支援医療は対象外とされ、当初の想定必要経費 300億円の3分の1程度にとどまっている。

国が、新法制定までの間、撤廃を決めた「障害者自立支援法」をそのままで放置しておくのは矛盾である。問題点を改善し、障害者(児)の生きる権利を保障するよう早急に手だてを打つ必要がある。

よって、国においては、障害者(児)の権利を最優先に以下の事項について強く要望する。 1、新法制定までの措置として、自立支援法の『応益負担』の『応能負担』への変更を早 急に実行し、『日額払い方式』を『月額払い方式』に、早急に変更すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月23日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 北村博司

提出先

衆議院議長 横路孝弘様

参議院議長 江田五月様

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 様

財務大臣 菅 直人様

総務大臣 原口一博様

厚生労働大臣 長妻 昭様

以上の皆様方であります。以上よろしくご審議のうえ、ご可決を賜りますようお願い申し 上げます。

北村博司議長

以上で、意見書案3件についての提案の趣旨説明を終わります。

これより議案の審議に入ります。

追加日程第2 意見書案第1号 核兵器の廃絶と恒久平和実現を求める意見書を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

岩見君。

10番 岩見雅夫議員

意見書案第1号 核兵器の廃絶と恒久平和実現を求める意見書についての賛成討論をいたします。

本意見書案の中にも書かれておりますように、当紀北町議会は、18年に非核平和の町宣言を決議をし、さらに21年度の12月、去る12月議会ですが、非核三原則の法制化を求める意見書を国会及び内閣に提出するなど、非常に積極的に取り組んでいるところであります。

今回のこの核兵器廃絶のための緊急行動につきましては、本年の5月1日からアメリカ、 ニューヨークにおきましてNPTの再検討会議が開催され、日本からも大勢の代表団が参加 することになっております。この際、ご紹介いたしますが、ここに見えます近澤チヅル議員 も三重県代表の1人として、このNPTの会議に参加をする予定です。たくさんの署名を結 集して、国民の声を一層反映させ、この恒久平和、核廃絶の目標に向かって頑張ってくるということになっております。是非この際、こういった声をですね、国にも要請することが非常に重要である。このことを申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第2 意見書案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

北村博司議長

次に、追加日程第3 意見書案第2号 民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書を 議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第3 意見書案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

北村博司議長

次に追加日程第4 意見書案第3号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」 に関する意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第4 意見書案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

北村博司議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

北村博司議長

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで、この今月末、31日をもって退職される紀平勉副町長から、ご挨拶の申し出をいた だいておりますので、許可いたしたいと思います。

紀平副町長。

紀平勉副町長

失礼いたします。発言のお許しをいただきましてありがとうございます。退任のご挨拶を 申し上げます。

この度、3月31日をもちまして、副町長の職を退くことになりました。今回、職を退くに あたりまして、議会の混乱をお招きいたしましたことは、非常に心苦しく申し訳なく思って おります。

さて、平成20年3月、約2年前の定例会でございます。選任のご同意をいただきまして、 着任以来、町長を補佐する立場といたしまして、紀北町政推進のために全力を尽くしてまい りました。その間、議員の皆様方には一方ならぬご指導、ご鞭撻をいただきましたことを、 心より厚く御礼申し上げます。

これからも町行政とは関係のある仕事に携わることになりますので、紀北町政推進のために微力ではございますが、力を尽くしてまいります。今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。大変お世話になりました議員皆様方の、これからの御健勝と、ますますのご活躍を心から祈念申し上げまして、お礼のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

北村博司議長

紀平勉副町長におかれましては、わずか2年という短期間でございましたけれども、前北村文明副町長に引き続いて、本町の振興発展に格段のご尽力を賜りました。これはお世辞でもなんでもなく、心底そのように思います。心から敬意を表したいと思います。今、心苦しいというようなご発言がございましたけれども、決してこれは議会のひとつの判断でございますので、決してそれを気になさることなく、これは町長部局と議会が今後一生懸命考えていくことでございます。

「逢う」ということの大切さ、きびしさ、うれしさ、悲しさは、人生とはそういった逢うと別れの繰り返しでございますけれども、私どもにとって紀平勉という1人の人物と逢えたことは、大変人生の中において大きな意味があり、幸せなことにきっとなろうかと信じております。

在職中は職員の意識改革に積極的に取り組まれ、「エリートよりリーダーを目指せ」というその基本理念は、職員一人ひとりの胸に、「眼力心胆」という大きな宝物を残してくれました。常に物事に対し澄んだ純粋な目で見て、創意工夫を重ね素直に実行する力を持ち、すべてに感謝し、報酬を求めない無欲な心で、多数に屈せず自信を持って貫く、そのような胆の据わった職員がたくさん育っていくことだろうと確信いたしております。

我々議会議員をはじめ、執行機関ともども、町民が安心して暮らせるまちづくりに精進する心構えであります。どうか紀北町の「応援団」として、今後とも県政の中で、是非ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。何卒健康にご留意され、ますますご活躍いただきますことをお祈り申し上げるとともに、心からお礼を申し上げまして、お礼の言葉といたします。本当にありがとうございました。

北村博司議長

続きまして、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。 尾上町長。

尾上壽一町長

3月定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月3日に開会されました本定例会では、本日まで終始ご熱心にご審議をいただき、 平成22年度当初予算はじめ、上程いたしました諮問1件と25議案につきまして、ご可決をい ただきまして誠にありがとうございます。

町政にはあらゆる課題、問題が山積しておりますが、議員の皆様からいただきましたさま

ざまなご意見を再検討するとともに、町民の方々から預かっている大切なお金ということを 再認識し、平成22年度予算及び私の不徳といたすところで修正案が提出されるなど、ご迷惑 をおかけしましたが、予算につきましては議員の皆様や町民の方々に、ご理解をいただける よう、大切に執行してまいりたいと考えております。

さて、紀平副町長には2年にわたり、これまで三重県職員として培った、あらゆる行政手腕を遺憾なく発揮していただき、安全・安心のまちづくりや地域活性化をはじめ、県とのパイプ役として諸般の町政にさまざまなご尽力をいただきましたが、今月末をもって当町を去り県政の場でご活躍されることになりました。私といたしましても、議員として、また昨年11月からは町長として一緒に町政の推進に邁進してきたところであり、大変残念なことでありますが、ご無理を申し上げると紀平副町長にもご迷惑をおかけすることになりますので、退職の申し出を受理したところであります。

紀平副町長には三重県に帰られましても、紀北町のために今後ともご指導賜りますよう、お願いを申したいと考えております。どうかよろしくお願い申し上げます。また、その後任として昨年末まで収入役を務めていただきました川端清司氏に副町長として、町政に携わっていただこうと本定例会に追加上程しましたが、残念ながら議員の皆様にご同意をいただくことができませんでした。

したがいまして、当面の間は副町長が不在ということで、町政を推進していくことになります。そのようなことから、町民並びに議員の皆様に大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解をいただき、より一層のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員各位のご活躍とご健勝をお祈り申し上げまして、閉会にあたり ましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

北村博司議長

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

3日から開会されました3月定例会の全日程が、議員各位並びに町長はじめ、執行部の皆様方のご協力によりまして、ここに無事、適正にして妥当な議決をいただきましたことに対し、議長として誠に喜びにたえません。本年度も残すところあと8日となりました。平成22年度を迎えるにあたり、魅力あるまちづくりの実現に向け、新たなる心構えでスタートを切っていただきたいと思います。

最後になりましたが、おそらくこの定例会が最後の議会出席になろうかと思われます塩崎

財政課長、中原危機管理課長、谷口住民課長、また、このご三人以外にも今年度で退職される方があると伺っております。長きにわたり、紀北町の発展のためにご尽力賜りましたことに、議会を代表しまして深く感謝の意を表するとともに、心からお礼を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

健康にご留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、これからも、また紀 北町の発展のために、町民の立場でのご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。 長い間、本当にご苦労様でございました。

なお、今期定例会に賜りました議員、施行部並びに報道関係各位のご協力に対して、心から厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。閉会にあたってのご挨拶といたします。 どうもありがとうございました。

これをもちまして、平成22年3月紀北町議会定例会を閉会いたします。

長い間、ご苦労様でございました。

(午後 6時 41分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成22年6月8日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会副議長 島本昌幸

紀北町議会議員 家崎仁行

紀北町議会議員 川端龍雄